

南三陸町総合計画

2007~2016

# 南三陸町総合計画

2007~2016



宮城県南三陸町

宮城県南三陸町



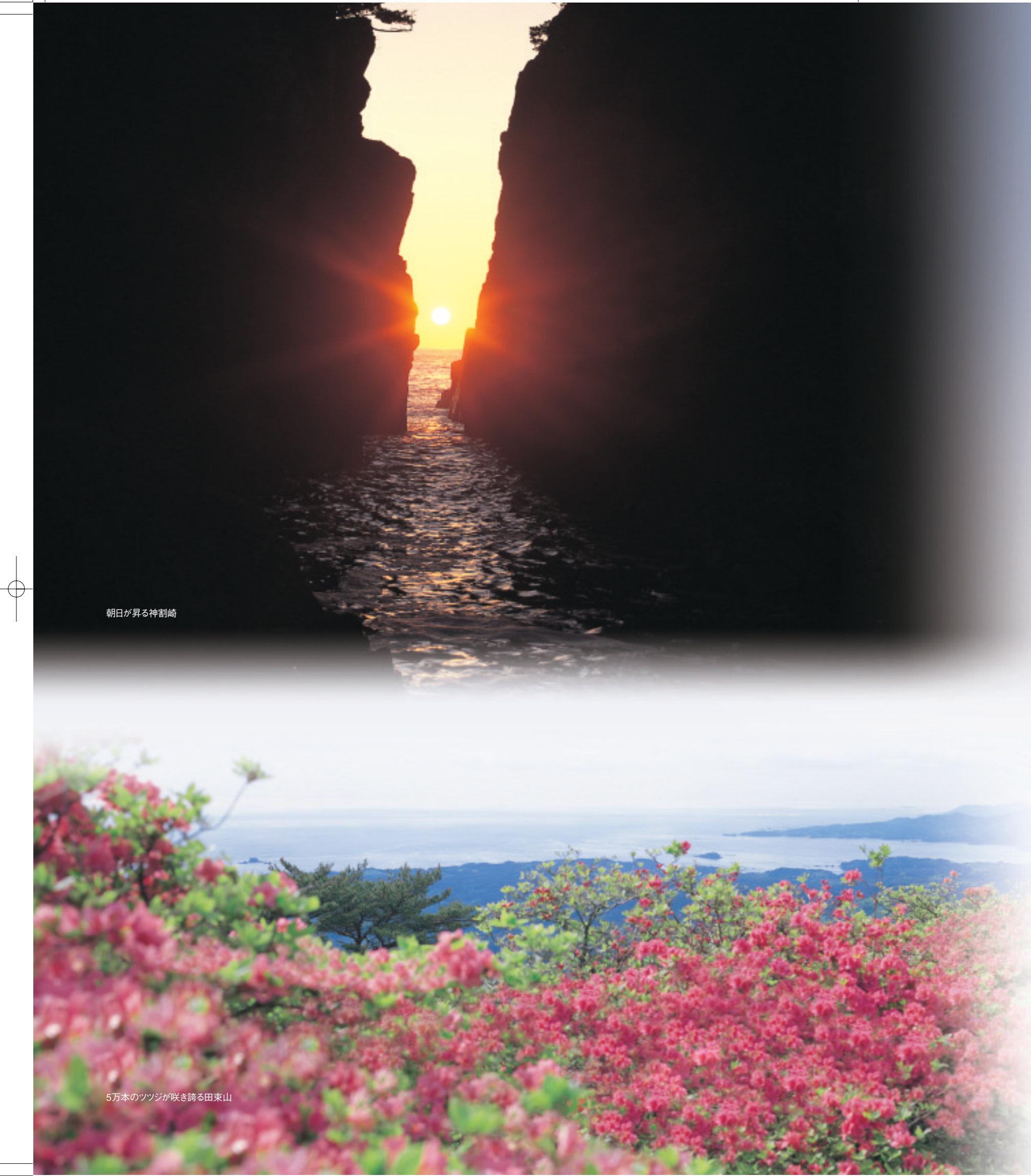
◎本紙は環境にやさしい古紙配合率100%再生紙と大豆油インキを使用しています。

# 自然・ひと・ なりわいが紡ぐ

**南三陸町総合計画**  
2007~2016 平成19年度~平成28年度

# 安らぎと賑わい のあるまち





朝日が昇る神割崎

5万本のツツジが咲き誇る田東山

## はじめに



このたび、平成17年10月1日に志津川町と歌津町が合併し、新しく誕生した「南三陸町」のはじめての総合計画を策定しました。

南三陸町はこれまで豊かな自然の恵みを財産として、水産業や農業などの第一次産業を中心に暮らしを営み、他に誇りうる固有の風土を育んできました。

しかしながら、本町を取り巻く社会・経済情勢は急速に変化しており、これからのまちづくりは、人口減少社会の到来や財政規模の縮小、危機管理体制の構築や環境への一層の配慮を念頭に進めていく必要があります。

今後は、南三陸町としての個性を磨き・高め・発信し、他の地域と競い合い、切磋琢磨していかなければならないことから、南三陸町ならではのブランド創りに積極的に取り組んでいきます。

また、町民生活の安全安心の実現も喫緊の大きな課題であり、「南三陸町に住んでよかった。」と実感できるような施策を実行し、なおかつ町民の皆様とともに創造していく南三陸町という考え方を具現化していくため、「協働のまちづくり」という概念を意識して計画づくりを行いました。

総合計画は、行政運営のためだけの計画ではなく、町民の皆様と一緒にまちづくりを進めていくための協働推進計画という一面も持ち合わせています。

私達は、町の将来像とする「自然・ひと・なりわいが紡ぐ 安らぎと賑わいのあるまち・南三陸町」の実現に向け、全力を挙げて取り組んでいかなければなりません。これからの総合計画を基本としたまちづくりの推進につきまして、一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました町議会や総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、まちづくりワークショップの委員やまちづくり住民意向調査で貴重なご意見をいただきました多くの町民の皆様から感謝を申し上げます。

平成19年3月

南三陸町長

佐津 仁





日本の原風景が残る入谷地区の里山

## 目次

<b>第1編 総論</b>	7
<b>第1章 南三陸町総合計画について</b>	8
1. 総合計画策定の趣旨	8
2. 総合計画の役割と性格	8
3. 総合計画の構成と期間	9
<b>第2章 南三陸町を取り巻く情勢</b>	10
1. 南三陸町の概況	10
2. 南三陸町を取り巻く時代の潮流とまちづくりの着眼点	12
<b>第2編 基本構想</b>	17
<b>第1章 南三陸町のまちづくりが目指すこと</b>	18
1. まちづくりの基本理念	18
2. まちの将来像	18
3. まちづくりの視点	19
<b>第2章 人口・経済等の見通し</b>	20
<b>第3章 土地利用のあり方</b>	23
<b>第4章 施策の大綱</b>	24
<b>第3編 基本計画</b>	33
<b>第1章 基本計画の体系図</b>	34
I 安全で安心なまちづくり	36
II 集いと賑わいのあるまちづくり	41
III みんなで支えあう健康のまちづくり	53
IV 環境と調和したまちづくり	62
V 知性と豊かな心を育むまちづくり	73
VI 参加と協働が活発なまちづくり	79
VII 戦略的な地域経営の展開	85
<b>第2章 リーディングプロジェクト</b>	90
<b>第4編 資料編</b>	93



- ① モアイの像とコンドルの碑
- ② 田東山の穴滝
- ③ 日本オートキャンプ協会（JAC）認定の3つ星マークの神割崎オートキャンプ場
- ④ 河口から市街地を臨む八幡川
- ⑤ 南三陸温泉



- ⑥ 桜の名所・東山公園
- ⑦ 椿島と竹島
- ⑧ 荒島とサンオーレそではま
- ⑨ 世界最古の魚竜化石・ウタツギヨリュウ（魚竜館）
- ⑩ 松笠屋敷（ひころの里）

# 第1編 総論

## 第1章 南三陸町総合計画について

1. 総合計画策定の趣旨
2. 総合計画の役割と性格
3. 総合計画の構成と期間

## 第2章 南三陸町を取り巻く情勢

1. 南三陸町の概況
2. 南三陸町を取り巻く時代の潮流とまちづくりの着眼点





# 第1章 南三陸町総合計画について

## 1 総合計画策定の趣旨

本町は、進行する少子高齢社会や時代の要請である地方分権社会に的確に対応する手段として、平成17年10月1日に合併し、本地域の更なる飛躍と発展を図るべく、南三陸町としての新たな歴史を刻みはじめたところです。

志津川町・歌津町合併協議会においては、市町村の合併の特例に関する法律第5条第2項の規定に基づき、新町建設計画を策定しています。この建設計画は、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。

本計画は、新町建設計画の趣旨を尊重し、旧町の地域資源や歴史・文化を受け継ぎ、均衡あるまちづくりを図るため、その内容を活かした形で策定するものです。

時代の潮流である人口減少社会、環境問題の深刻化、世代間の価値観のギャップ、地域経済衰退への懸念、防災等における地域としての危機管理のあり方などの諸課題は、行政と住民の協働の手法により、その解決の糸口を見いだし、南三陸町独自の地域政策を展開していくことが重要となります。

本計画は、以上のような本町のこれからのまちづくりを取り巻く様々な課題を政策に反映し、新しいまちづくりの指針とするために策定するものです。

## 2 総合計画の役割と性格

本計画は次のような6つの役割と性格を担う計画とします。なお、本計画の策定にあたっては「参加と公開」の理念のもと、町民参加体制、庁内検討体制等を構築し、その取りまとめ作業を進めました。

### ① まちづくりの最上位としての計画

本計画は、新町建設計画を発展的に継承・包含するとともに、各種個別計画の指針となるものであり、まちづくりの最上位に位置付けられる計画であるとともに、国や県に対して本町の基本的な考え方を発信する役割を有するものです。

### ② 安全安心のまちづくりを具現化する計画

本計画は、町民の生命及び財産を守り、子どもから高齢者まで健やかに安心して暮らしていける環境づくりを、行政の第一の使命であると位置付け、町民が「真に安心して暮らしていけるまち」の実現に向けた計画とします。

### ③ 地域戦略としての計画

本計画は、少子・高齢化の進行により予想される生産年齢世代の減少などの構造的問題からくる財政規模の縮小、それと相反する形で顕在化してくる行政ニーズの多様化・増大といった課題に的確に対応し、地域間競争を生き抜くための戦略的な役割を担う計画とします。

### ④ 住民・民間活動との連携・協働につなげる計画

本計画は、町民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、その参画方法や活動方法、役割分担のあり方など、町民と行政の共通理解を促す計画とします。

### ⑤ 計画的・効率的行政運営の指針としての計画

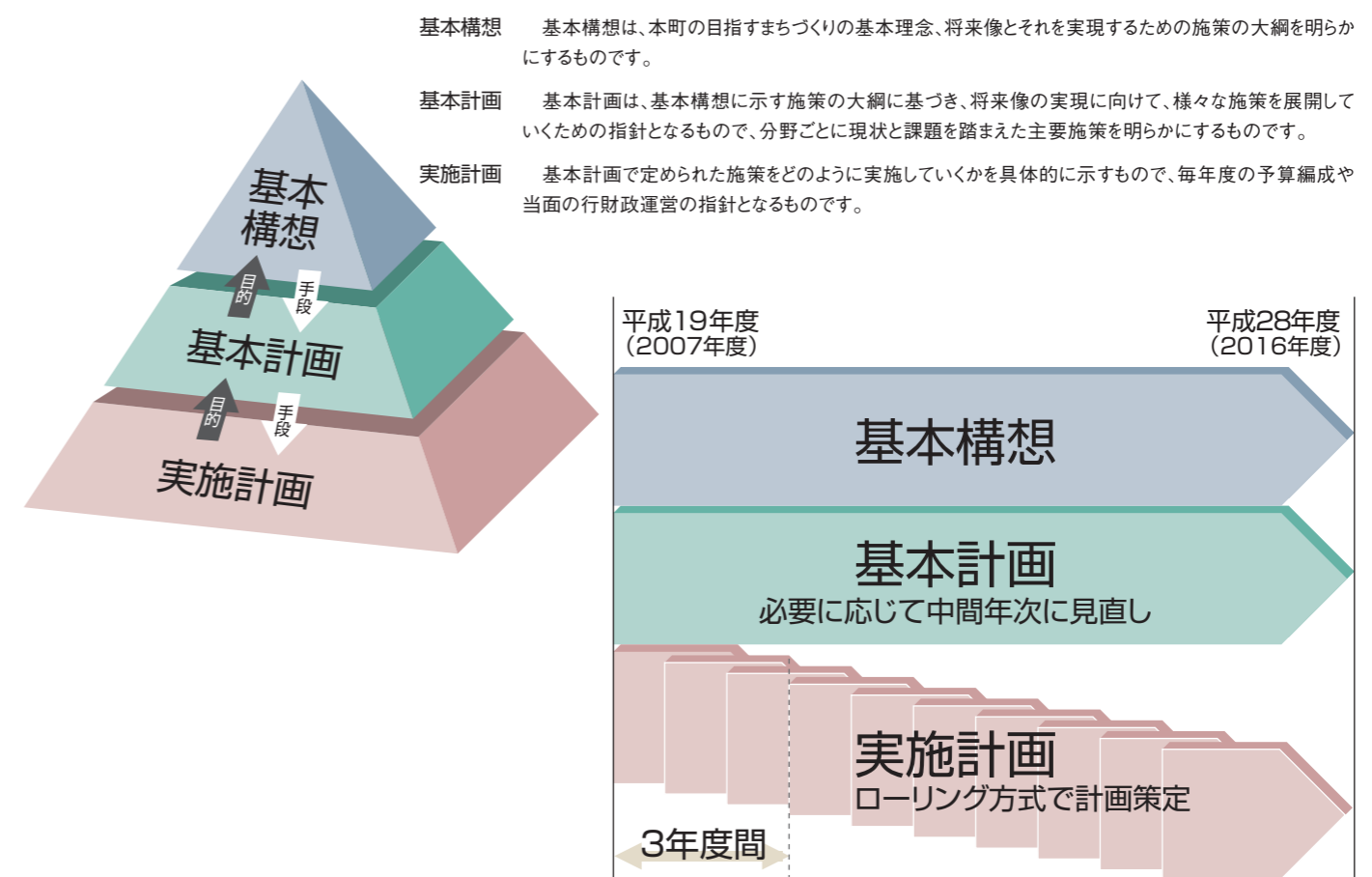
本計画は、まちづくりの総合分野を守備範囲とし、長期的な展望に立った計画的・効率的行政運営の指針を示すものでもあり、計画策定後は※行政評価の視点から事業の検証が可能な計画とします。

### ⑥ 南三陸町の個性を基調にした計画

近年、個々の市町村の主体性や独自性が問われています。本計画は、地域のブランド化を意識した、南三陸町を内にも外にも誇れるまちづくりを促す計画とします。

## 3 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。



実施計画は、毎年、向こう3年度間を期間として、※ローリング方式で策定し、別に公表します。

※行政評価 行政活動を評価し、その結果を計画策定、行財政改革、予算編成等に活用する仕組み。  
 ※ローリング方式 総合計画などの長期の事業計画の実施過程で、計画と実績を毎年チェックし、計画的な目標達成を図る方式。



## 第2章 南三陸町を取り巻く情勢

### 1 南三陸町の概況

#### ① 自然的・地理的特性

本町は、宮城県北東部、本吉郡南部に位置し、リアス式海岸の豊かな景観を有する南三陸金華山国定公園の一角を形成しています。東は太平洋に面し、西は登米市、南は石巻市、北は本吉町にそれぞれ接しています。



町の面積は163.74km<sup>2</sup>、東西約18km、南北約18kmで、西・北・南西は北上山地の支脈の東南にあり、東は海に向かって開け、西の田東山嶺から海に向っては、北上山地の山麓部、※開析された海岸段丘を経て海岸部に至っています。海岸部は、日本有数の良好な養殖漁場となっています。

気候は、太平洋沿岸に位置するため、海流の影響により夏は涼しく、冬は温暖で雪が少なく、比較的温暖な地となっています。

#### ② 歴史的特性

本吉郡は、平泉(岩手県)の藤原清衡が奥州に強い勢力を持った平安時代、大量の金を産出したため、藤原氏と密接に関係し、平泉黄金文化繁栄の重要な役割を担いました。

文治5年(1189年)、源頼朝の遠征で藤原氏による奥州支配が終わり、この地方も鎌倉武士の所領となります。

南北朝時代からは、牡鹿地方や岩手県南地方まで勢力を拡大していた葛西氏の所領となります。

天正18年(1590年)、葛西氏は豊臣秀吉に滅ぼされ、葛西氏が統治していた広大な領地を木村氏が治めます。しかし謀反が続いたため、秀吉の命を受けた伊達政宗が翌年鎮圧。以来、本吉郡は江戸時代末期までの270年間にわたり伊達氏に統治されました。

明治2年、政府が発令した廃藩置県により本吉郡は桃生県に属し、次いで石巻県、登米県、一関県、水沢県、磐井県へと管轄を変えながら、明治9年に宮城県に編入されました。

明治28年の町制施行により、本吉村が志津川町と改称され、その後、昭和の大合併(昭和30年)により、志津川町、入谷村、戸倉村が合併した志津川町と昭和34年に町制を施行した歌津町が平成17年10月に合併し、南三陸町となりました。

江戸時代には入谷地域が伊達藩の養蚕発祥の地として栄え、これを基盤として明治後半には、養蚕業が発展しました。昭和初期になると養蚕業に代わり水産業が盛んになり、漁業の町としての基礎が形成されました。

また、南三陸町の歴史において特筆しなければならないのが、地震・津波災害との戦いと復興の歴史です。本町は、その地形的な特性から津波の影響を受けやすく、数々の津波の被害があったことを示す

記録は古いものでは平安時代まで遡ります。近代になっても、明治29年、昭和8年の三陸大津波、そして、まだ、多くの人の記憶に残り、語り継がれる被害としては昭和35年のチリ地震津波があります。この津波により志津川地区の市街地は壊滅的な被害を受け、比較的、被害の少なかった歌津地区の多くの住民が、被災者の救援活動にあたりました。

これらの度重なる津波の被害から人々の暮らしを守るため、昭和の初期から沿岸に防波堤、防潮堤の整備が進められるとともに、今日でもその教訓を生かし、自らの安全は自らで守るという強い意識の下、町をあげての大規模な防災訓練が行われています。

#### ③ 経済的・社会的特性

本町は、気仙沼市とともに気仙沼・本吉地域の行政、経済、医療、文化における中心的な役割を担う地域として発展してきました。

経済面では漁業、特に養殖漁業が町の発展において大きな役割を果たしました。古くからノリ、カキ、ワカメ、ホヤなどの養殖が行われ、昭和50年代になると世界に先駆けたギンザケ養殖が多くの水揚げを誇りました。近年では、ワカメ、ホタテ等の養殖も盛んに行われ、資源管理型漁業を積極的に推進し資源増大

に努めるなど、圏域の経済発展に大きく貢献しているほか、健康食品・医薬品の原材料としての海産物の活用といった可能性も高まっています。

こうした水産業の発展に伴い、本町の人口は昭和30年代には25,000人を超えるまでに増加しましたが、その後、様々な要因から人口減少が続き、平成17年の国勢調査においては18,645人となっています。

バブル経済崩壊後の全国的な経済停滞、第一次産業の先行き不透明感等からくる担い手不足などの影響もあり、本町の各産業分野も厳しい経済状況に置かれており、定住人口の維持・拡大の観点からも、地域資源を活かした創業等による雇用の場の確保も重要な課題となっています。とりわけ、本町における豊かな自然環境や農業、水産業といった「生業」<sup>なりわい</sup>を活かした体験型観光交流サービス業は、全国、県内でも注目を集めるものになってきています。

本計画期間中には、町民の長年の悲願でもある三陸縦貫自動車道登米志津川道路が開通する見通しで、これにより東北の中核都市圏である仙台都市圏との時間・距離が大幅に短縮されることになります。広域圏としては気仙沼・本吉圏域に位置付けられている本町ではありますが、仙台都市圏、石巻都市圏などの都市との交流人口の増加を念頭に置きながら、これを町の活性化に活かしていくことも重要となります。



※開析 地表面が多くの谷で刻まれ、その連続性を失って細分化されること。



## 2 南三陸町を取り巻く時代の潮流とまちづくりの着眼点

本町を取り巻く社会・経済情勢は急速に変化し、今後さらに目まぐるしい変化が予想されます。本町のまちづくりを進めるにおいては、時代の潮流を踏まえて、次のようなものに着目する必要があります。

### ① 人口減少社会への転換

これからのまちづくりにおいて、最も影響が大きく確定的な要因と考えられるのが、人口減少社会への転換です。経済基調についてはバブル崩壊後、一足先に右肩上がりの時代を終えましたが、今後は人口構造でも同様の変化が基調になります。このことは、これまで「成長」を前提としてつくりあげられてきた社会や経済の仕組みを少なからず変化させると考えられます。

#### ●人口構造が変わる

国の予想では日本の人口が減少に転じるのは2007年と見込まれていましたが、実際には2005年に人口は減少に転じています。

人口の減少は、これまでの日本社会が経験しなかったことであり、生産年齢人口(15歳～64歳)の減少により、地域経済の担い手の確保が深刻な問題となることが予想されます。

このため、高齢者や女性の社会参加を進め、活躍の場を生み出すことが本町の経済活性化においてますます重要になると考えられます。

人口減少社会下のまちづくりには、人、モノ、情報、資金などの限られた資源を有効に活用し、行政と町民がともに町の経営を考えていくことが求められています。

#### ●超高齢化に備える

人口減少社会は超高齢社会の到来という側面を持っています。厚生労働省が発表した平成16年(2004年)の日本人の平均余命は男性が78.64歳、女性が85.59歳となっており、依然、世界の長寿の国となっています。

平成17年(2005年)の本町の高齢化率は27.6%と全国の19.5%を大きく上回っており、本計画の目標年次である平成28年(2016年)には35%に達すると予測されます。

このため、高齢期に認知症や寝たきりにならず、自立して生活できる期間をできるだけ長く保てるよう、個人が主体的に自らの心身の健康を管理する時代が到来すると考えられ、人生80年を見越した介護予防、生きがいづくり等がその重要性を増してくると思われれます。

#### ●次世代の担い手対策

また、少子化も人口減少社会のもう一つの側面です。若年層の雇用環境の不安定化、これに伴う晩婚化などが少子化を助長する要因とされています。



少子化対策には、福祉面だけでなく、雇用・経済面での対策など包括的な観点からの取組みの重要性が高まっています。国においても急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため「次世代育成支援対策推進法(平成17年4月施行)」を制定し、子どもを産み育てやすい社会づくりへの取組みを積極的に推進しています。

本計画策定の一環として実施したまちづくり住民意向調査においても、若い女性層からの子育て環境の充実に対するニーズが高くみられます。

これからのまちづくりにおいては、様々な子育て支援サービスの充実とともに、地域全体で子どもを守り、育てる環境づくりが望まれます。

### ② 危機管理社会の構築

地震・風水害等の大規模な自然災害や様々な事故・事件が発生するたびに、初期段階での迅速な対応及び未然の防止の重要性について、社会全体の関心が高まってきました。「危機管理」という発想は、国だけでなく、企業や自治体、個人においても重要なものとなってきます。

#### ●災害などに備える

災害、異常気象などの天変地異に対する関心が高まり、社会・個人の備えが重視されています。予測・監視、防災、救助・救急対応、代替手段の確保、あるいは、地球環境の悪化、人為的環境における事故、テロや国際情勢の悪化に備えた治安、国境を越える疫病などへの備えなど、「危機管理システム」が国・地域・事業所・家庭などにとっては重要な視点となります。本町では明治、昭和の三陸大津波、チリ地震

津波と自然災害による被害を受けてきました。宮城県沖地震の再発の危険性は今も高まりつつあります。災害に強い町を実現していくためには、施設面の整備や防災拠点機能の充実、町民意識の啓発、連携・協力体制の確立などハード・ソフト両面から対応できる地域防災の仕組みを構築していくことが重要です。

#### ●身近な危機に備える

平成15年における本町の人口1,000人当たりの犯罪認知件数は7.7件であり、県全体の18.4件と比較して、相対的に犯罪の発生は少ない状況にあります。しかし、殺人等の凶悪犯罪件数は少ないものの、窃盗犯等については年間100件以上も発生しています。



道路交通網の発達による人の移動の広域化、振り込め詐欺やネット犯罪、青少年や乳幼児を巻き込む事件など、従来とは異なる性質の犯罪も都市部だけのことではなくなっているのが実情です。

これからのまちづくりにおいては、住民相互の信頼関係を活かしながら、地域での防犯活動の活発化、身近な地域における住民同士のつながりによる犯罪者が嫌う「目」の行き届いたまちづくりを心がけることが必要となります。



### ③ 資源循環型社会への転換

地球温暖化、砂漠化、酸性雨、資源エネルギーの枯渇、廃棄物問題など地球規模での環境問題が日々深刻化しつつあります。環境問題は地球規模での共通の課題ですが、これらの問題を引き起こす要因の一つひとつは、私たちの経済活動や生活から生み出されています。まさに「地球規模で考え、足元から行動する」ことが求められる時代となっています。

#### ●環境調和社会への志向

地球規模での環境問題がクローズアップされ、自然との共生がテーマとなることから、企業・地域・個人などがそれぞれの責任で地球環境を守る時代となります。海や山が織りなす自然環境は、本町の最大の財産であり、これらの財産は未来から私たちの世代が借り受けているものであるという発想が重

要となります。地域の森林や緑、海や川の環境を大切にし、その価値を高め、次の世代に返していくことが求められます。

#### ●資源の循環的利用を高める

自然環境の価値を高めていく場合に本町にとって重要となるのが「資源の循環的利用」です。本町の基幹産業である漁業は、沿岸養殖業が中心です。本町の海の恵みの豊かさは、森林を水源とする河川を通じてもたらされる有機物等によって育まれています。また、水質の状況を向上させるためには、生活雑排水等の河川等への流入をできる限り少なくしていくという私たちの日常の暮らしにおける心がけも重要となります。

これからのまちづくりにおいては、限りある資源・エネルギーを無駄なく環境にできる限り負荷をかけずに再利用することが求められます。このため、様々な

産業間や産業と生活との間における生産～流通～消費～処理・再利用サイクルという地域内循環システムの構築と活用が課題となります。



をいかに流動させるか、「知識」と「知恵」が一層重視される時代が始まっています。東北地方で進められている「モノづくり\*産業クラスター計画」は、こうした流れに対応したものといえます。これからの富の源泉は、「知恵」や「知識」を有する人材へと変化します。多彩な人材をいかに町に呼び込み、そのネットワークを活かしていくかが本町の経済活性化にとって重要となってきます。また、そのためには、多くの人を惹きつける要素となる、美しい自然や街並み、文化的雰囲気、開かれた気風、利便性の高い生活基盤などの総合的な町の魅力を高めていくことも必要となってきます。

### ④ 情報・交流型社会の到来

ITの著しい発展による情報通信ネットワークの世界的な普及に伴い、情報化が急速に進展しています。広域交通体系の拡充により、国内外の人、モノの移動も飛躍的に拡大しています。本町においても高速情報通信サービスの拡充、三陸縦貫自動車道の延伸・開通など、本計画期間において、情報・交流型社会といった時代の流れ・変化へ対応することが求められてきます。

情報・交流型社会においては、人、モノ、情報、資金が交流する状態が多様に創出されることに伴い、交流人口をいかに町内に増やしていくかが地域活性化の鍵となります。

#### ●富の源泉は「情報・知識」に変化

今後の地域経済の活性化においては、情報が価値を創造するとともに、実体ある自然・人・生活を磨くために「情報の体系づけ」が重視される時代が到来するという認識が必要です。情報や技術の蓄積

### ⑤ 社会参加意識の高まりと地方分権の推進

心の豊かさを重視する価値観の高まりとともに、自己実現の手段としてボランティア活動やまちづくりへの関心が高まっています。平成7年の阪神・淡路大震災以降、市民活動やボランティア活動への関心が高まり、平成10年の特定非営利活動推進法の成立により、各地で\*NPOがまちづくりの一翼を担うようになってきています。

一方、国、地方の関係においては、厳しい行財政状況の下、平成12年の\*地方分権一括法の施行を契機として、中央集権型から地方分権型の行政制度への移行が急速に進められています。併せて\*三位一体の改革では、地方の自主性・自立性を高めるとともに、行財政改革を進め、財政を健全化することが、極めて重要な行政課題となっています。

さらに市町村合併の進展に伴い、基礎的自治体の強化・広域化が進む一方で、従来からの地域コミュニティの機能を維持・活性化する必要性も高まっています。



\*産業クラスター計画 我が国産業の国際競争力を強化し、地域経済の活性化等を目的に、全国各地に企業、大学等が産学官連携、異業種連携の広域的なネットワークを形成し、知的資源等の相互活用によって地域を中心として新産業・新事業の創出を図る計画。

\*NPO Nonprofit-Organizationの略。継続的・自発的に社会活動を行う営利を目的としない民間の活動団体。

\*地方分権一括法 正式名称「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。

\*三位一体の改革 国と地方公共団体に関係する行財政システムに関する3つの改革(国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の一体的な見直し)の総称。



### ●協働のまちづくり

今後のまちづくりにおいては、町民の発想と活力で、地域の課題を自ら解決する実践が求められます。

特に、福祉・環境・防犯などは、地域において、住民と住民、企業と住民、学校と住民などの多様な連携が必要となってきます。「身近な地域から、よいまちをつくる」ことを、住民と行政の協働でより一層実践することが求められます。情報化の進展等に伴い、都市部であれ、農山漁村部であれ、生活様式や価値観は同様に多様化しています。小さな協働をいくつも生み出すことで、町民と行政のパートナーシップを築いていくことが求められる時代になると考えられます。

### ●地域力の向上

本計画策定の一環として実施したまちづくり住民意向調査の結果からは、行政による情報公開の積極化、行政と町民等の対話の拡充といった町側の対応課題が指摘される一方で、町民のまちづくり意識の啓発といった町民側のまちづくりに対する態度が消極的であるといった自らの課題も多くの町民によって指摘されています。

多様な人材を地域の中から発掘することは勿論、町外から人材を招き入れる柔軟性、開放性をより高めていくこと等が重要であり、様々な主体が連携して、地域力を高めていくことが求められています。



## 第2編

# 基本構想

### 第1章 南三陸町のまちづくりが目指すこと

1. まちづくりの基本理念
2. まちの将来像
3. まちづくりの視点

### 第2章 人口・経済等の見通し

### 第3章 土地利用のあり方

### 第4章 施策の大綱



# 第1章 南三陸町のまちづくりが目指すこと

## 1 まちづくりの基本理念

南三陸町には、豊かな自然や歴史という、貴重な財産があります。水産業や農林業をはじめ、私たちの暮らしやなりわい<sup>なりわい</sup>生業は、常に、この自然の恵みを授かりながら、営まれてきたものです。

まちづくりの原点は、そこに住む人にとって、住みよい地域を創り・持続することにあります。これからのまちづくりにおいては、私たち町民自身が、南三陸町という新しい舞台で、いかに町の暮らしを楽しみ、町を愛することができるか、このことが原動力となって町民一人ひとりが町に自信

や誇りを持ち、内外に向かって町の魅力を発信し、未来を切り拓いていけるようになることが必要です。

先人から引き継がれた歴史・文化・自然と自分たちの暮らしや生業<sup>なりわい</sup>の深い関係性を認識し、その価値を、今に活かすとともに、誇りを持って未来に引き継ぐことのできる魅力ある南三陸町を創造していきます。

以上を総括するものとして「**自然との共生**」、「**自治意識の高揚**」、「**ブランド化の推進**」を南三陸町総合計画の基本理念とします。

## 2 まちの将来像

この基本理念と本町の発展可能性を踏まえ、目指すべき町の将来像を次のように定めます。

# 自然・ひと・なりわいが紡ぐ 安らぎと賑わいのあるまち・南三陸町

### 自然・ひと・なりわい

暮らしの中にある町民同士のつながり、あるいは人と自然、社会とのつながりが、新しい価値を持って再生されています。

このような町民の価値観の変化に伴い、環境負荷の小さい持続可能性の高い生活スタイルが実現されています。また、人、モノ、情報、資金の有機的なつながりが生み出されることで、地域性や独自性にこだわった“南三陸型”のなりわいが創出され、外部環境の変化にも対応力のある自立（自律）した腰の強い地域経済が確立されています。

### 安らぎ

まちは、そこに暮らす町民一人ひとりの人生の舞台です。全員がその人生を謳歌できるようにするため、心身が健康で社会福祉や生活上の不安や防災面での安全性などの生活環境上の不安が解消されて、安心して健やかに暮らせる場が形成されています。

### 賑わい

まちの魅力に誘われ、外から人々が集まり、交流が盛んに行われています。また、同時に町民同士の交流も活発に行われています。この内外2つの交流が活性化することで、まちが賑わい、産業が活発化し、文化が育まれ、人々が成長していきます。それによって、さらにまちの魅力が向上し、交流がまちの魅力増大に結びつく、成長を続ける空間が形成されています。

## 3 まちづくりの視点

本計画で定めるまちづくりの理念の下、将来像として設定したまちの姿を現実のまちづくりへと反映していくために、まちづくりのあらゆる分野において、「**連携**」、「**循環**」、「**自治**」を意識した地域運営を行うこととします。

### 連携

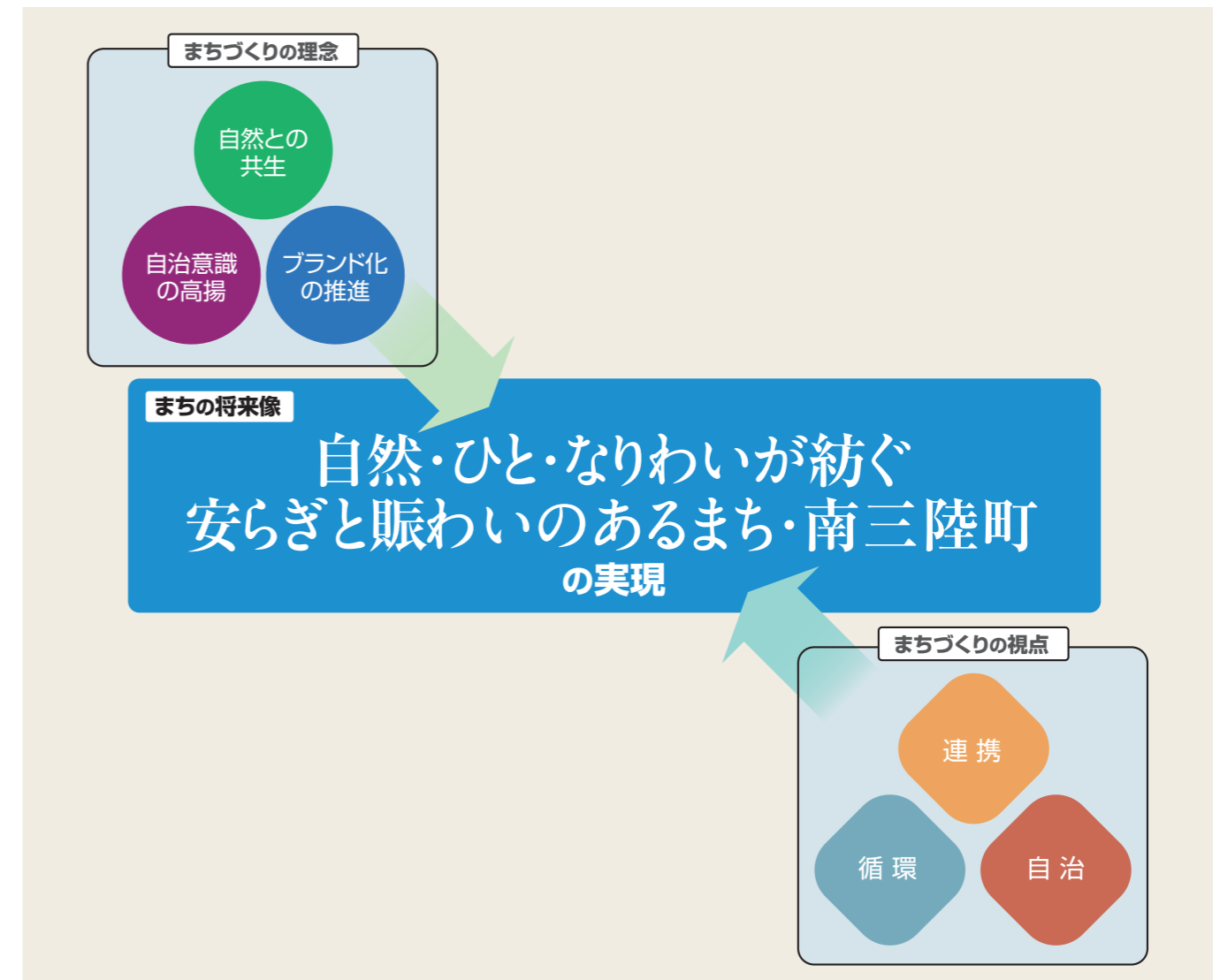
様々な課題に取り組むにあたっては、協働という考え方を基本に据え、町民・団体・企業など多様な地域の主体と行政が連携し、協力することにより、まちに潜在する力を最大限に引き出し、まちづくりに取り組んでいきます。

### 循環

環境面での資源の活用・再利用だけでなく、経済や文化など、まちを形成する一つひとつの活動が、効果的に結びつき、全体として無駄のない地域内循環の仕組みを基本とした循環型のまちづくりに取り組んでいきます。

### 自治

地方分権時代とは、地域住民が自らの責任と判断に基づき自由なまちづくりを進めることができる自治の時代です。この自治の考え方は、行政に限らず、町民一人ひとりにも求められることであり、様々な地域コミュニティを単位として、参加と協働の実践を積み重ね、自治の仕組みを形成しながら、まちづくりに取り組んでいきます。





## 第2章 人口・経済等の見通し

平成28年（2016年）における本町の人口や経済等の見通しを描きます。これらの見通しは、本町のこれまでの動向や社会潮流の変化の方向を検証し、さらに経済社会情勢の中長期的見通しを踏まえて設定した想定値であり、ある程度の幅をもって捉える必

要があります。

なお、この見通しは、今後の施策展開の基礎として取り扱うとともに、経年変化についても把握していきます。

また、世帯数は、若年層の世帯分け等により、世帯数そのものは大きく減少することはないと予想され、計画の目標年次である平成28年には5,600世帯程度、また、一世帯当たりの人員は、高齢者夫婦世帯、単身世帯の増加などにより減少し、3.10人程度となることが予想されます。

### 1 人口

#### ① 人口・世帯数

本町が誕生した平成17年の人口は18,645人（国勢調査）ですが、本計画の目標年次である平成28年にはおよそ17,200人程度になることが見込まれます。

この要因は転出が転入を上回る社会減と死亡が出生を上回る自然減によるものであり、今後、人口は、急激に落ち込むことはないものの、緩やかに減少していくものと予想されます。

#### ■ 人口・世帯数・1世帯あたりの人員



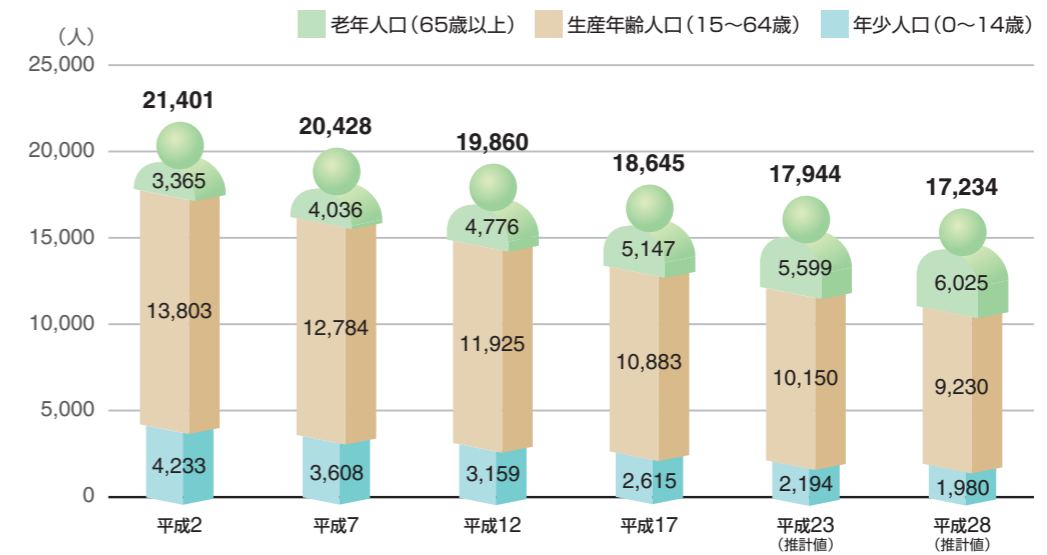
※平成17年以前のデータは、旧志津川町、旧歌津町の合算値

#### ② 年齢別構成

人口構成をみると、平成17年では、年少人口2,615人（約14%）、生産年齢人口10,883人（約58%）、老年人口は5,147人（28%）となることが予想されます。

今後の見通しでは、さらに少子高齢化が進行すると考えられ、平成28年には年少人口1,980人（11.6%）、老年人口は6,025人（35.0%）となることが予想されます。

#### ■ 年齢別構成



※平成17年以前のデータは、旧志津川町、旧歌津町の合算値

### 2 産業経済

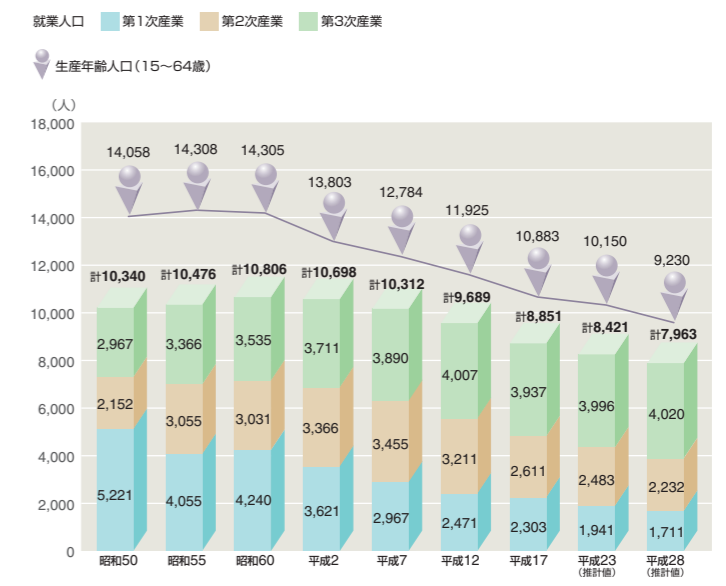
#### ① 就業者数の推移

本町の産業別就業構造を経年的に3分類でみると、第一次産業は減少傾向、第二次産業はほぼ横ばい、第三次産業は増加傾向にあります。

また、就業者数全体の減少も見られ、平成17年の就業者数は、平成12年に比べて約840人（約8.6%）程度少なくなっています。

将来的にもこうした傾向が続くと考えられ、平成28年には、第一次産業1,711人（全就業者数の約21%）、第二次産業2,232人（約28%）、第三次産業4,020人（約50%）となることが予想されます。

#### ■ 就業者数の推移



※平成17年以前のデータは、旧志津川町、旧歌津町の合算値

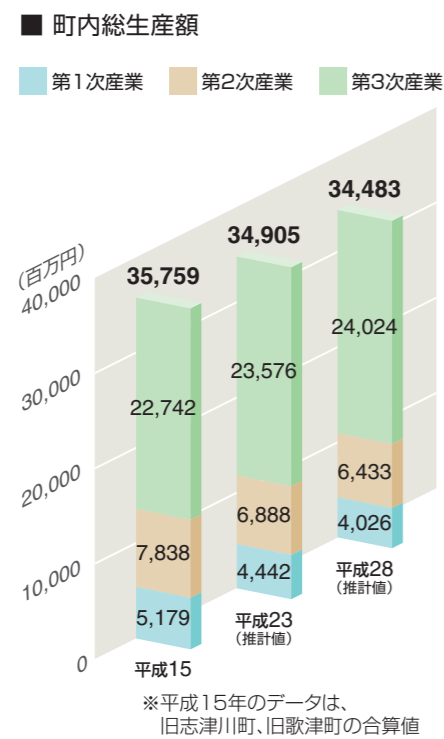


## ② 町内総生産額

平成15年の町内総生産額は約358億円であり、その約65%を第三次産業が占めています。今後の先行き不透明な経済環境を反映して、将来予測をすることは困難ですが、政府関係機関などが発表した経済予測や本町の産業分類別の生産額の動向などを参考に推計しました。

第一次産業では、農林水産業従事者の高齢化やその担い手不足などにより減少傾向が続くものと想定

します。第二次産業や第三次産業においては、人口減少に伴う就業者数の減少や建設需要の低下などにより総生産額が減少していくことが想定される一方で、水産業等地域資源に関連した産業や福祉サービス関連産業、観光交流型産業などの拡大・発展を念頭において、平成28年度の町内総生産額を340億円程度と想定します。



## 第3章 土地利用のあり方

土地は限られた町の貴重な財産であり、将来にわたって人々の日常生活や経済活動等の諸活動を支える共通の基盤となります。

今後、本町が発展していくためには、地域ごとの個性・特性を活かしながら、全体として連携し、一体となる必要があります。

そこで、その基礎となる土地利用の方向性について、町の将来像である「自然・ひと・なりわいが紡ぐ 安らぎと賑わいのあるまち・南三陸町」の実現に向け、町の大きな財産である自然環境の保全と創造を基調としながら、市街地や集落の状況、交通・地形的条件に基づき、以下のように整備軸の方向性、ゾーン別の整備の方向性を設定します。

## ■ 土地利用の方向性



## 地域連携軸

国道45号、398号、三陸縦貫自動車道、鉄道を中心とする交通・情報基盤を活用して、他圏域に向けて本町の持つ豊かな地域資源(地域情報)を発信していくとともに、本町内の連絡・交流をはじめ、気仙沼や石巻、登米圏などとの広域的な交流・連携の形成・強化を図ります。

## 生活ゾーン

現在の居住・生活エリアを自然との共生を基本とした環境共生型的生活ゾーンとして位置付け、ゾーン周囲の自然環境へ配慮した形で、生活利便性など総合的な社会環境の向上を図ります。

## 自然共生ゾーン(山)

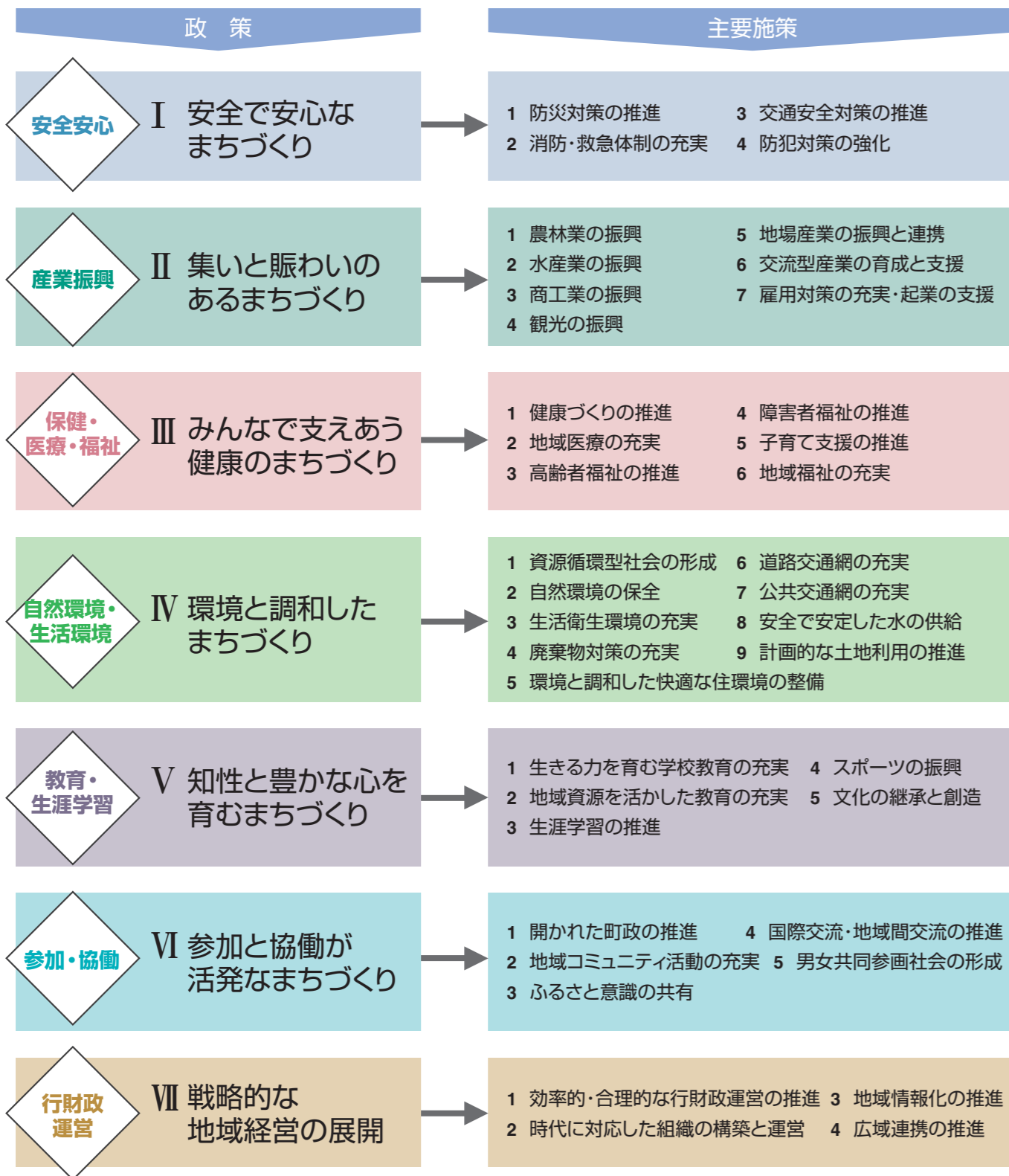
## 自然共生ゾーン(海)

生活ゾーンを取り巻き、人々の生活の糧となっている豊かな海・山・川を中心とする自然地域を自然共生ゾーンとして位置付けます。このゾーンは、人々の生活や産業を発展させる源泉として、循環型社会形成に基づいた有効活用を図ります。さらには、交流を誘発する観光資源・情報源としてその魅力向上に努めるとともに、様々な交流の舞台とされるよう環境の快適化を図ります。



## 第4章 施策の大綱

まちの将来像を実現するため、次の7つの柱(政策)を定めます。



### 政策 I.安全で安心なまちづくり 分野/安全安心

#### 大綱

住民がそのまちに住みたい、住んでよかったと実感できる重要な要素の一つに、暮らしの安全・安心に対する備えができているということがあげられます。

本町は、過去に地震津波による災害の被害を幾度も受けてきました。また、近い将来、高い確率で宮城県沖地震の発生が予測されていることから、大規模災害を想定した防災対策や消防・救急体制の構築・充実が喫緊の行政課題となっています。

地震津波等による大規模な自然災害から町民の生命・財産を守るには、「自助」、「共助」、「公助」の3つが備わって初めて実現され、これは行政による対応だけではなく、「自らの身は自らが守り」、「地域のことは地域で解決」という精神の下、地域や関係機関等との緊密な連携、町民自らの意識の高揚が重要となります。

今後、災害に備えた体制づくりとして、各種防災施設の充実・強化といったハード面の整備はもちろんのこと、防災拠点機能の充実や地域防災組織づくり、防災訓練等を通じての防災意識の向上、災害時の情報伝達手段の確保、救急救命体制の充実などの具体的な災害・被害を想定したそれぞれの立場、役割分担に基づいた地域防災システムを構築していきます。

また、交通安全対策、防犯対策の推進なども安全で安心なまちづくりを進める上で、大変重要な要素となっています。

住民同士のつながりが地域の安全・安心の源泉であることから、地域が主体となった自主防災体制の整備、交通安全対策や防犯対策を関係機関と連携し、着実に実行し、安全で安心なまちづくりを推進していきます。

#### 主要施策

- 1 防災対策の推進
- 2 消防・救急体制の充実
- 3 交通安全対策の推進
- 4 防犯対策の強化



## 政策Ⅱ.集いと賑わいのあるまちづくり 分野／産業振興

### 大綱

本町の経済は、第一次産業の先行き不透明感からくる担い手不足や消費動向の多様化・広域化等に起因する中心市街地の空洞化など、総じて厳しい状況にあります。また、今後、本町の総人口が減少していく傾向に比例して、就業人口も農林水産業を中心に減少していくと予測されています。

集いと賑わいのあるまちづくりを実現するためには、本町の基幹産業である農林水産業や商工業などの地域経済の活性化が非常に重要な課題となってきます。また、まちづくり住民意向調査では、今後のまちづくりに必要な施策として、雇用の確保という意見が多くみられます。新たな産業の創造、地場産業の振興及び連携、そして町の地域特性に合った産業の誘致等による雇用の場の確保、若者の起業支援、女性や高齢者が活躍できる社会づくりなどの施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

内発的で持続的な地域経済の活性化を推進するためには、事業者自らがそれぞれの競争力を強化することが重要です。今後は個々の産業の振興を図ることに加えて、各産業間のネットワークづくりを支援・推進することで、町の産業全体が一体となった自立的な地域経済を創造し、地域の雇用環境の改善、産官学の連携や外部の知識・情報・人材等を活用した新たな南三陸の産業づくりを積極的に推し進めていきます。

#### 主要 施策

- 1 農林業の振興
- 2 水産業の振興
- 3 商工業の振興
- 4 観光の振興
- 5 地場産業の振興と連携
- 6 交流型産業の育成と支援
- 7 雇用対策の充実・起業の支援

## 政策Ⅲ.みんなで支えあう健康のまちづくり 分野／保健・医療・福祉

### 大綱

本計画の目標年次である平成28年には、本町の高齢化率は30%を超えることが確実視され、また、少子化も今後一層進行していくことが予想されています。本町には、このような流れを見据えた保健・医療・福祉政策に対する総合的な取組みが求められています。

町民が健康であることは、まちの活力を支える上で非常に重要であり、町民自らが心身の健康づくりに積極的に取り組み、健康で自立した生活ができる体制を整備し、一人ひとりが心豊かで自分らしい生活ができるまちづくりの具現化に向けた各種健康施策を推進していきます。

また、高齢社会が進行する現在、医療・福祉に関する町民の期待は非常に高まっています。公立病院は本町の中心医療施設としての機能を十分に果たすため、診療体制の充実に加え、町内外の医療機関との連携、機能分担を明確にし、更なる地域医療体制の充実を図っていきます。

将来にわたり高齢者が元気に生活できるまちづくりのため、介護予防に重点をおくとともに、一方で介護を必要とする人が必要なときに支援を受けられるよう、今後、そのニーズに対応する受け皿・担い手について検討を進めます。

また、障害者が地域で生活していくためには、当事者や家族にとって必要なサービスが適切に提供さ

れなければなりません。行政、住民、企業等がそれぞれの役割を認識しながら、地域全体で障害者の自立を支える体制づくりを推進します。

あわせて、人口減少社会における子育ての価値を町民が共有し、今よりも安心して子どもを産み育てることができるように、地域全体で子育てを支える環境づくりに努め、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供と子育て支援に関する経済的負担の軽減を図るための施策を総合的に推進します。

地域で共に支え合うなかで、誰もが安心して暮らせる地域福祉の環境づくりを進めるため、高齢者や障害者一人ひとりの状況に応じた交流機会の充実や就業の場の開拓などの社会参加を支援し、可能な限り地域において自立した生活を営み、生きがいをもって暮らせる健康のまちづくりを推進していきます。

#### 主要 施策

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域医療の充実
- 3 高齢者福祉の推進
- 4 障害者福祉の推進
- 5 子育て支援の推進
- 6 地域福祉の充実

## 政策 IV.環境と調和したまちづくり

## 分野／自然環境・生活環境

## 大綱

環境問題がクローズアップされている現代、個人それぞれが地球規模での環境保全に貢献していくことが求められています。町民一人ひとりが自らの暮らしと環境との関わりについての認識を深め、町民・企業・行政などの多様な主体の連携の下、循環型の地域社会を早期に実現していくことが必要とされています。

また、近年の生活様式の多様化により、快適な生活環境に対するニーズは多岐に及んでおり、本町においても、まちづくりの基礎となる社会基盤の整備・充実が課題となっています。

特に、町民の生活に直結した汚水の処理やごみの処理、斎場の整備などは優先的課題として対応することが求められており、また、高速交通体系の整備、主要幹線道路の充実等の道路整備と公共交通網の充実など生活利便性の高い環境を創り出していくことも、町民が快適な暮らしを送る上で重要となっています。

また、環境と調和した資源循環型のまちづくりを協働により推進するため、地域内資源循環サイクルの構築や企業活動における環境負荷を低減する取り組みへの支援、町民に対する環境意識の啓発などを総合的に推進していきます。

主要  
施策

- 1 資源循環型社会の形成
- 2 自然環境の保全
- 3 生活衛生環境の充実
- 4 廃棄物処理対策の推進
- 5 環境と調和した快適な住環境の整備
- 6 道路交通網の充実
- 7 公共交通網の充実
- 8 安全で安定した水の供給
- 9 計画的な土地利用の推進

本町の自然環境は、次代に引き継ぐ貴重な財産であり、積極的に保全する必要があります。この自然の生態系は海・山・川の良いバランスの上に成り立っていることを踏まえ、山林の水源涵養機能を向上させる取組みや農地を保全する取組み、そして志津川湾をはじめとした沿岸水域の水質を保全する取組みを一体的に実施していきます。

さらに、広域的なごみ処理の検討や斎場の整備により生活環境の充実に努めるとともに、三陸縦貫自動車道の早期整備促進と国道・県道等主要道路の整備促進を図り、公共交通網の充実や環境と調和した快適な住環境、公共施設のバリアフリー化などの社会基盤の整備や行政と町民の協働による美しい景観形成により、まちなかの環境美化に努め、安定した水の供給を含め、町民が安心して生活できるまちづくりを進めていきます。

これらの取組みを通して、海・山・川を一体的に保全し、豊かな環境と調和のとれたまちづくりを推進していきます。

## 政策 V.知性と豊かな心を育むまちづくり

## 分野／教育・生涯学習

## 大綱

近年、少子化や教育改革論、いじめ問題等、学校教育に対する関心が全国的に高まっています。

本町の学校教育においては、未来への無限の可能性を秘めた子どもたちが、本町地域において心身ともに健やかに育ち、様々な学習と経験を通じてより高度な課題に立ち向かえる基礎学力と基礎体力が定着するよう取り組んでいきます。

町立学校では、「たくましく」（健康な身体・強い意志）「やさしく」（思いやり・感謝）「かしこく」（自ら学び考える）を基本に指導を進めるとともに、これらの実現に向け、教員の資質・指導力の向上の意識付けを図っていきます。あわせて、学校の立地条件等の地域性を活かし、総合的な学習の拡充による「特色ある学校づくり」を進めていきます。

また、学校週五日制が定着し、子どもたちが学校以外で過ごす時間が増えていることから、地域の人材、資源を活かした教育の充実や家庭教育との連携により子どもの個性や能力を伸ばし、次代を担う人材を育成していきます。

生涯学習が活発なまちづくりには、町民だれもがいつでも楽しく学べる場と機会が充実している必要があります。そのため、多様な町民のニーズに対応した学習機会を設けることにより、技能や知識を高めようとする意欲ある人材を育成する生涯学習の仕組みを構築していきます。

また、健康や生きがいづくりの面から、今後、スポーツ・レクリエーションを楽しむ町民が増えると予測され、そのニーズに合ったスポーツの機会を提供し、多くの町民が生涯を通じてスポーツを楽しめるような取組みを行っていきます。

さらに、本町の文化財や伝統文化は、先人たちが残し伝えてきた他に誇るべき貴重な財産であることから、これを保存・継承していきます。また、地域の個性、文化を創り育てていくという取組みも、地域の持続性確保という視点から重要であり、地域における芸術文化活動の推進や地域文化の担い手の育成を図っていきます。

主要  
施策

- 1 生きる力を育む学校教育の充実
- 2 地域資源を活かした教育の充実
- 3 生涯学習の推進
- 4 スポーツの振興
- 5 文化の継承と創造



## 政策 VI.参加と協働が活発なまちづくり 分野／参加・協働

### 大綱

町の将来は、町民、企業、行政など様々な主体の連携と協働によって創られていく必要があります。そのためには、多様な主体が主役となって存分に活躍できるような環境を創ることが重要です。まちづくりに対する理念・将来像を町民と行政が共有し、良好な信頼関係を構築していくことが協働のまちづくり実現への第一歩となります。

行政、町民それぞれが、まちづくりに向けた活動を主体的にそれぞれの責任において実行していくことが、町民主体のまちを創り、「小さな役所」の実現につながっていきます。

今後、地方分権が進むなかで、国から県へ、県から市町村へと権限委譲がますます進みます。それに伴い、町はまちづくりに対して自己責任、自己決定の下、独自の施策を展開していく必要があります。その手段のひとつとして、事業の計画から実施に至る様々な段階において、※パブリックコメントや公聴会等の様々な町民参加の機会を設けるとともに、まちづくりへの町民の参加を促すために、広報事業を充実し町民に分かりやすい行政情報の提供に努めていきます。

さらに、参加と協働が活発なまちを実現するためには、地域で抱えるいろいろな問題を地域で解決で

きる仕組みを整えることも必要となることから、地域振興センターを有効に活用して地域コミュニティの整備・充実を図っていきます。

あわせて、まちづくりに参加したい町民が自主的なまちづくり活動を展開できるように、その受け皿となるボランティア組織の育成やNPOの設立支援、地域団体などの活動を促進します。

また、生き生きとした活発なまちにするためには、町民が交流する機会を積極的に設け、ふるさと意識を共有することが必要です。そのことが、町民の一体感の醸成へとつながっていきます。

このほか、海外や町外の人と人との交流、また、地域独自の歴史や文化との交流などを通じて、将来を担う豊かな人づくりを地域が一体となって積極的に進めていくとともに、固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自由に活躍できる参加の場を創り、提供していきます。

#### 主要 施策

- 1 開かれた町政の推進
- 2 地域コミュニティ活動の充実
- 3 ふるさと意識の共有
- 4 国際交流・地域間交流の推進
- 5 男女共同参画社会の形成

※パブリックコメント 行政機関が政策の立案等を行う際、案を公表し、その案に対して広く意見等を提出する機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度（手続）。

## 政策 VII.戦略的な地域経営の展開 分野／行財政運営

### 大綱

地方分権時代が本格的に到来することを受け、地方自治体は自主的・自立的な行政経営へ転換することを強く求められています。

国・地方を通じた厳しい財政環境を背景として、本町においても効率的で合理的な行財政運営の確立が課題となっています。

安定した地域経営には、足腰の強い財政の裏付けが必要であり、今後も自主財源の長期的・安定的な確保を図るとともに、事務事業の見直し等による歳出抑制策をあわせ、弾力的で効率的な行政経営を可能にする財政構造への転換を進めていきます。

限られた財源の中で行う地域経営には、「選択と集中」という視点が重要です。政策の実現には、人、モノ、情報、資金といった経営資源を効果的に活用することが必要です。その手法として、施策、事務事業の実施にあたっては、行政評価の考え方を導入します。

また、これからのまちづくりには、職員の意識改革も重要です。職員一人ひとりが行政運営から地域経営へと意識を切り替え、常に問題意識を持って施策目的の達成を目指すことが求められます。

協働のまちづくりの推進に必要な様々な専門的能力を向上させるために、職員研修を積極的に実施し、地方分権時代に対応した経営感覚を持った職員を養成する等の人事管理の充実を図っていきます。

さらに、行政改革の観点から、適正な定員管理に努めるとともに、公共施設管理の民間委託や指定管理者制度の導入を推進し、多様化・高度化する住民ニーズへの適切な対応にあわせ、政策の具現化に向けた効果的な組織づくりに努めていきます。

地域情報化の推進にあたっては、より一層の情報提供・情報共有を進めるとともに、個人情報の保護を徹底する等の情報の厳正な管理を行います。

生活圏の拡大や町民の教育・文化・医療・福祉ニーズを充足する観点から、周辺市町との広域的な連携を推進します。

#### 主要 施策

- 1 効率的・合理的な行財政運営の推進
- 2 時代に対応した組織の構築と運営
- 3 地域情報化の推進
- 4 広域連携の推進



## 第3編

# 基本計画

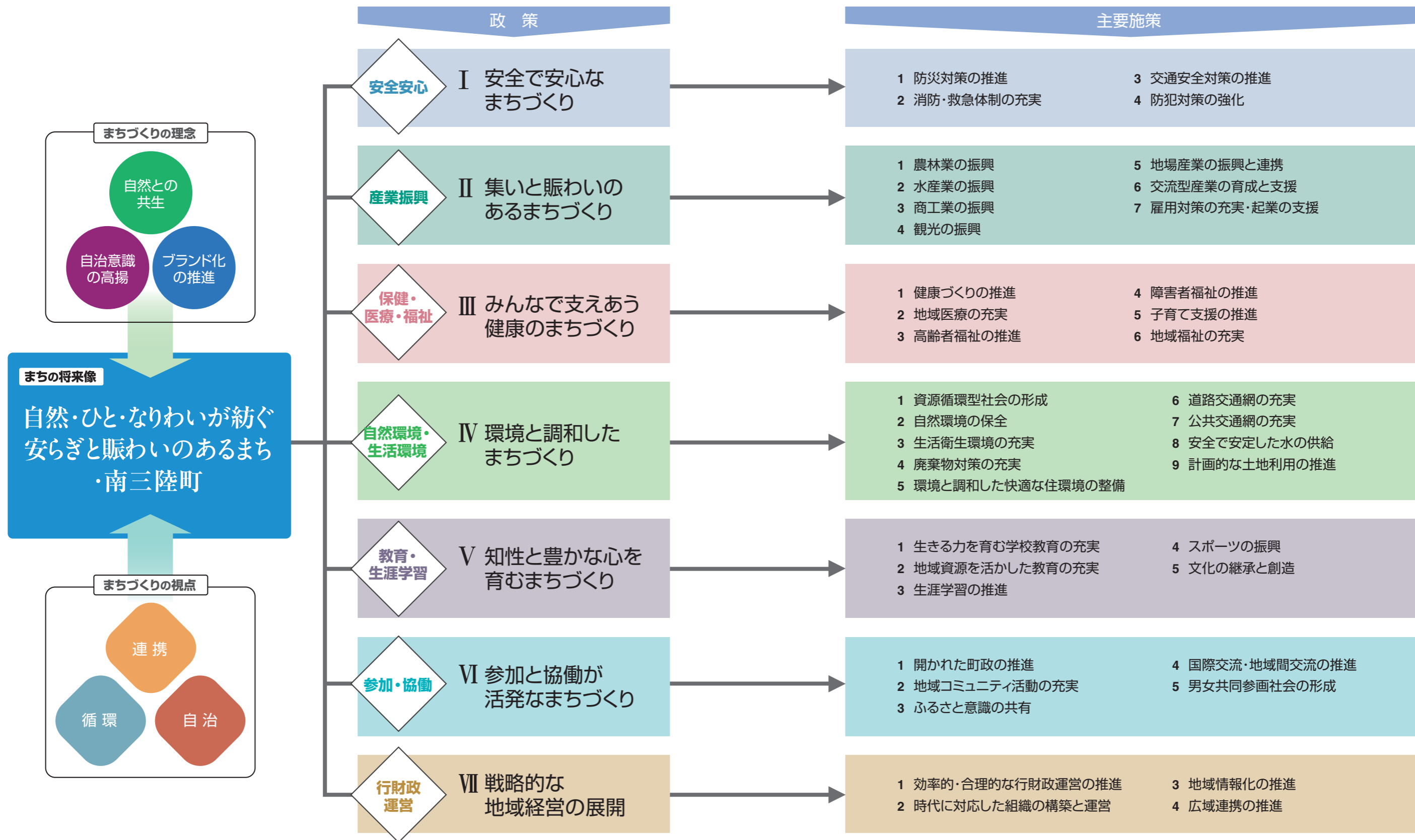
### 第1章 個別政策

- I 安全で安心なまちづくり
- II 集いと賑わいのあるまちづくり
- III みんなで支えあう健康のまちづくり
- IV 環境と調和したまちづくり
- V 知性と豊かな心を育むまちづくり
- VI 参加と協働が活発なまちづくり
- VII 戦略的な地域経営の展開

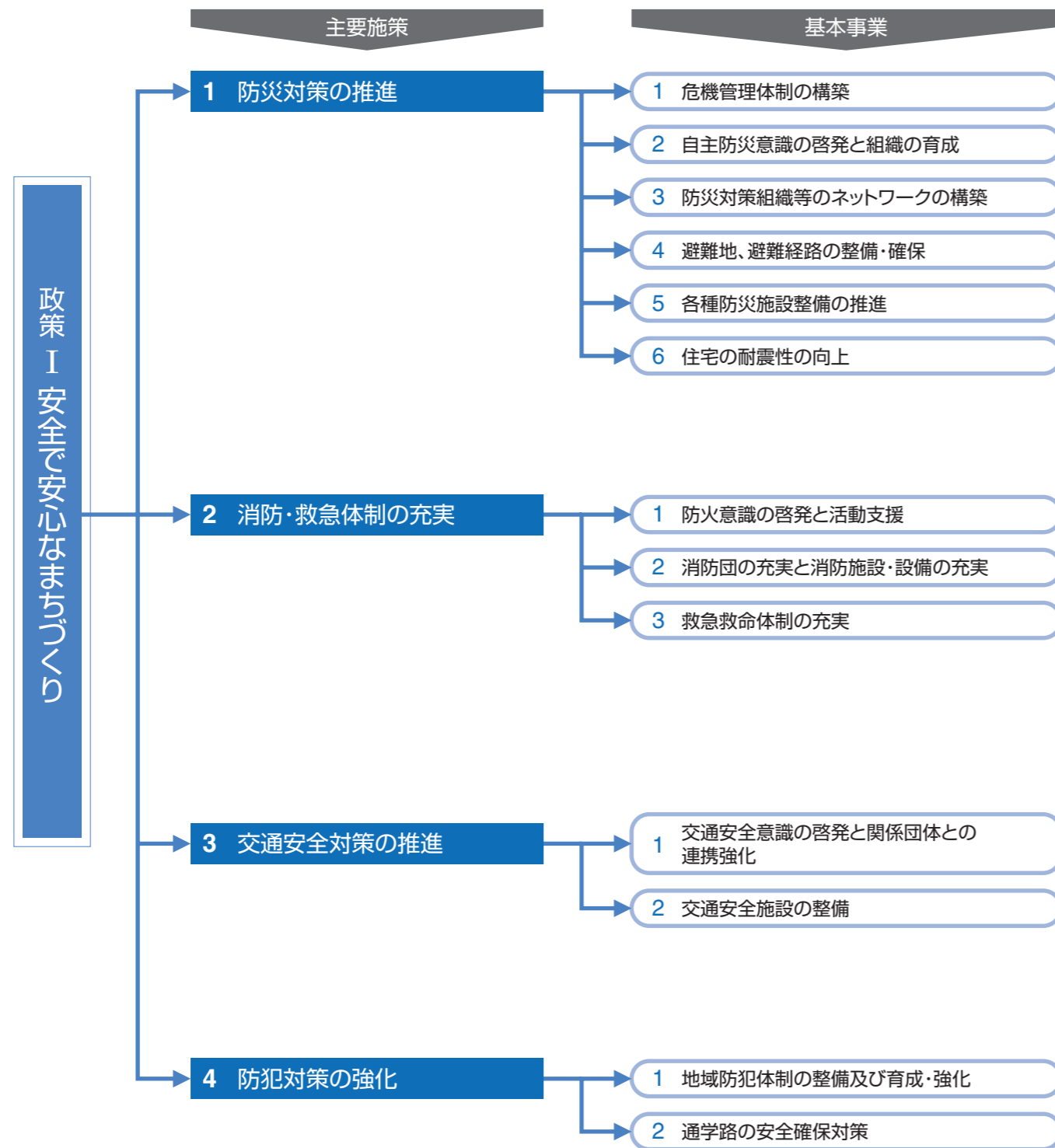
### 第2章 リーディングプロジェクト



# 基本計画の体系図



## 第1章 政策I 安全で安心なまちづくり



## 第1章 政策I 安全で安心なまちづくり

## 施策 1-1 防災対策の推進

## 【現状と課題】

近い将来確実に発生するとされている宮城県沖地震による地震・津波災害をはじめ、台風、高潮等の自然災害への対応は、発災時の備えだけでなく、平常時の防災対策も大変重要です。

また、阪神淡路大震災では救出に携わった人の多くが地域住民であったように、災害発生時に生命や財産を守るうえで第一に頼れる存在は家族や地域の住民です。「自助」、「共助」、「公助」に対する意識が高まりつつある中、地域や町民による自主防災活動の強化は全町をあげて取り組まなければならない大きな課題と言えます。

このため、町民の生命、財産を守るため、行政、防災関係機関、自主防災組織、町民が緊密な協力関係を構築することが求められています。

## 【基本事業】

## 1-1-1 危機管理体制の構築

自然災害をはじめ各種の危機から町民の生命・財産を守るため、全町的な危機管理体制の構築を推進します。具体的には、地域防災計画、国民保護計画の作成、情報通信網の整備（デジタル化）などを進め、災害警戒体制や町民保護のための措置を的確かつ迅速に実施できる体制の構築を進めます。

## 1-1-2 自主防災意識の啓発と組織の育成

「自分の身は自分で守る」という大原則をより多くの町民に意識してもらうため、災害発生前の平常時から広報紙や訓練などによる広報、啓発を実施します。また、災害による被害を最小限とする（減災）ため、地域における自主防災組織の設立と活動を支援します。

## 1-1-3 防災対策組織等のネットワークの構築

防災対策をより効果的に推進するため、防災関係機関及び自主防災組織とのネットワークを構築し、関係機関・町民との協力・連携体制を確立します。

## 1-1-4 避難地、避難経路の整備・確保

町民のみならず本町への来訪者等についても、災害からの効果的な避難行動を行えるようにするため、災害種別ごとの避難所・避難場所の選定、避難経路の複数化並びに避難所・避難場所までの避難誘導看板の設置を進めます。

## 1-1-5 各種防災施設整備の推進

台風、地震、津波、高潮などによる被害を最小限に抑え、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害や、豪雨による河川の氾濫、農地、住宅、道路などへの浸水被害等を防止するため、各種防災施設の整備を進めます。

## 1-1-6 住宅の耐震性の向上

近い将来高い確率で発生が予想される宮城県沖地震等による住宅に対する被害の低減を図り、安心して住むことのできる住宅の確保に努めます。

基本事業	主要事務事業
危機管理体制の構築	・防災行政無線システム整備事業 ・南三陸町地域防災計画に基づく体制の整備 ・国民保護計画に基づく体制の整備
自主防災意識の啓発と組織の育成	・総合防災訓練事業 ・各種媒体を通じた広報・啓発事業 ・自主防災組織育成支援事業
防災対策組織等のネットワークの構築	・広域消防との連携強化 ・防災関係機関との連携強化 ・自主防災組織との連携強化
避難地、避難経路の整備・確保	・避難所、避難場所の選定、見直し事業 ・避難ルートの複数化 ・津波避難誘導看板設置事業
各種防災施設整備の推進	・海岸保全(高潮対策・浸食対策)事業 ・津波・高潮危機管理対策緊急事業 ・県営砂防、治水ダム整備促進事業 ・県営急傾斜地崩壊対策促進事業 ・橋梁耐震調査の推進と補強等延命化対策事業
住宅の耐震性の向上	・木造住宅耐震診断助成事業 ・木造住宅耐震改修工事助成事業



## 施策 1-2 消防・救急体制の充実

### 【現状と課題】

日常生活における安全で安心なまちを実現するためには、自然災害への備えだけでなく、火災に対する予防や火災発生時の初期消火体制の確立、また突然の病や事故などに迅速に対応するための救急体制の充実が重要となります。

本町を含む気仙沼本吉地域においては、昭和47年に気仙沼本吉地域広域消防機関が設置され、広域的な消防・救急体制の整備が進められてきました。また、三陸縦貫自動車道の整備により緊急時における都市部の高度医療施設との連携や災害時の支援体制はさらに充実しつつあります。

このような広域的な体制の充実に加え、消防面では町における防火意識の啓発、初期消火力を高めるための消防団、婦人防火クラブ、事業所における自主防火組織などの育成と連携、また、救急面では移送中の緊急医療体制の充実を図ることが今後の重要な課題となっています。



### 【基本事業】

#### 1-2-1 防火意識の啓発と活動支援

火災予防・防火意識の向上を図るため、広報、啓発イベントを実施するとともに、消防団及び婦人防火クラブ等関係機関との連携により火災予防活動を推進します。

#### 1-2-2 消防団の充実と消防施設・設備の充実

消火活動のほか、様々な災害対策で重要な役割を担う消防団の充実を図るため、団員確保や技術向上並びに資機材の整備を行います。また、消火活動を迅速に実施し、延焼を防止するため、消防施設・設備等の整備を計画的に進めます。

#### 1-2-3 救急救命体制の充実

救急時に迅速に対応するため、医療機関、広域消防との連携を強化するとともに、救急救命体制の充実に向けて、救急救命士や高規格救急車の配置や整備を進めます。

基本事業	主要事務事業
防火意識の啓発と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報、啓発イベント事業</li> <li>・ 消防団及び婦人防火クラブによる火災予防運動</li> <li>・ 婦人防火クラブ連合会補助金交付事業</li> </ul>
消防団の充実と消防施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種研修、訓練等の実施</li> <li>・ 機械器具の点検</li> <li>・ 小型動力ポンプ付積載車購入事業</li> <li>・ 防火水槽設置（補修）事業</li> <li>・ 消火栓設置（補修）事業</li> </ul>
救急救命体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関、広域消防との連携強化（救急救命士、高規格救急車の配置等）</li> </ul>

## 施策 1-3 交通安全対策の推進

### 【現状と課題】

本町では都市部に比べて重大な交通事故の発生は多くありませんが、全国的にみると、飲酒運転やスピード違反による悪質な交通事故が後を絶ちません。また、今後、三陸縦貫自動車道登米志津川道路が整備されることにより、観光・交流産業が活発化され、町内への流入交通量が増加する見通しにあることや高齢化に伴って高齢者ドライバーが増えるなど、新たな交通事故発生要因の増加が予想されます。このため、今まで以上に交通安全に向けた取組みが重要となります。

交通事故の防止を目的とした市街地や地域での高齢者や幼児、児童、生徒などの交通弱者に対する安全確保や、幹線道路における交通安全施設の整備、補修、さらには幼児、児童、生徒を対象とした交通安全対策をこれまで以上に充実していくことが必要となります。

また、本町では、「交通安全は茶の間から」を合言葉に、長年にわたり取り組んできた交通安全母の会をはじめとする交通安全関係団体の草の根的な活動の成果が着実にあがっています。これらの町民との連携による活動を継続していくために必要な支援をしていくことも必要となっています。



### 【基本事業】

#### 1-3-1 交通安全意識の啓発と関係団体との連携強化

交通事故を防止するため、町民の交通安全に対する意識の向上を目指し、各種広報活動を行います。特に児童・生徒については、登下校時の交通安全意識を強化するため、街頭や交通安全教室などを通しての交通安全指導に努めます。また、交通安全対策を効果的・効率的に推進するため交通安全計画を作成し、各種交通安全関係団体との連携を図りながら、各種事業を展開します。

#### 1-3-2 交通安全施設の整備

交通事故を防止するため、通学路、商店街など歩行者や交通量の多い道路、町外へのアクセス道路へ交通安全施設を設置（新設・補修等）します。

基本事業	主要事務事業
交通安全意識の啓発と関係団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通安全教室開催事業</li> <li>・ 交通安全街頭指導事業</li> <li>・ 交通指導員設置事業</li> <li>・ 交通安全啓発イベント事業</li> <li>・ 交通安全関係団体との連携強化</li> </ul>
交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カーブミラー、ガードレール等設置事業</li> <li>・ 安全マーク（止まれ）設置事業</li> <li>・ 道路照明灯設置事業</li> </ul>

## 施策 1-4 防犯対策の強化

### 【現状と課題】

全国的に幼児・児童・生徒を対象とした犯罪が多発しており、本町における犯罪の形態も時代とともに変化してきています。

行政における防犯対策は、啓発、防犯灯の整備が中心ですが、地域において犯罪を抑止するためには、地域住民、行政、防犯団体の連携により町内の隅々まで見渡す地域目（防犯目）が行き渡っていることが重要です。また、防犯活動は結果（成果）が見えにくく、その取組みは行政のみでは対応が困難であり、地域住民、防犯団体等との連携を図ることが非常に重要となります。

### 【基本事業】

#### 1-4-1 地域防犯体制の整備及び育成・強化

犯罪の発生を抑止するため、防犯関連団体との連携の強化、防犯灯の整備を行います。また、町民への意識啓発や自主的な防犯組織の創設、活動を支援します。

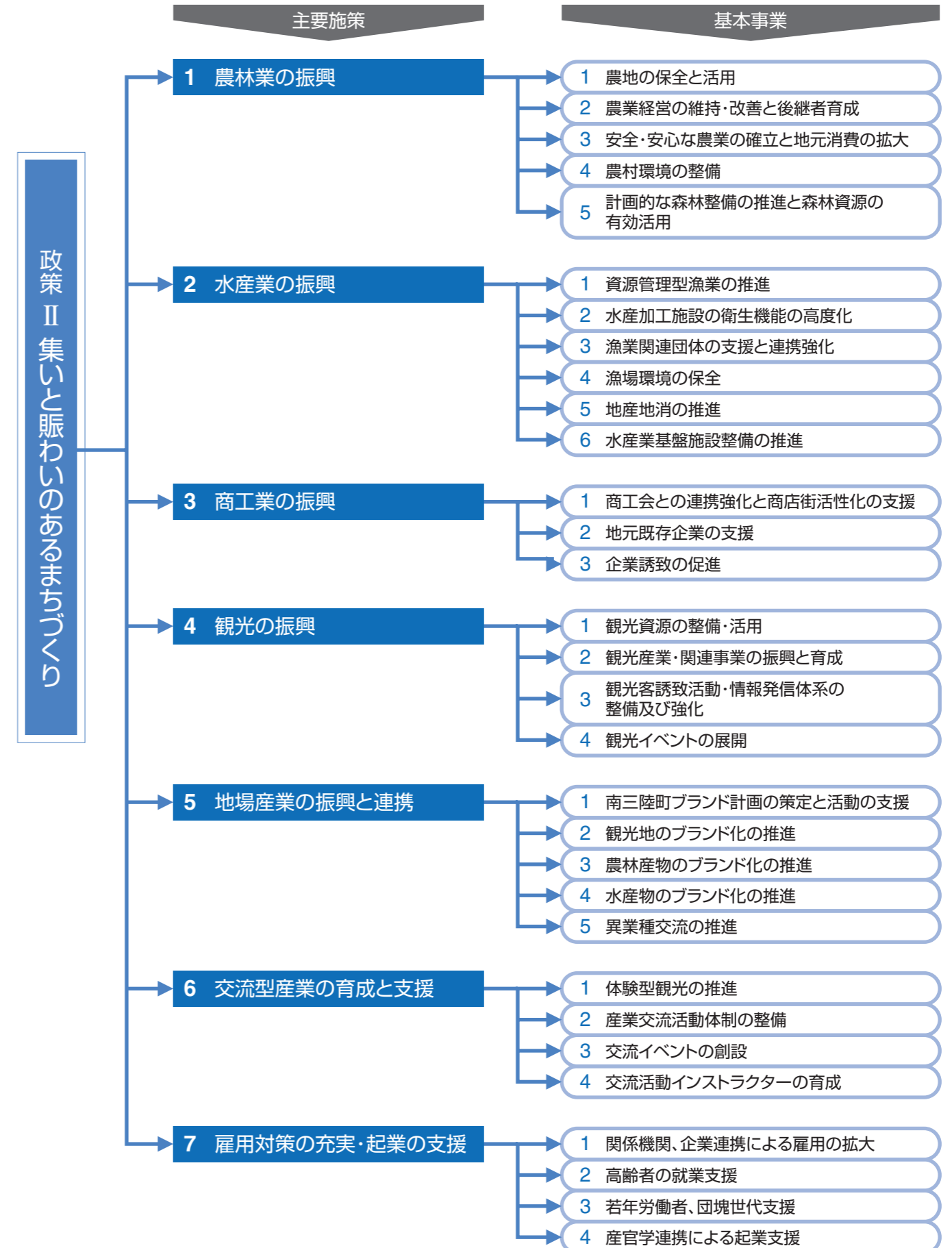
#### 1-4-2 通学路の安全確保対策

全国的に児童、生徒が登下校時に犯罪や交通事故に巻き込まれるケースが増加していることから、通学路における防犯関連施設の整備を推進するとともに、防犯関連団体との連携を強化します。

基本事業	主要事務事業
地域防犯体制の整備及び育成・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯灯設置等補助金交付事業</li> <li>防犯協会補助金交付事業</li> <li>防犯関係団体の育成及び連携強化（ネットワーク形成）</li> </ul>
通学路の安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>（通学路）防犯灯設置事業</li> <li>安全マーク（止まれ）設置事業（再掲）</li> <li>民間ボランティアによる街頭指導事業</li> </ul>



## 政策Ⅱ 集いと賑わいのあるまちづくり





## 政策Ⅱ 集いと賑わいのあるまちづくり

### 施策 2-1 農林業の振興

#### 【現状と課題】

本町の農業は、一戸当たりの耕地面積が60a程度と狭隘で、基盤整備率が低い典型的な中山間地農業ですが、これまで水稲・畜産に加えて施設を利用した輪菊の栽培に力を入れることで、耕地面積あたりの農業生産額が県内でも高い水準となっています。

しかし、輸入農産物の増大等の影響で生産価格が低迷していることから、依然として離農が進み、高齢化・担い手不足等の問題に加え、遊休農地の増大も大きな課題となっています。

今後、高齢化が進む中で、担い手を確保し持続性の高い農業を確立するためには、JA及び関係機関との連携により、畜産と園芸の一層の産地化を図る一方で、農用地の利用集積に努め、集落営農を目指して農業機械の共同利用を奨励するなど、生産効率の高い農業を推進することが求められています。

また、本町の農家人口の大半を占める第二種兼業農家に対しても、耕地の遊休化を抑制し、食糧自給率を向上する観点から、多様な営農活動を通じて農地の有効利用を奨励することが必要となります。

林業については、輸入木材の影響等による国内木材価格の低迷や後継者不足等により森林業への関心が低下し、施業管理が滞っている森林が多く見られます。

森林面積が町土面積の約80%を占める本町としては、森林資源の有効活用は重要な課題であり、森林経営計画の中に長伐期施業を取り入れて素材生産販売事業等を実施しながら、適正な森林管理を計画的に進めることにより、森林が持つ多様な公益機能を発揮させるとともに、林業所得の向上を図る必要があります。

また、農業と同様に、適正な森林資源管理の下、森林空間を観光と連携させて活用する、いわゆる南三陸型のグリーンツーリズムを確立していくことも重要となります。

#### 【基本事業】

##### 2-1-1 農地の保全と活用

長期的展望に立った農地の運用・管理を図るため、農業者や農業委員会等関係者との連携を強化し、農用地の流動化と集積を促進するとともに、地域農業との調整を図り、農地の高度利用を推進します。特に中山間地域では、遊休農地の増加に対応するための農地の管理や作業受委託等を行う者の育成を支援します。加えて、中山間地の土地条件から畑地に適さない丘陵地を草地として活用しながら、畜産を主体とした南三陸型農業の効率的で安定的な発展を図ります。

##### 2-1-2 農業経営の維持・改善と後継者育成

協業や受委託体制の確立及び農地の集積を図り、農作業の省力化、効率化を進めるとともに、水田農業構造改革対策に対応した転作作物の選定及び奨励に努め、集団化、定着化を推進します。加えて、本町の気候と高齢者農家に適した春告げ野菜等の付加価値の高い農産物の生産奨励やグリーンツーリズムを振興する中で、農業の※6次産業化による複合経営を促進していきます。

また、農業の新たな担い手を確保するため、定年退職者、サラリーマン転職者などの農業への新規参入を推進します。

##### 2-1-3 安全・安心な農業の確立と地元消費の拡大

環境や健康に対する消費者ニーズの高まりに対応し、畜農連携などを進めることで、無農薬・有機栽培など、環境にやさしい農業への取組みを促進するとともに、水質汚濁、土壌汚染及び農業用廃プラスチック類の処理等の問題へ

の対応を図り、環境への負荷を低減する農業の確立を目指します。

また、生産者主体の産地直売活動による消費者との交流や観光宿泊施設などでの地元農産物の利活用を促進することで、地元消費を拡大します。

##### 2-1-4 農村環境の整備

活力ある農村づくりのため、農産物の集出荷や農業用資材の流通を促進するための基幹農道を整備し、農業の合理化・省力化及び農村の活性化を図ります。また、老朽化の著しい主要な水路の改良や土水路で溢水や湛水被害の発生する恐れのある水路の整備を推進するとともに、生活様式の都市化に伴い、生活雑排水の流入が増大し、水質の悪化が著しい農業用排水路について、農作物への被害の防止と海域の水質保全や良好な生活環境の確保のため、水質改善対策を推進します。

##### 2-1-5 計画的な森林整備の推進と

###### 森林資源の有効活用

林業経営の安定と所得確保による林業振興を図るため、適正かつ計画的な森林管理（間伐、病害虫防除）を実施し、良質な木材生産を図るとともに、間伐材などの森林資源の有効活用を推進します。

また、広葉樹への樹種の転換も図りながら、町土の保全、水資源の涵養、保健休養の場の提供、自然環境の保全、地球温暖化の防止など、循環型社会を構築する上で、重要な役割を発揮できるよう森林整備を推進するとともに、グリーンツーリズム活動等の交流空間としての活用も併せて促進していきます。

基本事業	主要事務事業
農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域交付金直接支払事業</li> <li>遊休農地活用事業</li> <li>農業振興計画作成事業</li> <li>農地流動化推進事業</li> <li>家畜改良増殖事業</li> </ul>
農業経営の維持・改善と後継者育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地利用集積事業</li> <li>受委託奨励事業</li> <li>農業機械共同利用奨励事業</li> <li>集落営農推進事業</li> <li>グリーンツーリズム農業活用事業</li> <li>農業後継者育成対策事業</li> <li>認定農業者育成事業</li> <li>水田農業構造改革対策事業</li> <li>特定農業法人等受入事業</li> </ul>
安全・安心な農業の確立と地元消費の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ポジティブリスト制度への対応</li> <li>廃プラスチック適正処理事業</li> <li>環境配慮型農業推進事業</li> <li>地産地消推進事業</li> <li>農産物産直支援事業</li> <li>食育推進事業</li> </ul>
農村環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>農道整備事業</li> <li>ふるさと土と水保全対策事業</li> </ul>
計画的な森林整備の推進と森林資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境保全整備事業</li> <li>素材生産販売事業</li> <li>森林病害虫防除事業</li> <li>計画的な森林施業の推進による多様な森林形成事業</li> <li>グリーンツーリズム森林活用事業</li> <li>林道整備事業</li> <li>森林公園等整備事業</li> </ul>

※6次産業化 農林水産物の生産をベースとした加工、販売、サービス提供などへの事業展開。(1次産業(農林水産業)×2次産業(加工)×3次産業(サービス業)=6次産業)

※ポジティブリスト制度 残留基準値が設定されていない農薬等が一定量(0.01ppm)を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度で、食品衛生法の改正に伴い導入されたもの。

## 施策 2-2 水産業の振興

### 【現状と課題】

本町の基幹産業である水産業の平成17年度の水揚げ金額は、約53億8千万円となっています。しかし、近年の漁価安や燃油の高騰、輸入水産物の増大や後継者問題など、水産業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

加えて、本格的な200海里体制への移行等により周辺水域の重要性が増しているものの、その水産資源の状態の悪化等により漁獲量は減少してきていることから、採取・漁獲のみに頼らず、資源や環境を守りながら生産の質を高めていくことが重要となります。

また、消費者の安全・安心な食品を求める傾向は年々強くなってきており、トレーサビリティ等既にシステムとして確立された制度もありますが、このようなニーズに対応するためには、水産資源の適切な管理の下、水産物の増殖から漁獲、陸揚げ、流通そして加工までの一貫した水産物供給システムの構築、水産物産地市場による流通対策の推進、漁業協同組合の合併による組織体制の強化、意欲ある担い手の確保等の取組みを総合的に推進していくことが必要です。

また、水産業を振興するにあたっては、海域の持つ多面的な機能を踏まえ、その環境を保全することを常に意識する必要があります。

このほか、本町の漁業関係施設は経年劣化が目立ってきており、生産者が働きやすい就労環境づくりや意欲ある担い手を確保するためにも作業所等の施設の改善が必要となります。また、漁業の近代化や漁場環境の変化に伴い、現在の漁港施設では漁業就労活動に支障をきたすことも少なくありません。このため、漁港施設の改修や維持修繕等により、漁港機能を保全することも必要となります。

### 【基本事業】

#### 2-2-1 資源管理型漁業の推進

漁獲する水産物の枯渇を防止するため、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を支援し、種苗の生産や中間育成等の水産動植物の増殖及び養殖に資する場を創造する「豊かな海づくり」を推進することで、安定した漁業経営の推進を図ります。

#### 2-2-2 水産加工施設の衛生機能の高度化

水産物が衛生的な状態で円滑に集荷され、速やかに出荷されるよう、陸揚げ機能等の水産物集出荷機能の高度化や、品質の安全性に配慮した生産流通機能の強化を図ります。

#### 2-2-3 漁業関連団体の支援と連携強化

漁協等の水産関連団体を直接・間接的に支援するとともに、行政との連携を一層強化することにより、水産業全般の活性化を図ります。また、児童・生徒等を対象とした漁業体験や水産加工体験を通して水産業に対する興味・関心を高めていくとともに、若年層を対象として水産業の魅力をPRすること等により、漁業後継者の確保を支援します。

#### 2-2-4 漁場環境の保全

海域の環境資源等の総合的な調査を進め、漁業者だけではなく町民全体の取組みとして、生産あるいは学習の場である豊かな海洋資源を保全していきます。

#### 2-2-5 地産地消の推進

商業、飲食業、宿泊業、農林業等の異業種との連携や地元消費の拡大につながるイベン

トの開催等により、地元水産物への関心や消費意欲を町内外に高めることで、海の恵みの消費拡大を推進していきます。

#### 2-2-6 水産業基盤施設整備の推進

港内の静穏度の向上や防風、防雪、狭隘な場所での作業の解消等を図ることにより、安全で効率的かつ快適な生産流通活動に資する場を確保するとともに、漁業環境の変化に対応した漁港施設の改修や維持修繕等により、漁港機能の保全に努めます。

基本事業	主要事務事業
資源管理型漁業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>志津川湾海藻群落再生支援事業</li> <li>シロザケふ化放流事業</li> <li>ヒラメ、アサリ等の各種水産物の種苗生産、中間育成事業</li> <li>アワビ稚貝放流事業</li> </ul>
水産加工施設の衛生機能の高度化	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場における海水処理施設整備</li> <li>カキ処理場等施設整備事業</li> <li>トレーサビリティシステムの確立</li> </ul>
漁業関連団体の支援と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産災害対策資金利子補給事業</li> <li>漁業近代化資金利子補給事業</li> <li>漁業後継者確保対策事業</li> <li>水産関連団体との連携強化</li> </ul>
漁場環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>志津川湾海藻群落再生支援事業（再掲）</li> <li>志津川湾環境調査事業</li> <li>水産物水揚げ状況調査事業</li> </ul>
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>志津川湾おすばて祭り等の開催</li> <li>異業種連携事業</li> </ul>
水産業基盤施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産物供給基盤整備事業</li> <li>漁村再生交付金事業</li> <li>県単漁港改良助成事業</li> </ul>





## 施策 2-3 商工業の振興

### 【現状と課題】

少子高齢化の進行や長引く経済不況など、町民生活を巻き込む状況が変化している中で、商工業は、町民の就労や所得の確保など、日々の暮らしを支える基盤であり、まちの活力を創出し、賑わいをもたらす原動力となることから、その安定した発展が課題となっています。

町内の商店の状況を見ると、ほとんどが家族従業員型及び兼業型商店で、その規模も小規模なものが大半です。また、近隣都市部への大型商業施設の出店に伴う購買客の流出により、地元商店街の経営環境は厳しさを増しています。地域産業の中でも小売業、サービス業の集積する商店街は、日常生活における買い物場、地域コミュニティの核として重要な位置を占めています。

商店街は地域住民に身近なところで日常生活に必要な商品、サービスを提供する場であり、地域社会の生活基盤となるものです。

商店街がこうした機能を十分に果たしていくためには、商店街を構成する個々の商店が経営の発展を図るとともに、商店街と地域住民が互いに支え合うパートナーシップを確立していくことが必要となっています。

本町においても、国県の各種支援制度を活用しながら、商工会による商工業者への経営指導、空き店舗の有効活用、イベントの実施による購買機会の拡大といった地元購買力を高める商店街ならではの取組みに対する支援や、漁業や観光業と連携させた鮮魚店が続く街並みを活かした地域活性化の新たな構想を検討する場に参画するなどの取組みを通して、商店街の賑わいを再生していくことが必要となっています。

また、製造業については、国際競争の激化やデフレ経済の進行、工場の海外展開による産業や雇用の

空洞化などにより、取り巻く環境は厳しく、設備投資の抑制や海外進出が進む中で、町内への新たな企業の誘致は難しい状況にあります。

しかし、企業の誘致は、雇用の確保や地域経済への波及効果も大きいことから、企業側の求める進出条件等の情報を収集しながら、本町の地域特性に合った企業の誘致を引き続きあらゆる機会を捉えて推進していくことが重要となります。

また、既に本町に立地している企業については、地域経済の担い手、パートナーとして、企業の経営課題を踏まえ、関係各機関と一体となり課題解決に向けた対応を進めていく必要があります。



### 【基本事業】

#### 2-3-1 商工会との連携強化と商店街活性化の支援

商工業者に対する経営、金融、税務面等の指導・相談を通して、経営の安定が図られるよう、町内商工業者の中核団体である商工会との連携を強化するとともに、空き店舗等の利活用や、町の賑わいを創出する仕組みづくりに協働で取り組みます。

#### 2-3-2 地元既存企業の支援

金融機関との協調による支援策や町独自の支援制度の活用により、企業経営の安定向上を図ることで、雇用の確保と地域活性化を促進します。

#### 2-3-3 企業誘致の促進

企業の進出条件や業界の情報を収集しながら誘致業種を絞り、優遇措置や用地及び関連施設情報のデータベース化を促進する等、受入体制の整備を推進します。

基本事業	主要事務事業
商工会との連携強化と商店街活性化の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会運営支援事業</li> <li>・エコステーション支援事業</li> <li>・おさかな通り大漁市支援事業</li> <li>・空き店舗有効活用事業</li> </ul>
地元既存企業の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地奨励金交付事業</li> <li>・漁港施設用地企業立地奨励金交付事業</li> <li>・中小企業振興資金融資あっせん事業</li> </ul>
企業誘致の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地奨励金交付事業（再掲）</li> <li>・漁港施設用地企業立地奨励金交付事業（再掲）</li> <li>・中小企業振興資金融資あっせん事業（再掲）</li> </ul>



## 施策 2-4 観光の振興

### 【現状と課題】

近年の本町を訪れている観光客数は、年間100万人を数えており、今後も観光客をはじめとする交流人口を拡大させ、地域経済を活性化することが重要となります。

本町には、優れた自然景観や全国に誇れる水産物や農産物などの質の高い地域資源が豊富にあり、全国的に通用するブランドとなる可能性を大きく秘めています。この地域資源を最大限に活用し、交流人口の拡大につながる事業を展開していくことが、今後必要となります。

現在、各地では観光業者と自治体の連携による観光客誘致活動が盛んに行われており、平成20年に開催される「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」を好機として、観光面から交流人口の拡大に積極的に取り組む必要があります。

そのためには、観光関係者と自治体の連携は勿論のこと、農林水産業、商工業関係者等の各産業間とも幅広く連携し、地域における観光資源を磨き上げるとともに、観光客の受入態勢を整備し、本町ならではの魅力あるサービスを提供することが重要となります。

今、多くの消費者は「安全・安心」・「健康」・「本物」を志向し、また都市住民の間では「癒し」・「やすらぎ」を求めるニーズが高まっています。これをビジネスチャンスと捉え、個性的な発想によって、地域資源の付加価値を高めつつ他地域との差別化を図ることが重要です。また、地域の素晴らしさを多くの人々に味わってもらい、それを様々な経済効果に結びつけていくためには、今後とも観光協会等関係団体との連携強化を図りながら、新たな観光戦略を機動的に展開できる確固とした体制づくりも重要な課題となっています。

### 【基本事業】

#### 2-4-1 観光資源の整備・活用

南三陸の代表的な景勝地である神割崎や田束山などの観光施設の適正な管理を図るとともに、地域の観光資源を発掘することにより、観光客の増加や地域経済への波及効果を高めます。

#### 2-4-2 観光産業・関連事業の振興と育成

観光は、農林水産、商工業、物産など産業全般にわたる裾野の広い経済活動であることから、地域の雇用確保の場としても、ますますその重要性が増してきています。そのため、柔軟かつ機能的に活動できるよう観光協会との連携を強化するとともに、観光産業・関連事業の振興と育成に努め、地域の観光振興を図ります。

#### 2-4-3 観光客誘致活動・情報発信体系の整備及び強化

観光客が本町エリアで快適に過ごすため、観光情報提供体系の整備・充実を図ります。また「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」を契機として、パンフレットやホームページなどの各種媒体を活用した積極的な観光キャンペーンを展開することにより、「観光のまち 南三陸」という観光ブランドの確立につなげていきます。

#### 2-4-4 観光イベントの展開

町民にレクリエーションの場を提供するとともに、観光客を誘致するための様々な観光物産イベントに取り組むことにより、交流人口の増加と地域経済の活性化を図っていきます。

基本事業	主要事務事業
観光資源の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神割崎及び田束山等観光推進事業</li> <li>・歴史、文化財活用事業</li> <li>・海洋レクリエーションエリア活用事業</li> <li>・街並み景観づくり整備促進事業</li> </ul>
観光産業・関連事業の振興と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光協会運営強化事業</li> <li>・観光関係団体育成事業</li> <li>・観光物産関係者の人材育成事業</li> <li>・観光施設、産業関連事業者ネットワーク形成事業</li> <li>・観光ゾーン間ネットワーク形成事業</li> </ul>
観光客誘致活動・情報発信体系の整備及び強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに向けての受入態勢整備及び観光客誘致活動</li> <li>・観光案内板整備事業</li> <li>・総合観光案内所創設事業</li> <li>・ボランティアガイド育成事業</li> <li>・ガイドブック等作成事業</li> <li>・観光キャンペーン推進事業</li> <li>・紹介ビデオの作成、ホームページの充実</li> <li>・情報発信ネットワーク形成事業</li> <li>・道の駅整備検討</li> </ul>
観光イベントの展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志津川湾夏まつり及び歌津恋来い浜まつりの開催</li> <li>・潮騒まつり及び田束山つつじ祭り、産業フェア等観光物産イベントの開催</li> <li>・町内外の観光物産展の開催及び参加</li> <li>・新たな観光イベントの創設</li> </ul>





## 施策 2-5 地場産業の振興と連携

### 【現状と課題】

企業誘致活動と並行して、地域の人、モノ、情報を活かした地域産業の育成や各産業間の連携を図ることも、今後非常に重要な課題となってきます。

本町の現状をみた場合、農林水産業と商工観光業間の連携は必ずしも十分といえる状況ではありません。地元の農林水産物を活用した商品の開発により経済効果を上げ、雇用の増大を図り、地域の活性化につなげていくという方向での取組みが求められています。

このため、農作物や水産物などの豊かな自然環境が生み出す他地域にはない恵まれた資源の価値を再認識し、これを中心に安全性や品質の向上、独自のブランドや食文化の形成などの高付加価値化を積極的に進めることで、第一次産業だけでなく第二次・第三次産業全体の連携を強めていくことが必要です。

また、こうした地域資源を有効活用する仕組みの創出と併せて、南三陸町としての地域ブランド戦略を確立、実行することで、地域産業全体の底上げを図っていくことが必要となります。

### 【基本事業】

#### 2-5-1 南三陸町ブランド計画の策定と活動の支援

各業界の経営者等が参画する南三陸町ブランド塾を中心として、特産物の差別化、地域イメージ向上のために、地域ブランドの開発に向けた南三陸町地域ブランド推進計画の策定と、それに引き続く南三陸町特産品ブランドの開発に向けた支援を行います。

#### 2-5-2 観光地のブランド化の推進

リアス式海岸に代表される本町の風光明媚な景観をはじめとする町域全体の豊かな自然や新鮮な魚介類などの地域資源を活用した地域イメージの向上を図り、観光分野への業種の垣根を越えた多方面からの新規参入を促進していきます。また、観光協会等関係団体と

の連携強化を図りながら、町としての新たな観光戦略を展開していきます。

#### 2-5-3 農林産物のブランド化の推進

中山間地という地形条件とヤマセという特有の気候条件にありながらも、その特性を活かした南三陸型の農業を推進する中で、園芸・畜産・野菜等を中心に、高品質・高付加価値化による農林産物ブランドの確立を支援します。

#### 2-5-4 水産物のブランド化の推進

本町に水揚げされる地域特性を有した水産物や水産加工品のブランド化を支援します。

#### 2-5-5 異業種交流の推進

異業種交流の機会充実を図り、農林業、水産業、商工業の連携によって、活発な人・モノ・情報が行き交う、活力のある産業のまちづくりを推進します。また、地元で生産される農林水産物や加工品などの消費意欲を高めるとともに、地元消費の拡大につながる事業を展開しながら地産地消を推進していきます。

基本事業	主要事務事業
南三陸町ブランド計画の策定と活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ブランド推進計画策定事業</li> <li>地域ブランド開発支援事業</li> <li>ブランド品目統一ロゴの設定検討</li> </ul>
観光地のブランド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光地ブランド確立のための態勢整備事業</li> <li>観光物産関係者人材育成事業</li> <li>異業種ネットワーク形成事業</li> </ul>
農林産物のブランド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>花卉産地拡大事業</li> <li>園芸特産重点強化事業</li> <li>畜産振興事業</li> </ul>
水産物のブランド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産物ブランド化推進事業</li> <li>水産加工品ブランド開発支援事業</li> </ul>
異業種交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>異業種間交流推進事業</li> <li>地産地消の推進</li> </ul>

## 施策 2-6 交流型産業の育成と支援

### 【現状と課題】

近年の経済情勢を背景に多くの国内観光地や観光施設の苦戦が続く中で、「交流型観光」への注目や取組みが全国各地で活発になっています。

国内観光旅行の形態が団体型から個人・小グループ型へ変化しています。また、こうした個人型の旅行スタイルが定着するとともに、観光客の旅行や旅行先へ求めることも高度化・多様化しています。こうしたニーズに対応する新しい観光のスタイルが「交流型観光」です。そこでは、従来型の地域の資源を一方的に見せる観光のスタイルではなく、観光客が実際にモノに触れてみたり、参加して地元の人と会話をしんだりすることなどが重要な要素となります。

また、三陸縦貫自動車道の延伸に伴い、都市部との時間、距離が相当短縮されるようになるため、特に人的交流がますます活発化してきます。

本町においては、グリーンツーリズム体験く校舎の宿>さんさん館の活動が県内でも先進的な取組みとして既に注目を集めています。こうした地域発展の芽を伸ばし、他地域から本町の自然環境を求めて来訪する人々との交流を地域産業の活性化に結びつけていく、交流型産業の育成を図る必要があります。

そのためには、観光事業者等を中心とした従来からの狭い意味での観光行政だけでなく、農林水産業の第一次産業をはじめとしたあらゆる分野の施策との連携の下、地域の“人”や“組織”そして一つの“事業の仕組み”をきちんと創り上げることが、交流型産業を安定して発展させていく上で重要な課題となります。

### 【基本事業】

#### 2-6-1 体験型観光の推進

観光客の多様化するニーズに応えるため、グリーンツーリズムやブルーツーリズム、エ

コツーリズム、ダイビングなどの体験交流事業を推進するとともに、新たな海・里山体験等のメニューを開発し、受入態勢や体験コース等を充実させることで、体験型観光の推進を図ります。

#### 2-6-2 産業交流活動体制の整備

体験型観光をサポートする体制を構築し、体験交流型産業を定着させつつ、本町の特性を活かした交流型産業の振興を図ります。

#### 2-6-3 交流イベントの創設

交流型産業を推進するため、(仮称)リアス海山体験ツアーなどの新たな交流イベントを企画します。

#### 2-6-4 交流活動インストラクターの育成

交流型産業を定着させるため、交流活動に関わるインストラクターを育成するとともに、体験メニューや受入体制整備を指導するコーディネーターを養成します。

基本事業	主要事務事業
体験型観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験型観光推進事業</li> <li>農林水産業とエコカレッジ事業の連携</li> <li>どぶろく製造事業者育成活用推進事業</li> <li>伝統行事、伝統芸能等文化資源の活用</li> <li>ひここの里・自然環境活用センターの活用</li> <li>友好町体験交流事業</li> </ul>
産業交流活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な受入体制の構築と普及活動の推進</li> <li>農漁家レストラン・さんさん館・ホテル・民宿組合など関連施設の連携</li> </ul>
交流イベントの創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)リアス海山体験ツアーの創設</li> <li>(仮称)都市と農漁村の交流事業の創設</li> </ul>
交流活動インストラクターの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然体験等インストラクター育成事業</li> <li>コーディネーター養成事業</li> </ul>

# 政策Ⅲ みんなで支えあう健康のまちづくり

## 施策 2-7 雇用対策の充実・起業の支援

### 【現状と課題】

本町の雇用の情勢は、一部水産加工業等で求人があるものの、電子部品や縫製等の製造業からの求人は減少傾向にあり、企業は従業員の削減や新規採用の抑制を行うなど、雇用を取り巻く環境は厳しくなっています。

本町の雇用対策については、これまで無料職業紹介所による求人情報の公開及び求職者の技術経験を活かした就労先の紹介等を実施してきました。こうした取組みを継続するとともに、2007年問題と言われる団塊世代の退職に代表される就業意欲にあふれる中高年齢者の増加や都市からの回帰など、新たな就労問題への対応を検討することも必要です。

さらに、近年では、フリーター、ニートと呼ばれる若者の増加が社会問題となっており、本町においてもこれらの問題が顕在化するまでに対策を検討しておく必要があります。

また、高齢化が進行する中で高齢者が就労を通して生きがいを感じ、生き生きと暮らせるように、高齢者の雇用促進に向けた取組みも重要となります。

このような状況を踏まえ、本町の雇用環境等を充実していくためには、産学官の連携強化による起業促進、業種絞り込みや受け入れ態勢の構築による戦略的な企業誘致対策の強化、並びに既存企業に対する経営環境改善の支援などを通して、雇用の拡大と就業基盤の確立を図り、町民の生活及び企業経営の安定につなげていくことが必要となります。

### 【基本事業】

#### 2-7-1 関係機関、企業連携による雇用の拡大

無料職業紹介所による求職者、求人者双方の要望を踏まえ、就職に結びつくよう円滑な紹介活動を実施します。

#### 2-7-2 高齢者の就業支援

高齢者の技能を地域社会に還元し、生きがい対策による余暇の有効活用を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。

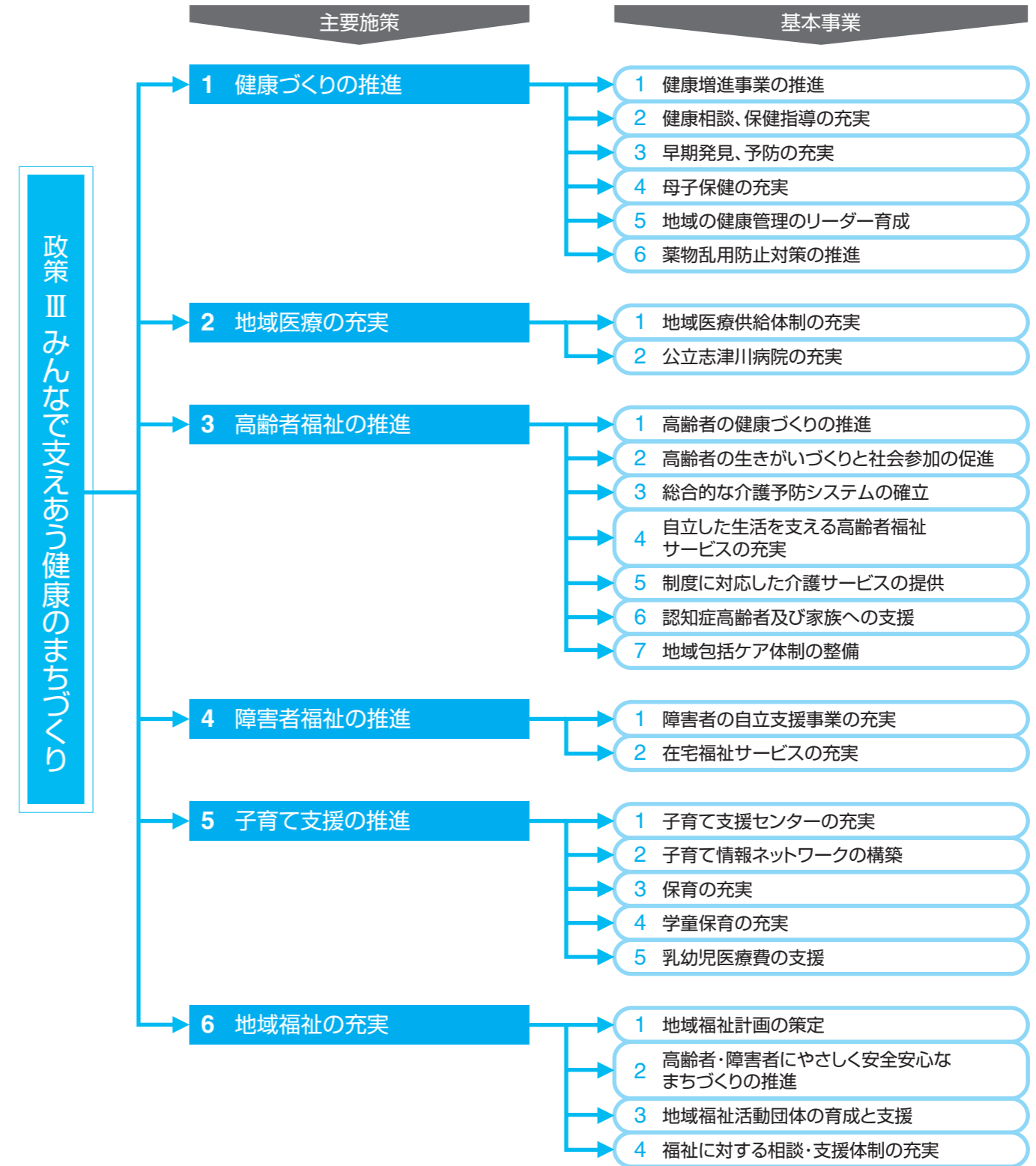
#### 2-7-3 若年労働者、団塊世代支援

地元企業に就職する新規学卒者や転入者あるいは団塊世代をはじめとして中高年齢者などに対して、地元企業を始め各産業団体との連携を強化し、就業先の紹介・あっせんによる定住化を促進します。また、中学校、高等学校等との連携の下、就業体験など若者の就業意識の醸成に努めていきます。

#### 2-7-4 産官学連携による起業支援

産業界や大学などと連携した地域資源を活用した商品の開発、事業化に向けた継続的な支援を行います。

基本事業	主要事務事業
関係機関、企業連携による雇用の拡大	・無料職業紹介事業 ・地域創業助成金交付事業
高齢者の就業支援	・シルバー人材センター運営支援事業
若年労働者、団塊世代支援	・就業体験推進事業 ・新規高卒者雇用促進奨励金交付事業 ・団塊世代等支援相談窓口の設置
産官学連携による起業支援	・大学等試験研究機関との連携による起業支援





## 政策Ⅲ みんなで支えあう健康のまちづくり

### 施策 3-1 健康づくりの推進

#### 【現状と課題】

生活環境や生活様式の変化により、がんや心臓病、循環器病、糖尿病などの生活習慣病やストレス関連疾患への対策が課題となっています。こうした中で、健康とは単に病気でない状態のみならず、身体的、精神的、さらには社会的にも良好な状態であると理解することが必要となっています。また、仮に病気や障害があっても、社会での役割を果たし、生きがいを持って自立した生活が出来るようにすることも重要となります。

国においても、国民の健康づくり・疾病予防を更に積極的に推進するため、医療制度改革の一環として平成15年に健康増進法を施行しています。これに基づき本町も健康づくり計画を策定し、町民の健康づくりを積極的に推進しています。

健康を維持することは個人の健康感に基づくものであり、一人ひとりが主体的に取り組むことが必要ですが、個人の意識や努力だけで健康を維持することは困難な場合も多く、地域ぐるみで健康づくりの活動を行うなど、町民すべてが健やかに暮らせるまちづくりが課題となっています。

町民一人ひとりが健やかに自分らしく生き生きと暮らせる人生を実現するために、町民自らが心身の健康づくりに取り組むための効果的・効率的な検診・保健指導や、健全な生活習慣の形成に向けた町民運動を推進、支援することが必要となります。

#### 【基本事業】

##### 3-1-1 健康増進事業の推進

町民の健康づくりに資する各種研修等の充実により、こころの健康づくりや疾病を予防するための知識を伝達し、健康に対する意識の向上を図ります。

##### 3-1-2 健康相談、保健指導の充実

妊産婦期、乳幼児期、学童期、青年期、成人期、高齢期など、町民のライフステージや健康状態に合わせたきめ細やかな相談により、個々人の健康課題の解決を支援します。

##### 3-1-3 早期発見、予防の充実

各種検診事業を通じて、町民が自らの健康状態を理解し、健康を保ち元気に過ごせるよう、病気等の早期発見、予防体制の充実を図ります。

##### 3-1-4 母子保健の充実

心身にゆとりを持って子育てができるよう、また健康的な生活習慣・食習慣が確立できるように支援します。

##### 3-1-5 地域の健康管理のリーダー育成

各地区における健康づくり学習会等の実施を通じて、地域の健康課題を町民と共有するとともに、町民が主体となった健康づくりや福祉活動を推進するリーダーの人材の育成に努めます。

##### 3-1-6 薬物乱用防止対策の推進

凶悪な犯罪を引き起こす要因となりうる青少年の薬物乱用や社会問題化している覚醒剤等による薬物中毒被害を未然に防止するため、町民や青少年に対する意識啓発、指導員による薬物乱用防止の啓発に取り組めます。

基本事業	主要事務事業
健康増進事業の推進	・健康づくり推進のための各種教室の開催 ・生活習慣病などの疾病予防教室の開催 ・こころの健康づくり事業
健康相談、保健指導の充実	・妊婦、乳幼児相談 ・食生活相談 ・各種健康相談事業 ・保健師・栄養士家庭訪問
早期発見、予防の充実	・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査相談事業 ・基本健康診査事業 ・各種がん検診事業 ・骨粗鬆症検診事業 ・結核検診事業 ・肝炎検診事業
母子保健の充実	・妊婦相談 ・新生児・産婦訪問 ・乳幼児健康診査事業 ・子育て支援教室の開催 ・各種予防接種
地域の健康管理のリーダー育成	・健康づくり学習会の開催 ・各種研修会の開催
薬物乱用防止対策の推進	・薬物乱用防止のための広報、啓発事業

### 施策 3-2 地域医療の充実

#### 【現状と課題】

高齢化の進行や食生活をはじめとする生活環境の変化、さらには、介護保険制度の導入に伴い、介護・福祉と高齢者医療の連携がますます重要になるなど、医療を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町の医療機関は、病院1、有床診療所1、無床診療所6、歯科診療所7となっています。公立志津川病院をはじめとする町内の医療機関では、互いに連携を図りながら地域住民の健康増進と生命を守るため、各種医療サービスの提供を行っています。

町民の健康増進から疾病予防、治療、リハビリテーションまでの幅広い医療需要に対応するためには、医療機関が町民生活に密着した一次医療（プライマリ・ケア）及び二次医療（入院）を提供することに加え、町外の医療機関との連携を緊密にした医療機能体系の確立が課題となっています。また、救急医療の現状としては、初期救急は、公立志津川病院での随時受入れはもとより、町内の診療所の連携による日曜当番医制を整備しており、さらに、二次救急は、気仙沼医療圏において公立志津川病院を含めた3病院が病院群輪番制により救急患者の受け入れを行っている状況です。なお、三次救急（救命救急医療）については、東北大学救命救急センターなど高度な医療を総合的に提供することが可能な病院との連携を強化しています。

町民の生命を守り健康を維持していくためには、医療施設機能の充実や医療水準の向上、医療施設相互の連携が必要となりますが、日ごろの自主的な健康管理や一次医療への理解、医療サービスの受け方など、診療を受ける側の意識改革も重要な課題となっています。

#### 【基本事業】

##### 3-2-1 地域医療供給体制の充実

町民の抱える多様な医療需要に対応するため、公立志津川病院と町内の診療所間の機能分担や効果的な救急医療体制の整備を推進します。

##### 3-2-2 公立志津川病院の充実

本町の基幹病院であるとの位置付けから、運営体制の充実、経営の健全化を図ります。

基本事業	主要事務事業
地域医療供給体制の充実	・一次・二次医療の充実 ・初期救急医療体制整備事業 ・病院群輪番制病院運営事業
公立志津川病院の充実	・地域の基幹病院としての医療サービスの提供 ・病院経営健全化の推進 ・医療機器整備事業 ・施設整備の検討



### 施策 3-3 高齢者福祉の推進

#### 【現状と課題】

本町の65歳以上人口の割合は約28%であり、宮城県内平均の約20%と比較して高齢化率は高くなっています。

また、核家族化の進行などにより、高齢者のみの世帯も年々増加しており、今後、介護の長期化や介護者の高齢化など介護に関する状況は厳しさを増していくものと考えられます。

このような状況の中、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉と保健が連携した健康増進活動や生きがいづくりとともに、地域全体で高齢者を支える福祉体制づくりが求められています。

高齢者を一律に「社会的弱者」と捉えるのではなく、高齢者全体の中で多数を占める健康で活動的な高齢者がいつまでも地域の一員として地域と交わり社会に参加できるよう、広範な施策全体にわたる調整が必要となります。

また、介護が必要になった場合でも、各種サービスの提供により、高齢者が安心して生活していけるように、その支援体制を充実させていくことも重要となります。

このような取組みを通して、元気で主体的な高齢者や介護が必要な高齢者の生活を支え、その人らしく生きるための「安心」を支えていくことが課題となります。

#### 【基本事業】

##### 3-3-1 高齢者の健康づくりの推進

住み慣れた地域の中で心豊かな暮らしを続けるために、元気な高齢者がいつまでも健やかであるよう、高齢者の健康維持・増進活動を支援し、介護予防を推進します。

##### 3-3-2 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

元気な高齢者が地域社会の中でその豊かな経験や能力を活かしながら、生きがいを持った生活を送ることができるよう支援します。

##### 3-3-3 総合的な介護予防システムの確立

一貫性・連続性のある介護予防サービスを統一的な体系の下で提供することにより、要介護状態に陥ることを予防します。

##### 3-3-4 自立した生活を支える高齢者福祉サービスの充実

介護サービスを必要としないまでも、何らかの支援が必要な高齢者に対し、在宅での生活が継続できるように、福祉サービスの充実を図ります。

##### 3-3-5 制度に対応した介護サービスの提供

介護保険の保険者としての制度運営及び直営介護保険サービス事業の適正運営を推進することにより、要介護者の自立支援及び適正なサービス利用を図ります。

##### 3-3-6 認知症高齢者及び家族への支援

認知症を早期に発見し、適切に対応することにより、認知症高齢者を支える家族の健やかな生活の維持を図ります。

##### 3-3-7 地域包括ケア体制の整備

高齢者に対して、介護保険サービスのほか、地域の保健医療サービスや福祉サービスを提供するとともに、ボランティアや民間団体などと協力して地域住民相互が支え合っていく仕組みづくりを行い、要介護・要支援状態にあっても住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、必要な支援を行います。

基本事業	主要事務事業
高齢者の健康づくりの推進	・健康意識啓発事業 ・健康診査事業
高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進	・老人クラブ育成、加入促進事業 ・生涯学習機会の充実 ・高齢者の就労機会の充実 ・敬老事業
総合的な介護予防システムの確立	・地域支援事業 ・介護予防事業 ・包括的支援事業 ・介護給付費等適正化事業 ・家族介護支援事業
自立した生活を支える高齢者福祉サービスの充実	・高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業
制度に対応した介護サービスの提供	・介護保険事業(直営事業の居宅介護支援を含む。) ・介護保険低所得者負担利用軽減対策事業 ・地域密着型介護施設等整備費補助金交付事業
認知症高齢者及び家族への支援	・認知症高齢者の早期発見、早期対応と相談体制の充実 ・認知症に対する理解の促進 ・権利擁護に関する制度、事業の周知と利用促進
地域包括ケア体制の整備	・地域包括支援センター運営事業





## 施策 3-4 障害者福祉の推進

### 【現状と課題】

障害者福祉に関する制度改革としては、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として平成17年に障害者自立支援法が施行されました。これにより、これまで障害種別によりそれぞれ異なるサービスを提供するという仕組みであったものが、平成18年からは身体・知的・精神の3障害が一元化され、サービス利用者も応分の費用を負担するという仕組みに変更されています。

また、同法に基づき市町村において実施される地域生活支援事業では、障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を展開することが求められています。

本町においては、これまで障害者福祉計画などを基本として施策を推進してきましたが、新しい制度への対応や、それに伴い発生する新たな問題点や課題についても情報収集に努め、地域の実情に沿った制度運用のあり方を検討していくことが求められています。

また、障害の重度化、障害者の高齢化といった新たな問題への対応も視野に入れながら、障害者の地域生活と就労を支援し、障害の有無に関わらず地域で暮らす人々がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取組みが求められています。



### 【基本事業】

#### 3-4-1 障害者の自立支援事業の充実

障害者が自立した社会生活を営むことができるよう、障害者の相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、保護者等の負担軽減や障害者の自立を促すために必要な支援を行います。さらに、在宅障害者の日常生活における自立と社会参加を促すため、生産活動機会の提供や社会との交流を促進するとともに、公共職業安定所との協力による職業相談、個別求人開拓、職場定着等の支援を行います。

#### 3-4-2 在宅福祉サービスの充実

在宅障害者が地域で安心して暮らせるよう、自立と生活安定・向上に必要なサービスを提供するとともに、社会参加の支援・指導を実施します。

基本事業	主要事務事業
障害者の自立支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センター事業</li> <li>・相談支援事業</li> <li>・コミュニケーション支援事業</li> <li>・心身障害者医療費助成事業</li> <li>・日常生活用具給付等事業</li> <li>・移動支援事業</li> <li>・障害者運転免許取得費補助事業</li> </ul>
在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルプサービス事業</li> <li>・訪問入浴サービス事業</li> </ul>

## 施策 3-5 子育て支援の推進

### 【現状と課題】

少子化の進行と家庭や地域を取り巻く子育て環境の変化に伴い、次代の社会を担う子どもが元気に生まれ、健やかに育つ社会の形成を目指し、都道府県、市町村、事業主等に対し、子育て支援策の推進や雇用環境の整備を盛り込んだ計画の策定を義務付けた次世代育成支援対策推進法が平成17年に施行されています。

合併前の旧町においては、同法に基づき、それぞれ「子育てプラン」を策定していましたが、今後は、これらを統合し、総合的・体系的な子育て支援環境の充実に努めていく必要があります。また、少子化や核家族化が進む中で、子どもが育つ地域のコミュニティが希薄化してきており、育児の孤立化や育児不安を抱く親の増加が懸念されています。今後、さらに多様化する保護者や家庭の保育ニーズを的確に把握し、支援内容を充実していく必要があります。

これからのまちづくりにおいては、子育ての価値を共有し合い、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進め、ニーズに対応した事業を総合的に推進していくことが求められています。

### 【基本事業】

#### 3-5-1 子育て支援センターの充実

未入所（園）の乳幼児を育てる家庭の子育てに関する不安や悩みを解消し、ゆとりを持って安心して子育てができるよう支援します。

#### 3-5-2 子育て情報ネットワークの構築

保育施設間、保護者及び保健師の連携を緊密にし、保育支援のための情報の共有化を図ります。また、子育て関連施設の連携を強化し、保育サービスを効果的・効率的に実施します。

#### 3-5-3 保育の充実

保護者等の就労による保育に欠ける家庭が増加する中、家庭からの多様なニーズに対応した保育事業を実施することにより、児童の健全な育成を図ります。

また、子育て拠点としての保育施設を整備することにより、保育環境の充実に努めます。

#### 3-5-4 学童保育の充実

放課後や長期休校日等において、家庭に保護者等が不在となる小学校低学年児童の安全確保と健全育成を図ります。

#### 3-5-5 乳幼児医療費の支援

乳幼児の医療費の一部を助成することにより、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。

基本事業	主要事務事業
子育て支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター運営事業</li> <li>・母子保健事業（再掲）</li> <li>・一時預かり保育事業</li> </ul>
子育て情報ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連絡協議会運営事業</li> <li>・虐待防止ネットワーク運営事業</li> </ul>
保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児保育事業</li> <li>・延長保育事業</li> <li>・乳幼児保育事業</li> <li>・子育て拠点施設整備事業</li> </ul>
学童保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業</li> </ul>
乳幼児医療費の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児医療費助成事業</li> </ul>

## 施策 3-6 地域福祉の充実

### 【現状と課題】

少子高齢化の進行や町民の福祉に対するニーズが多様化・複雑化してきている現状に的確に対応するためには、生活圏である地域を基盤として、町民のライフステージに応じた総合的な福祉推進体制を整備し、必要な施策を実施していくことが求められています。

また、高齢者や障害者の介護や医療面での不安や介護家族の負担などの問題を解消し、地域で生活していくための暮らしやすいまちづくりを目指す上で、障害への理解や人権に関わる事業や制度への認知等が不足している状況にあります。

このため、新たな地域福祉計画を策定し、これに基づく地域福祉推進体制を充実させ、関連する計画や施策との整合を図りながら、地域住民の参画と協働により地域福祉を総合的に推進していく必要があります。

### 【基本事業】

#### 3-6-1 地域福祉計画の策定

高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉という従来の行政の枠組みを越え、地域住民の視点からの生活課題やニーズを的確に捉え、地域全体で要援護者を支える官民協働の仕組みづくりを推進するための計画を策定します。

#### 3-6-2 高齢者・障害者にやさしく安全安心なまちづくりの推進

公共施設等のバリアフリー化の推進や防犯・防災意識等の啓発を図ることにより、高齢者や障害者の日常生活における安全性と利便性を高めます。

また、福祉についての町民意識の高揚を図るため、広報やイベントなどを通しての情報提供を充実します。加えて、学校教育や社会教育分野の施策との連携を図りながら、福祉についての学習を進め、児童・生徒の意識向上を図ります。

#### 3-6-3 地域福祉活動団体の育成と支援

町民のボランティア意識を高め活発な地域福祉活動につなげるための人材育成や自主的な地域福祉活動を支援します。

#### 3-6-4 福祉に対する相談・支援体制の充実

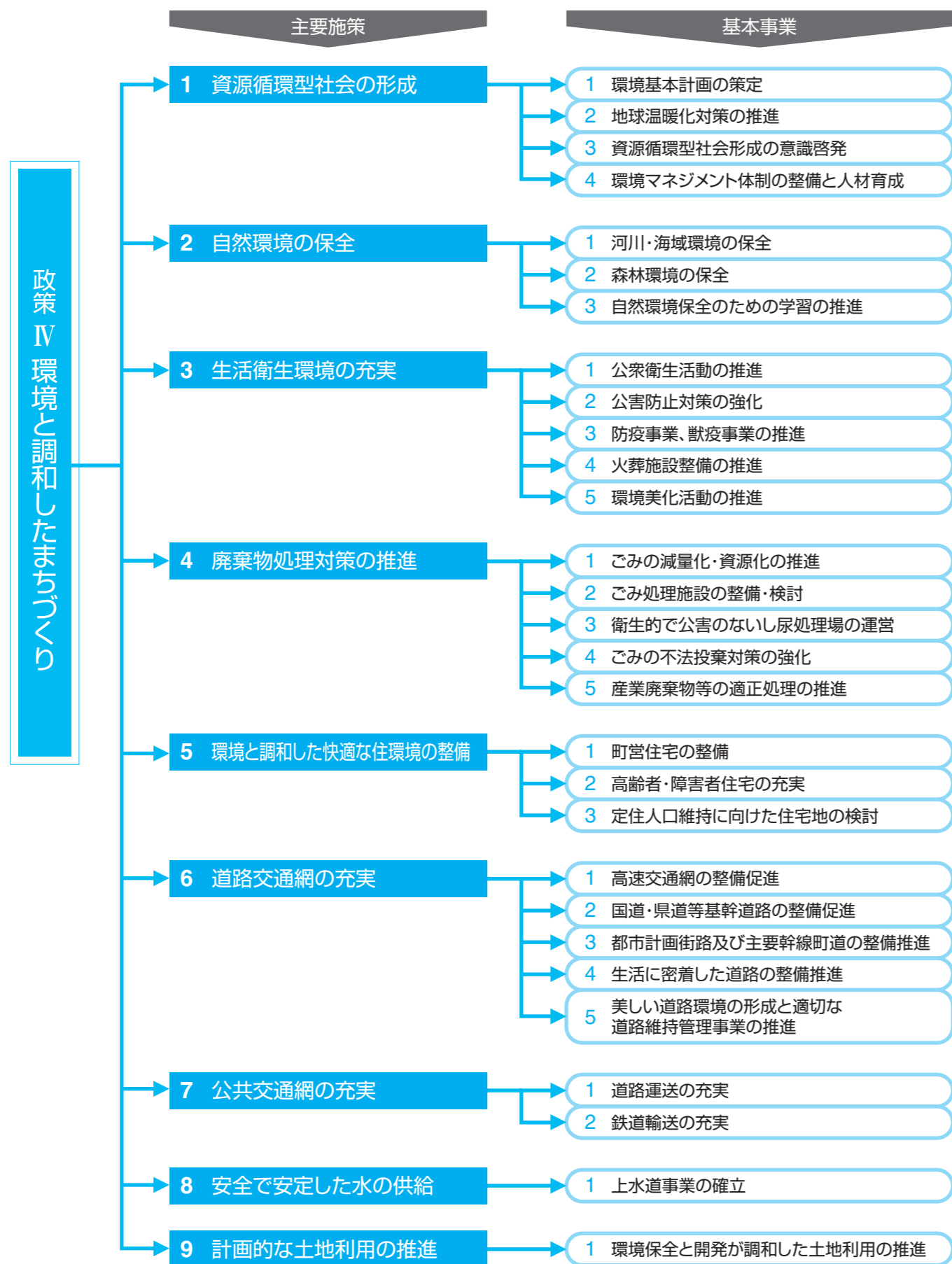
今後、町民の福祉に対するニーズが多様化するとともに、その相談内容の複雑化が見込まれることから、相談からサービス支援に至る体制の一元化を図るとともに、より専門的なソーシャルワーク機能の充実に努めます。

基本事業	主要事務事業
地域福祉計画の策定	・地域福祉計画策定事業
高齢者・障害者にやさしく安全安心なまちづくりの推進	・公共施設のバリアフリー化の推進 ・福祉情報提供事業 ・福祉教育推進事業
地域福祉活動団体の育成と支援	・日本赤十字運動推進事業 ・スポーツ・レクリエーション教室開催事業 ・ボランティアセンター運営事業 ・ボランティア育成事業
福祉に対する相談・支援体制の充実	・生活相談、人権相談事業 ・身障、知的相談員の配置 ・民生委員活動の充実・強化





# 政策Ⅳ 環境と調和したまちづくり



# 政策Ⅳ 環境と調和したまちづくり

## 施策 4-1 資源循環型社会の形成

### 【現状と課題】

経済のグローバル化が進む中で、地域環境の保全と地域資源の活用を両立させながら、持続可能な地域産業や生活を成り立たせていくことが、これからの地域社会に強く求められる大きな課題となっています。

また、※「京都議定書」への調印による世界的な温室効果ガスの排出抑制等の義務付けや、※循環型社会形成推進基本法に基づく基本計画の実効性を高めるための取組みなど、地域社会においても適切な環境マネジメントを推進する体制づくりは、時代が要請する課題となっています。

本町においては、自然環境の保全に対する社会的要請や町民の地域環境に対する意識を高揚するため、環境基本条例に基づき、具体的な地域の環境保全及び環境問題の解決に向けて総合的かつ計画的な施策を推進することが必要となっています。

### 【基本事業】

#### 4-1-1 環境基本計画の策定

町民、企業、行政などのそれぞれが町の自然環境を保全し、有効に活用することにより持続的な生活と地域社会を維持していくため、環境基本計画を策定し、環境を保全する具体的な活動を計画的に推進していきます。

#### 4-1-2 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を推進するため、活動指針となる「地球温暖化対策実行計画」を早期に策定します。また、公共施設を中心に新エネルギー導入の検討や省エネルギー対策を実施し、町機関における事務用品や公共事業での※グリーン購入を検討します。

#### 4-1-3 資源循環型社会形成の意識啓発

本町における資源循環型社会の形成を目指し、町民生活や企業活動における環境負荷の低減、グリーン購入制度を普及していくため、町民に対する意識啓発を推進します。

#### 4-1-4 環境マネジメント体制の整備と人材育成

自然環境を保全しつつ、それを適正に活用した産業の振興や交流事業などを円滑に推進していくための庁内体制を整備します。また、行政内部でのグリーン購入の検討や町内企業への普及などを図るため、環境マネジメントに精通した人材の育成に努めます。

基本事業	主要事務事業
環境基本計画の策定	・環境基本計画策定事業
地球温暖化対策の推進	・地球温暖化対策実行計画策定事業 ・新エネルギー導入の検討 ・省エネルギー対策推進事業 ・グリーン購入の検討
資源循環型社会形成の意識啓発	・資源循環型社会形成PR事業 ・資源循環型社会推進地域計画策定調整事業 ・出前講座及び環境に関する研修会等への講師派遣事業 ・環境学習等における廃棄物処理施設見学など研修受入事業
環境マネジメント体制の整備と人材育成	・専門的な人材の育成

※京都議定書 気候変動枠組条約に基づき、平成9年12月に京都市で開かれた地球温暖化防止会議で議決した議定書。正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」。

※循環型社会形成推進基本法 平成12年6月に制定された廃棄物・リサイクル問題の解決のための循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律。

※グリーン購入 環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者等から優先して購入すること。

## 施策 4-2 自然環境の保全

### 【現状と課題】

本町の森林で育まれた水は、田畑や町民の生活を潤し、そして海に注いでいます。

環境を保全し、この自然のサイクルを維持していくことは、町民の生活や生産の基盤を維持していくために必要不可欠な条件となっています。

今後も、森林の適切な維持管理と河川や海域などの水質汚濁を防止し、自然環境を守っていくことが、すべての町民の生活の礎を守る上で重要な課題となります。

特に河川や海域の環境保全に関しては、現在の町の污水处理整備率は約38%と県平均の82%から大きくかけ離れている現状にあることから、公共用水域の水質汚濁を防止し、町民の生活環境の保全と公衆衛生の向上のために、污水处理施設の整備を促進し、公共用水域に排出される生活雑排水の適正な処理を進めていくことが重要となっています。



### 【基本事業】

#### 4-2-1 河川・海域環境の保全

河川・海域の水質汚濁は、町民生活や自然の生態系に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、定期的に水質検査を実施し、水質変化の監視体制を強化します。また、污水处理施設の整備を促進し、公共用水域に排出される生活雑排水の適正な処理を推進します。

#### 4-2-2 森林環境の保全

森林が本来持っている水源涵養機能等の公益的機能を保全するため、保育、間伐等による森林環境の適切な維持・管理に努めます。

#### 4-2-3 自然環境保全のための学習の推進

町民（特に児童・生徒）が町の恵まれた自然環境を学習する機会として、エコカレッジ事業や自然環境を有効に活用したモデル的取り組みであるダイビング事業を推進し、自然環境と共生したライフスタイルの創造を図ります。

基本事業	主要事務事業
河川・海域環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、海域の水質検査事業</li> <li>・河川愛護会活動の推進</li> <li>・公共下水道等污水处理施設整備の推進</li> <li>・浄化槽設置整備事業</li> <li>・し尿処理場の運営（再掲）</li> </ul>
森林環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境保全整備事業（再掲）</li> <li>・計画的な森林施業の推進による多様な森林形成事業（再掲）</li> </ul>
自然環境保全のための学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカレッジ事業</li> <li>・ダイビング事業</li> <li>・自然環境活用センター事業</li> </ul>

## 施策 4-3 生活衛生環境の充実

### 【現状と課題】

町民の生活は、社会経済の進展に合わせてその水準が向上した一方で、多様な生産活動や消費活動は、自然環境だけではなく町民の生活環境に対し、様々な問題を発生させています。

近年、本町においても生活環境の悪化に対する町民からの苦情、相談が寄せられる機会が増加する傾向にあります。

このため、騒音、振動、悪臭などの公害の発生原因の除去と発生の防止に向けて、各種の取組みを推進する必要があります。また、町民による生活環境保全や向上のための取組みに対して積極的な活動支援を進めることも重要です。

### 【基本事業】

#### 4-3-1 公衆衛生活動の推進

公衆衛生の向上を図るため、町民の主体的な公衆衛生活動を支援します。

#### 4-3-2 公害防止対策の強化

水質の汚濁や市街地での騒音・振動問題など様々な環境問題が発生していることから、それらに対する監視体制を強化するとともに、その発生を防止するため、各種届出に対する審査体制の強化及び適正な指導に努めます。

#### 4-3-3 防疫事業、獣疫事業の推進

感染症予防対策や害虫駆除対策を総合的に推進します。

#### 4-3-4 火葬施設整備の推進

老朽化している上、狭隘な町営火葬場を整備することにより、利用者の快適性を確保するとともに、環境対策の向上を図ります。

#### 4-3-5 環境美化活動の推進

町民が自主的に行う環境美化活動を支援し、本町のクリーンイメージを町内外にPRするとともに、自然愛護思想の普及を図ります。

基本事業	主要事務事業
公衆衛生活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生組合活動支援事業</li> <li>・地区公衆衛生組合及び公衆衛生組合連合会活動支援事業</li> </ul>
公害防止対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地等における騒音調査事業</li> <li>・騒音、振動関係特定施設設置届の受理及び指導</li> <li>・公害関係の苦情、相談事業</li> </ul>
防疫事業、獣疫事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等消毒事業</li> <li>・道路側溝等清掃事業</li> <li>・狂犬病予防法に基づく畜犬登録及び予防注射の実施</li> </ul>
火葬施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斎場整備事業</li> </ul>
環境美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リアスクリーン作戦及びボランティアによる清掃活動支援事業</li> </ul>





## 施策 4-4 廃棄物処理対策の推進

### 【現状と課題】

本町のごみ処理は、宮城県ごみ処理広域化計画に基づき、平成14年12月から燃やせるごみについては、気仙沼地方衛生処理組合に焼却処理を委託しています。さらに、焼却灰についても、最終処分場が未整備であることから、その処理を民間に委託し、県外において埋立て処分を行っています。また、平成10年度からは、容器包装リサイクル法に基づく資源の分別回収を開始し、ごみの減量化及び資源化を推進しています。

ごみの焼却及び埋立処分施設については、宮城県ごみ処理広域化計画を踏まえて適正な中間処理を行うため、現有施設の跡地利用を含めた整備・検討が必要となっています。

し尿については、公共下水道・漁業集落排水施設への加入や浄化槽の普及等により、その処理量は減少する傾向にはあるものの、本町におけるし尿の排出の多くは、依然として汲取りによる方法となっていることから、今後も安定したし尿処理場の運営が求められています。一方、本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、昭和62年度から供用を開始した衛生センターにおいて行っていますが、施設の開設から相当年数を経過しており、今後も適正な処理機能を保持するためには、適切な維持補修を行っていくことが必要となります。さらに、浄化槽汚泥の処理量が増加するため、施設における処理物が低濃度化する傾向にあり、その性状に即した適切な処理施設の運転管理も必要となります。

また、廃棄物の排出基準等が厳しくなるに伴い、本町においてもごみの不法投棄が増加する傾向にあります。ごみの不法投棄は、排出者のモラル欠如が最大の要因であることから、不法投棄撲滅を目的に事業者や住民意識を啓発していくことが大きな課題となっています。

産業廃棄物においては、不適正処理の問題も年々増大していることから適正処理の推進並びに、山間部等への不法投棄等に対する監視体制を確立していくことなどが、今後必要となります。



### 【基本事業】

#### 4-4-1 ごみの減量化・資源化の推進

ごみ減量化を呼びかける広報活動を効果的に実施するとともに、地域住民が自らの問題として、主体的にごみの分別による資源化・減量化に取り組む環境づくりを推進します。

#### 4-4-2 ごみ処理施設の整備・検討

現在、本町の焼却施設は、宮城県ごみ処理広域化計画に基づき、気仙沼・登米ブロックとして検討が進められています。今後も、環境負荷の低減、リサイクルの推進及び処理コストの縮減等、ごみ処理の諸課題に対応した適正かつ効果的なごみ処理を関係市町や一部事務組合などとの広域的な連携を前提に検討します。また、最終処分場についても、本町が単独で施設を整備することは困難であることから、今後、広域的な視点で検討します。

#### 4-4-3 衛生的で公害のないし尿処理場の運営

し尿処理施設の適切な維持管理や補修等を行い、排出されるし尿及び浄化槽汚泥の安定した処理に努めるとともに、計画的なし尿収集業務の推進を図ります。

#### 4-4-4 ごみの不法投棄対策の強化

ごみの不法投棄の撲滅を目的として、その防止のための看板の設置や事業者等への意識啓発を行い、パトロールの実施や関係機関との連携強化を図ります。

#### 4-4-5 産業廃棄物等の適正処理の推進

町内事業所への立ち入り検査をはじめ、産業廃棄物処理の適正化の指導や意識啓発活動を推進します。また、災害時等における産業廃棄物等についても関係機関との連携の下、適正処理に努めます。

基本事業	主要事務事業
ごみの減量化・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ※ 3 R の推進</li> <li>・ 各種媒体を通じた広報啓発事業</li> <li>・ 衛生組合長等との連携強化</li> </ul>
ごみ処理施設の整備・検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物処理施設の整備検討</li> <li>・ 最終処分場の整備検討</li> </ul>
衛生的で公害のないし尿処理場の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ し尿処理場の運営</li> <li>・ 計画的なし尿収集業務の推進</li> <li>・ 汚泥の肥料化事業</li> </ul>
ごみの不法投棄対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄防止のための看板設置事業</li> <li>・ 不法投棄防止パトロール事業</li> <li>・ 関係機関との連携強化</li> </ul>
産業廃棄物等の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物処理の適正化指導、啓発</li> <li>・ 事業所、工場等への立入調査事業</li> <li>・ 不法投棄監視体制の確立</li> <li>・ 災害時における廃棄物処理のマニュアル化</li> <li>・ 火災廃材の処理費一部助成金交付事業</li> </ul>



※3R リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：部品等の再利用）、リサイクル（Recycle：使用済み製品等の原材料としての再利用）といった頭文字（R）を同じくする3つの環境政策手法の総称。

## 施策 4-5 環境と調和した快適な住環境の整備

### 【現状と課題】

高齢化の進行により、今後、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加する傾向にあることから、高齢者が住み慣れた持ち家で安心して暮らせるような住環境づくりのために、住宅のバリアフリー化に対する相談・支援など公的機関の関与の必要性が高まっています。

また、社会情勢の変化や核家族化などの進行により、町営住宅の入居申込みや相談件数も増加する傾向にあり、こうした需要に応えるために町営住宅の整備と適正な管理を行う必要があります。

しかし、既設の住宅の中には建築から40年以上が経過し、老朽化が進むなど改築が必要な住宅が増加しているほか、消防法の改正により火災報知器の設置が義務化されることに対する対応も新たな課題となっています。

さらに、今後、三陸縦貫自動車道志津川インターチェンジ（仮称）が供用されることにより、都市部との交通アクセスが向上します。このことにより中高年齢者等の※Uターン者や自然志向の若者の※Iターン者などが、本町に住宅を求める機会が増加するという事も見込まれます。

このため、既存の住宅ストックを最大限に活用し、町の恵まれた自然環境の中で、誰もが安全に安心して生活できるような住環境の整備を進めることで、定住人口の維持を図ることが必要となっています。

※Uターン 都市部に移住した人が再び出身地に戻ること。  
※Iターン 都市部で生まれ育った人が地方へ移り住むこと。

### 【基本事業】

#### 4-5-1 町営住宅の整備

町営住宅ストック総合活用計画に基づき建替・補修を推進し、町営住宅の安全性及び快適性の向上を図ります。

#### 4-5-2 高齢者・障害者住宅の充実

関係機関などとの連携の下、持ち家のバリアフリー化に対する相談支援体制を整備し、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、並びに障害者が安心して暮らせる住宅環境の確保に努めます。

#### 4-5-3 定住人口維持に向けた住宅地の検討

中高年のUターン者や自然との共生を望む若者などの定住意向を調査し、空き家などの既存ストックの有効活用や民間事業者による分譲の可能性を含め、総合的に住宅地整備の検討を行います。

基本事業	主要事務事業
町営住宅の整備	・町営住宅建替事業 ・火災報知器設置事業
高齢者・障害者住宅の充実	・バリアフリー化等に対する相談支援事業
定住人口維持に向けた住宅地の検討	・（仮称）定住化促進構想策定事業 ・既存住宅ストックの有効活用の促進 ・U・Iターン意向調査事業 ・民間宅地分譲の可能性の調査検討

## 施策 4-6 道路交通網の充実

### 【現状と課題】

本町の道路交通網は、国道45号と国道398号を基軸とし、県道5路線及び都市計画街路や幹線町道により主要な道路ネットワークを形成しています。

しかし、高速交通体系からの隔たりが地域産業の振興、発展や広域的な地域間交流等を阻害する要因となっており、三陸縦貫自動車道の早期整備が最大の課題となっています。

また、国道・県道等主要道路や都市計画街路・主要幹線町道の整備促進は、道路ネットワークを確立する上で重要であり、区内を連絡する生活関連道路についても、町民の豊かな暮らしと安全を確保するため、計画的に整備推進を図っていく必要があります。

### 【基本事業】

#### 4-6-1 高速交通網の整備促進

地場産品の流通の拡大、観光等を通じた交流人口の拡大等、地域産業経済の振興を図るとともに、地震・津波等防災上の観点から三陸縦貫自動車道の早期整備を促進します。

#### 4-6-2 国道・県道等基幹道路の整備促進

本町と都市部を連絡し、地域産業経済の振興上重要な役割を果たしている国道については、急カーブ箇所や歩道等の整備を促進します。

また、国道を補完し道路ネットワークの骨格を形成する県道についても、市街地の交通渋滞・混雑の大きな要因となっている交差点の改良や狭隘で危険な箇所の改良整備を促進します。

#### 4-6-3 都市計画街路及び主要幹線町道の整備推進

市街地における都市基盤の整備と交通混雑の緩和のため、都市計画街路の整備を促進し

ます。また、国・県道や主要施設間等、旧町間を連絡するルートの利便性と交通の円滑化を図るため、主要幹線町道の整備を促進します。

#### 4-6-4 生活に密着した道路の整備推進

地域住民が日常生活に利用している地区（集落）内の道路整備については、交通量等利用状況や緊急性・用地の状況等を総合的に判断した上で、計画的に推進します。

#### 4-6-5 美しい道路環境の形成と適切な道路維持管理事業の推進

道路施設の適切な維持管理により、道路環境の保全、施設の安全確保・延命化を図ります。また、道路愛護会活動等を通じて道路愛護精神の普及に努め、町民との協働による道路環境美化を推進します。

基本事業	主要事務事業
高速交通網の整備促進	・三陸縦貫自動車道「登米・志津川道路」の整備及び志津川インターチェンジ（仮称）アクセス道路の整備促進 ・三陸縦貫自動車道関連事業の調整（町道等関係施設の調整）
国道・県道等基幹道路の整備促進	・国道45号、国道398号の改良及び歩道設置等の整備促進 ・国・県道交差点の改良整備促進（国土交通省、宮城県） ・国・県道現道対策の促進（国土交通省、宮城県）
都市計画街路及び主要幹線町道の整備推進	・都市計画街路、主要幹線町道の整備推進
生活に密着した道路の整備推進	・生活関連町道の改良整備推進
美しい道路環境の形成と適切な道路維持管理事業の推進	・町道維持管理事業 ・市街地の排水対策推進 ・道路愛護会活動事業



## 施策 4-7 公共交通網の充実

### 【現状と課題】

高齢化社会の進行や環境負荷を抑えるという視点から、公共交通機関の果たすべき役割は、今後、ますます高まってくるものと思われます。

本町においては、平成18年10月に町内一円をカバーしていた民間の地方バス路線事業者が本町での路線運行を廃止したことによって、高齢者や児童・生徒の通勤、通学あるいは通院等のための足を確保する必要から、町民バス等の運行を開始しました。今後は、各路線の利用動向を注視しながら、利用者のニーズに対応した運行に努めていく必要があります。

また、都市圏からの観光客の受け入れや都市圏への外出機会の充実を図るため、JR気仙沼線の快速列車の増便についても関係機関に対し、求めていくことが必要となっています。

### 【基本事業】

#### 4-7-1 道路運送の充実

町民バスや乗合タクシーなどの運行により交通弱者の交通手段を確保し、買い物や通院、通学の利便性の向上を図るとともに、生活上の安心感と快適性の向上に努めます。

#### 4-7-2 鉄道輸送の充実

鉄道輸送を充実することにより、買い物や通院、通学の利便性の向上を図るとともに、観光客の誘致促進を図ります。

基本事業	主要事務事業
道路運送の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民バス運行事業</li> <li>・ 乗合タクシー運行補助事業</li> <li>・ スクールバス運行委託事業</li> <li>・ 学童輸送委託事業</li> </ul>
鉄道輸送の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR志津川駅業務運営費補助事業</li> <li>・ JR歌津駅乗車券簡易発売所運営費補助事業</li> <li>・ 県鉄道整備促進期成同盟会運営事業</li> </ul>

## 施策 4-8 安全で安定した水の供給

### 【現状と課題】

本町は、その地形的特性から水資源のほとんどが町域内の森林によって涵養されており、安全で安定した水を供給するためには、森林の適正管理が不可欠となっています。

さらに、水資源を各世帯、各事業所等に供給している本町の上水道については、94.4%の普及率となつてはいるものの、平成17年度末の石綿セメント管残延長は、全管延長の11.4%、約21kmとなっており、耐震性の確保や漏水対策が今後の課題となっています。

また、志津川地区の水管橋は経年劣化による腐食が著しいことから、漏水が頻繁に発生しており、災害時を想定した場合に、早急な改善が必要となっています。さらに、各種インフラ整備事業に合わせた先行投資的事業としての志津川駅裏地区への水道管の布設や新たな水源の確保、未給水地区解消対策にも取り組む必要があります。

### 【基本事業】

#### 4-8-1 上水道事業の確立

老朽化した水道管の更新やダム建設による水源の確保など、安全で良質な水道水の安定した供給体制を確立することはもとより、健全で効率的な上水道事業の経営を推進する観点から、水道事業としての業務の一部を民間に委託することも検討し、町民生活の変化に対応し、その利便性を向上させる取組みを推進します。

基本事業	主要事務事業
上水道事業の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林環境保全事業（再掲）</li> <li>・ 県営ダム建設事業の促進（再掲）</li> <li>・ 老朽管更新事業</li> <li>・ 機械装置更新事業</li> <li>・ 健全で効率的な上水道事業経営の推進</li> </ul>



**施策 4-9 計画的な土地利用の推進**

**【現状と課題】**

本町の総面積は16,374haであり、平成16年時点での地目ごとの土地利用状況としては、森林が12,635ha（77.2%）、農用地が1,465ha（8.9%）、宅地が405ha（2.5%）などとなっています。この自然に恵まれた町土は、町民だけではなく、農山漁村地域において心の豊かさや自然とのふれあいを求めている都市住民に対しても、高い水準の余暇空間を提供しています。

今後、三陸縦貫自動車道登米志津川道路の延伸やこれに関連する国道、県道等アクセス道路の整備によって、周辺の土地利用形態が変化していく可能性もあり、豊かな自然環境を維持しながら、新たな土地利用を推進していくことが必要となります。

町土を限られた資源として捉え、これを保全し、未来へ引き継いでいくことが重要であるとの認識の下、自然との共生に配慮した適正な土地利用計画に基づいた利用を推進していく必要があります。

**【基本事業】**

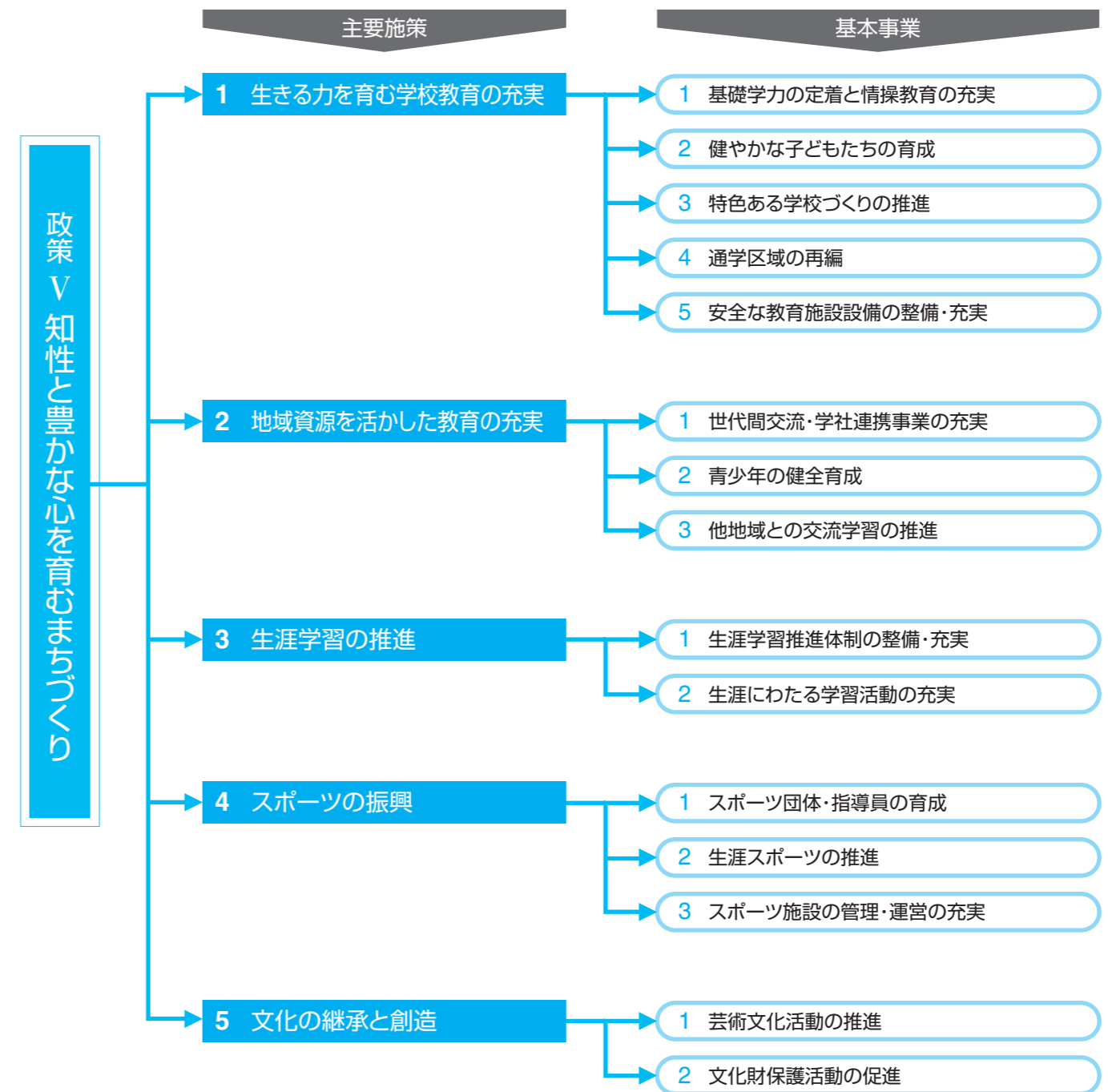
**4-9-1 環境保全と開発が調和した土地利用の推進**

町民の生活基盤の安定と地域活力の向上を目指し、環境保全と開発行為が調和した土地利用を推進します。

基本事業	主要事務事業
環境保全と開発が調和した土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土利用計画法等の適正な運用</li> <li>・ 国土利用計画に即した土地利用の推進</li> <li>・ 町土の保全と安全性の確保</li> <li>・ 環境の保全と町土の快適性、健康性の確保</li> <li>・ 土地の有効利用の促進と土地利用の転換の適正化</li> <li>・ 町土に関する調査の推進と成果の普及啓発</li> </ul>



**政策 V 知性と豊かな心を育むまちづくり**





## 政策 V 知性と豊かな心を育むまちづくり

### 施策 5-1 生きる力を育む学校教育の充実

#### 【現状と課題】

学校教育は、児童・生徒の人間としてのバランスの取れた発達と生涯にわたって学び続けていくための基礎を築く役割を担っています。

学校を児童・生徒が生きる力を育む場であると位置付け、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を展開しながら、自ら考え、主体的に行動する子どもたちの育成を目指していく必要があります。

本町においては、少子化等の影響により、児童・生徒数は今後も減少していく傾向にあります。このため、学校の統廃合による通学区域の再編・統合が必要となっています。

また、学校施設については、老朽化している校舎の改築や耐震補強等を進めることにより、安心で快適な教育環境を整備していくことが必要となっています。

#### 【基本事業】

##### 5-1-1 基礎学力の定着と情操教育の充実

児童・生徒に基礎的・基本的な教育内容を確実に身につけさせるため、教育カリキュラムの充実や教職員の資質の向上を図ります。

##### 5-1-2 健やかな子どもたちの育成

障害のある児童・生徒や不登校児童・生徒への適切な対応やきめ細やかな指導を行うとともに、生活困窮世帯への就学援助を行うことにより、すべての児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を整えます。

##### 5-1-3 特色ある学校づくりの推進

特色ある学校づくりの観点から、各学校の地域特性を活かした学習活動を実施することにより、急速に変化する社会状況に対応した個性・能力を伸ばす教育を推進します。

##### 5-1-4 通学区域の再編

地震災害等から児童・生徒を守るとともに、良好な教育環境を確保する観点から、地域住民の理解の下、学校の統廃合による通学区域の再編を推進します。

##### 5-1-5 安全な教育施設設備の整備・充実

老朽化した校舎や屋内運動場等教育関係施設の整備・改修を進め、安全な教育環境の充実を図ります。

基本事業	主要事務事業
基礎学力の定着と情操教育の充実	・教育カリキュラムの充実 ・教職員の資質向上 ・道徳教育推進事業
健やかな子どもたちの育成	・障害児教育推進事業 ・特別支援教育推進事業 ・学校不適応対策事業 ・就学援助事業
特色ある学校づくりの推進	・総合的学習推進事業 ・情報教育推進事業 ・環境教育推進事業 ・国際理解教育推進事業(A L T 招致事業を含む。) ・中高一貫教育推進事業 ・食育教育推進事業
通学区域の再編	・通学区域再編事業
安全な教育施設設備の整備・充実	・学校施設整備事業 ・学校施設耐震化推進事業

### 施策 5-2 地域資源を活かした教育の充実

#### 【現状と課題】

いじめ、不登校、少年犯罪などが社会問題として大きく取り上げられる今日、豊かな人間性を育むための心の教育や家庭、地域社会と学校との連携をより一層、緊密にしていくことが重要な課題となっています。

また、地域における教育力の向上のためには、町内の公民館等において地域色を活かした講座や教室を開催するなど、世代間交流事業や学社連携事業をさらに充実させていくことも必要となっています。

このほか、本町では山形県庄内町と友好町提携を結び、相互の理解と友好を進めており、このような教育活動等を今後とも継続し、交流を促すことも重要となってきます。

#### 【基本事業】

##### 5-2-1 世代間交流・学社連携事業の充実

本町には4つの公民館があり、これらを拠点に各種講座の開催や町民による自主的な地域活動が行われています。今後も、地域の特色を活かした講座、教室を開催することにより各世代間の交流を促進するとともに、地域づくり・人づくりを推進していきます。また、総合学習における自然体験やボランティア活動などの体験的な学習の推進や社会人講師、地域講師の活用と育成を図り、学社連携を進めます。

##### 5-2-2 青少年の健全育成

家庭、地域社会と学校との連携を強化し、家庭教育の充実と青少年を地域全体で暖かく見守るような環境づくりを進めることにより、青少年の健全な育成を図ります。

##### 5-2-3 他地域との交流学習の推進

友好町など他地域との交流活動を促進します。

基本事業	主要事務事業
世代間交流・学社連携事業の充実	・各種教室、講座開催事業 ・生涯学習指導者育成事業
青少年の健全育成	・ふるさと学習会推進事業 ・ジュニアリーダー育成事業 ・地域子ども会活動支援事業 ・家庭教育学習支援事業
他地域との交流学習の推進	・友好町交流促進事業（再掲） ・※A L T 招致事業（再掲）



※A L T Assistant Language Teacher。日本の学校で外国語教育に携わるネイティブスピーカーである助手。

### 施策 5-3 生涯学習の推進

#### 【現状と課題】

生涯学習とは、一人ひとりが自己の充実啓発に努め、豊かな人生を送ることができるように、学習活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などの様々な活動を行うことであると言えます。

少子高齢化や急速なIT化等、時代に応じ変化していく社会状況の中で、各ライフステージに応じた学習機会や情報を町民に提供していくことが必要となっています。

また、生涯学習は地域への思いを育み、地域の未来を考える人づくりの面においても重要な役割が期待されています。行政区や地区公民館などの既存コミュニティ組織を核とし、町民と行政との協働によるまちづくりを推進し、生涯学習を通じて人と地域が共に活性化することが求められています。



#### 【基本事業】

##### 5-3-1 生涯学習推進体制の整備・充実

生涯学習の推進体制を構築するため、町民の多様なニーズの把握に努め、既存の事業についての課題を整理し、より多くの町民が生涯学習に取り組むことができるように、生涯学習推進計画を策定します。

##### 5-3-2 生涯にわたる学習活動の充実

町民のライフステージに応じた学習機会と情報の提供や社会教育関係団体を育成し、自発的な活動の支援に努めます。

図書館については、蔵書の確保に努めるとともに、利用者の多様なニーズに対応するため、書籍・資料・情報提供の充実に努めるとともに、地域の歴史や文化などに関する資料の収集・保存を行うことで、町民の利用増進を図ります。

基本事業	主要事務事業
生涯学習推進体制の整備・充実	・生涯学習推進計画策定事業
生涯にわたる学習活動の充実	・生涯学習情報提供事業 ・生涯学習推進大会 ・生涯の各時期に対応する教室、講座の実施 ・図書館運営事業

### 施策 5-4 スポーツの振興

#### 【現状と課題】

余暇時間の増加や健康への関心が高まり、スポーツを通じた健康意識が町民にも浸透してきています。また、スポーツ活動の推進は、町民の健康づくりや余暇活動の充実、さらには町民相互の交流促進にもつながり、地域の活性化にも大きな役割を果たします。

本町には、スポーツ交流村、平成の森などの充実した施設があり、各種スポーツ教室やスポーツ大会を通して、町民の多くがスポーツ活動に親しんでおり、心と体の健康づくりが進められています。

今後、ますます高齢化が進む中で、生涯にわたる心と体の健康づくりが重要となってくることから、体育協会やスポーツ少年団等を支援し、指導者の育成を図ることで、町民の自主的なスポーツ活動の振興を推進する必要があります。



※指定管理者制度 多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウ等を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的に従来の管理委託制度に代わり創設された制度。

#### 【基本事業】

##### 5-4-1 スポーツ団体・指導員の育成

スポーツ団体の組織整備と強化を図るとともに、指導者を育成することにより、団体の自主的な運営を促進します。

##### 5-4-2 生涯スポーツの推進

地域づくり、仲間づくりを目指した各種大会・講習会を開催することにより、誰もが身近に生涯スポーツに親しむ環境づくりを推進します。また、競技力の向上を目指した競技スポーツの奨励に努めます。

##### 5-4-3 スポーツ施設の管理・運営の充実

既存施設の整備・改修を計画的に進めるとともに、指定管理者制度の活用等による管理・運営体制の検討を行い、施設の健全な運営を促進します。

基本事業	主要事務事業
スポーツ団体・指導員の育成	・体育協会育成支援事業 ・スポーツ少年団活動育成支援事業 ・指導者育成事業
生涯スポーツの推進	・各種大会の開催 ・各種講習会の開催 ・施設利用の促進 ・学校体育施設開放事業
スポーツ施設の管理・運営の充実	・既存施設整備改修事業 ・施設管理、運営体制の検討



**施策 5-5 文化の継承と創造**

**【現状と課題】**

多様な社会情勢の変化に伴い、文化に関する町民の関心は高まってきています。

本町においても、文化団体の育成を支援しながら、自らが参加し創造する芸術文化活動を推進するとともに、鑑賞機会の充実に努めています。

今後も町民の自主的な文化を創造する活動を支援するとともに、地域に残された貴重な文化財を保存・活用する体制づくりを進める必要があります。

**【基本事業】**

**5-5-1 芸術文化活動の推進**

町民自らが参加し、芸術文化活動を実践する団体を支援することにより、継続的な文化活動の担い手の育成を図ります。

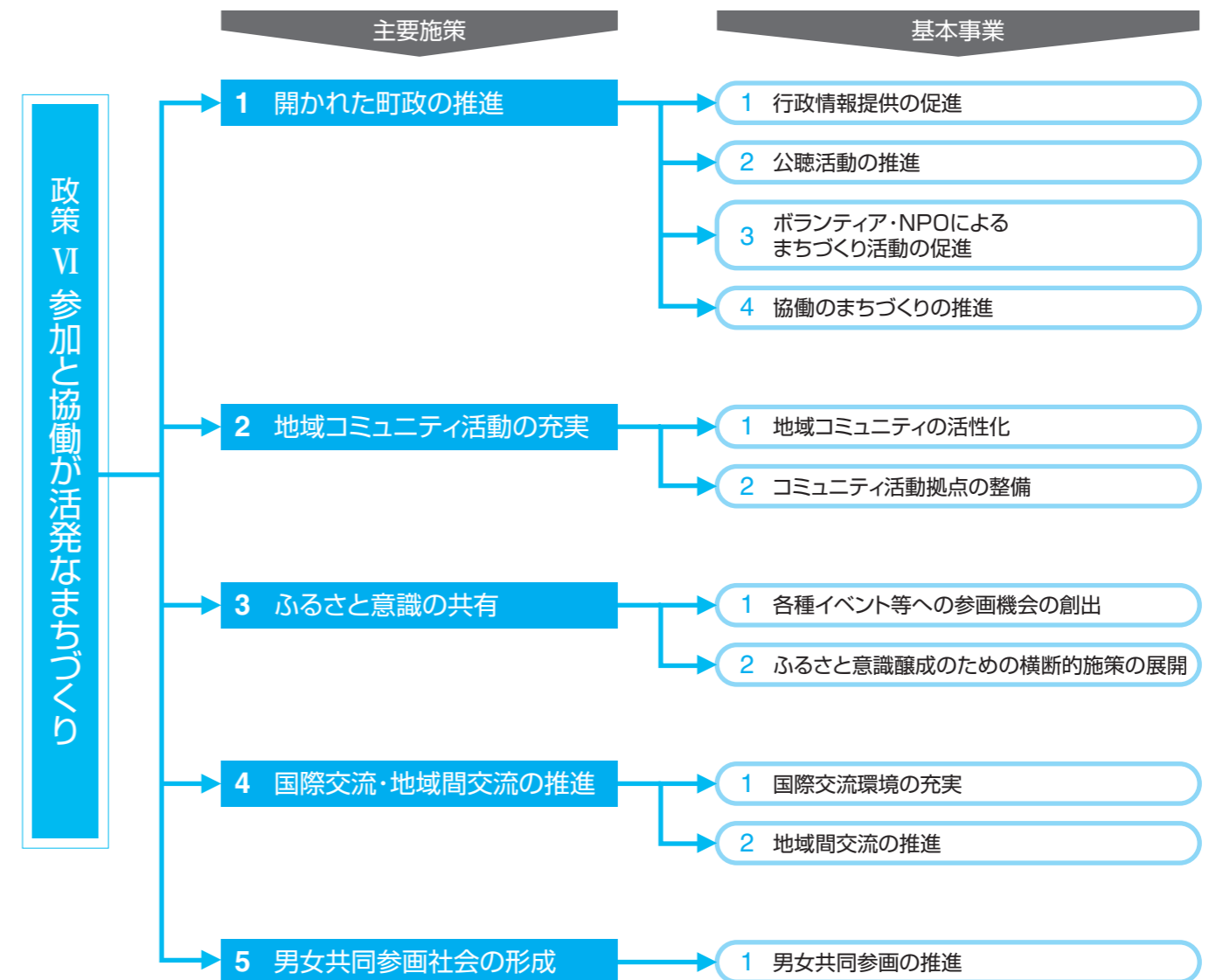
**5-5-2 文化財保護活動の促進**

文化財の調査研究と適切な保護活動を進めるとともに、それらを次代に継承するための啓発活動を行うことで、歴史資源を活かしたまちづくりを推進します。

基本事業	主要事務事業
芸術文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民文化祭</li> <li>・芸術文化鑑賞事業</li> <li>・文化ホール主催事業</li> <li>・地域担い手育成事業</li> <li>・芸術文化団体育成支援事業</li> </ul>
文化財保護活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財調査研究保護事業</li> <li>・伝統文化伝承活動支援事業</li> </ul>



**政策 VI 参加と協働が活発なまちづくり**



## 政策Ⅵ 参加と協働が活発なまちづくり

### 施策 6-1 開かれた町政の推進

#### 【現状と課題】

国と地方の関係においては、厳しい行財政状況のもと、地方分権一括法の施行に伴い、地方分権型行政体制への転換が急速に進んでおり、本町においても自己決定・自己責任による行政運営を展開していくことが強く求められています。

合併により行政エリアが拡大したこともあわせ、これからのまちづくりのためには、地域コミュニティ機能の強化や町民・企業・行政などの多様な主体が情報・知識を共有できる環境づくりを進めることにより、町民のまちづくりへの参加意識を高めていく必要があります。

今後、町政への町民の参画機会を増やす仕組みづくりを進めることで、参加と協働によるまちづくりを推進し、町の一体感の醸成を図ることが課題となっています。

#### 【基本事業】

##### 6-1-1 行政情報提供の促進

町広報紙の発行に加え、町ホームページや地域イントラネットなどの情報通信基盤を活用した場所を問わないタイムリーな行政情報の発信や即時性の高いメール配信などの活用により情報の共有化を推進します。

##### 6-1-2 公聴活動の推進

特色のあるまちづくりを進める上で必要となる町民の町政への参画機会を確保する観点から、町民の意見等を聴きそれを効果的に町政に反映させる仕組みづくりを行います。

##### 6-1-3 ボランティア・NPOによるまちづくり活動の促進

自主的なまちづくり活動を行うボランティア組織やNPO団体等が、まちづくり活動に取組みやすい環境づくりを推進します。

##### 6-1-4 協働のまちづくりの推進

住民自らが主体的に、あるいは行政と住民がともに手をとり合って、まちづくりに係わる機会を増やすことによって、住民自治意識の高揚と地方分権社会の構築を目指します。

基本事業	主要事務事業
行政情報提供の促進	・ 広報発行事業 ・ ホームページ更新事業 ・ 行政情報発信事業
公聴活動の推進	・ 出前トーク事業 ・ パブリックコメント制度の構築
ボランティア・NPOによるまちづくり活動の促進	・ ボランティア・NPO活動支援事業
協働のまちづくりの推進	・ 提案公募型協働事業 ・ ふるさとまちづくり・ひとづくり創出事業 ・ 協働によるまちづくりに関する基本方針の策定

### 施策 6-2 地域コミュニティ活動の充実

#### 【現状と課題】

少子高齢化の進行や町民ニーズが多様化してきている現在、生活に身近な地域コミュニティの担う役割は、今後、ますます重要となってきます。

参加と協働が活発なまちを実現するためには、町民と行政とのパートナーシップの構築や、地域の課題を地域で解決することが可能な環境づくりが求められています。

このため、地域振興センターを核とした地域コミュニティ活動支援のための仕組みづくりと自立や地域課題の解決に向けた住民自治を促進していくことが重要となっています。

#### 【基本事業】

##### 6-2-1 地域コミュニティの活性化

参加と協働のまちづくりを促すために、地域振興センターを中心とした地域コミュニティ活動の支援体制の充実を図ります。特に、主体性のあるまちづくりを促進するため、地域課題を自らが解決する官民パートナーシップ型活動につながる取組みを重点的に支援します。

##### 6-2-2 コミュニティ活動拠点の整備

コミュニティ活動拠点の整備を支援することにより、持続性・主体性のある地域コミュニティ活動を促進します。

基本事業	主要事務事業
地域コミュニティの活性化	・ 地域コミュニティ団体活動支援事業
コミュニティ活動拠点の整備	・ 地域コミュニティ活動拠点整備支援事業



※NPO Non profit-Organizationの略。継続的・自発的に社会活動を行う営利を目的としない民間の活動団体。



## 施策 6-3 ふるさと意識の共有

### 【現状と課題】

生き生きとした新しい町を創り上げる主体は町民であるという観点から、様々な段階における町民が交流する機会の創出や、町民の一体感の醸成を推進するため、ふるさと意識を共有できるような取組みも必要となってきます。

特に、参加と協働が活発なまちづくりを進める上で、「私のまち」「私のふるさと」という意識を町民間に醸成することが重要であり、学校教育や生涯学習施策、地域コミュニティ活動支援施策等との連携の下、ふるさと「南三陸町」への郷土意識の醸成や各種イベントなどの企画や様々な事業に町民が参画する機会を設けることで、旧町間の垣根を越えた新生南三陸町としてのふるさと意識を醸成していくことが必要となります。

### 【基本事業】

#### 6-3-1 各種イベント等への参画機会の創出

ふるさと意識を醸成する各種イベントやまちづくり活動などの各ステージにおいて、町民が交流する機会を創出するとともに、ふるさとまちづくり・ひとづくり創出事業や南三陸町夢大使事業を展開することを合わせ、町民のふるさと意識の共有を促進していきます。

#### 6-3-2 ふるさと意識醸成のための横断的施策の展開

ふるさと意識を醸成する学校教育、生涯学習、コミュニティ活動支援等の横断的な施策を展開します。

基本事業	主要事務事業
各種イベント等への参画機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさとまちづくり・ひとづくり創出事業（再掲）</li> <li>南三陸町夢大使事業</li> <li>新しいまちづくり活動への支援事業</li> </ul>
ふるさと意識醸成のための横断的施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティ団体活動支援事業（再掲）</li> <li>公民館講座等における地域学習講座の開催</li> </ul>



## 施策 6-4 国際交流・地域間交流の推進

### 【現状と課題】

近年、企業の経済活動を背景とした雇用政策として、国際社会との関わりを持つ企業が増えています。

本町においても、水産加工業を中心に外国人労働者を雇用する企業が増え、また、観光産業においては、外国人研修生を受け入れるなど、国際交流が盛んに行われています。今後は、都市住民や友好町の山形県庄内町をはじめとする県内外からの交流人口の増大を図りながら、町の活力を創出していくことが求められており、豊かな地域資源と町の特徴を活かした取組みを展開することが重要となります。

### 【基本事業】

#### 6-4-1 国際交流環境の充実

国際理解を深め、国籍や民族に関わらず互いの人権を尊重し、生活していく多文化共生社会の形成を目指し、町民による様々な国際交流活動を支援していきます。

#### 6-4-2 地域間交流の推進

平成18年5月に友好町の盟約を締結した山形県庄内町との友好町交流事業や本町の地域資源を活用した産業経済・教育文化などの多方面にわたる地域間交流を活発化します。

基本事業	主要事務事業
国際交流環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流活動支援事業</li> <li>海外出身者への各種情報提供事業</li> </ul>
地域間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>友好町等交流推進事業</li> </ul>



## 施策 6-5 男女共同参画社会の形成

### 【現状と課題】

核家族化や少子化等による世帯人員の減少、生活利便性が向上したことによる家事労働負担の軽減、さらには自己実現に対する意欲の高まり等を受けて、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、今後も女性の社会参画は一層拡大する傾向にあります。

一方で、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担の考え方が、未だに地域社会の中に根強く残っていることから、こうした考え方を変革させていくような意識改革への取組みが重要となっています。

また、家庭内暴力や性的いやがらせなどの人権侵害を防ぐためにも、性別に関わりなく互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を実現することが求められています。

このため、本町においても、「男女共同参画推進計画」を策定し、その推進を図っていくことが必要となっています。

### 【基本事業】

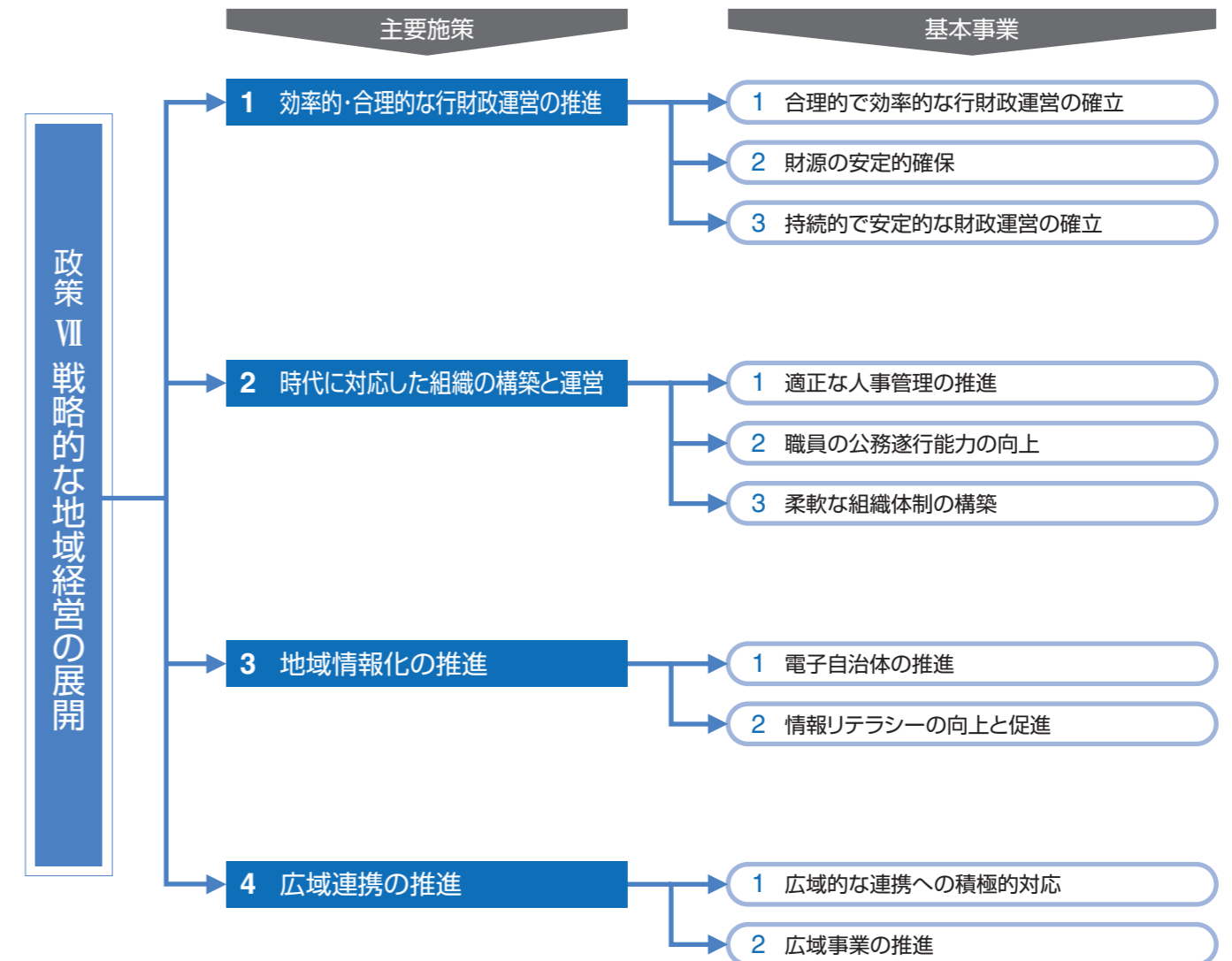
#### 6-5-1 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための推進計画を策定するとともに、多様化するニーズに対応するための様々な学習機会や情報の提供、並びに啓発活動を行い、固定的な性別役割分担意識の是正と男女共同参画社会形成に対する意識の形成を図ります。

基本事業	主要事務事業
男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進計画策定事業</li> <li>普及啓発活動推進事業</li> <li>学習機会、情報の提供</li> </ul>



## 政策Ⅶ 戦略的な地域経営の展開





## 政策Ⅶ 戦略的な地域経営の展開

### 施策 7-1 効率的・合理的な行財政運営の推進

#### 【現状と課題】

地方分権の進展や三位一体の改革により、今後も厳しい財政状況が予想されています。しかし、町民生活を停滞させることなく、多様化・高度化する行政需要に的確に対応していくためには、これまでも増して、いかにして町民福祉を向上させていくかといった視点に基づいた効率的でスリムな行財政運営を確立することが求められています。

このようなことから、組織管理、人事管理、事務管理の適正化による効率的な行政システムの構築、合理的で計画的な財政運営の推進、並びに財政収支の均衡化と持続的で安定的な財政基盤を早期に確立することが重要となっています。

#### 【基本事業】

##### 7-1-1 合理的で効率的な行財政運営の確立

行政ニーズの多様化に伴って義務的経費が増加し、投資的経費に充当する財源が非常に厳しい状況にあることから、経常的経費の抑制、事務の合理化等により財政の健全化を推進します。

さらに、町民の利便性向上の観点から、各種行政サービスの充実を図ります。また、合理的で効果的な施設の運営を目指し、公の施設への指定管理者制度の導入を推進するとともに、業務の民間委託を進め、効率的な行財政運営の確立に努めます。

##### 7-1-2 財源の安定的確保

重要な自主財源である町税収入を確保するとともに、町民間での租税負担の公平性の維持に努めます。

##### 7-1-3 持続的で安定的な財政運営の確立

厳しい財政状況の中、将来にわたり各種事業を展開していくため、中長期的な財政計画を策定し、適正な財政分析の下、計画的な財源の確保及び効率的配分に努めます。

基本事業	主要事務事業
合理的で効率的な行財政運営の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価制度の導入</li> <li>指定管理者制度の導入と民間委託の推進</li> <li>事務事業の見直し</li> <li>日曜開庁の実施</li> </ul>
財源の安定的確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>町税確保対策事業</li> <li>使用料及び手数料の適正化</li> <li>公有地の有効活用</li> <li>町債の効果的で有効的な活用</li> <li>諸制度の効果的かつ有効的な活用</li> </ul>
持続的で安定的な財政運営の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期財政計画策定事業</li> <li>連結バランスシートの研究、導入と公表</li> </ul>



### 施策 7-2 時代に対応した組織の構築と運営

#### 【現状と課題】

地方分権の進展や町民の行政に対するニーズが複雑かつ高度化してきていることから、これからの行政運営においては、行政課題に即応した組織づくりと課題に対する柔軟な視野と問題解決能力を備えた職員の育成が求められています。

このため、職員に意識改革を促すとともに職員研修制度を十分に活用し、職員の持つ能力が最大限に発揮され、組織を強化していくことが重要となっています。

#### 【基本事業】

##### 7-2-1 適正な人事管理の推進

客観的な人事評価制度の導入による職員配置適正化の推進や定員管理の適正運用により、町民ニーズに対応した効率的で効果的な行政運営を推進します。

##### 7-2-2 職員の公務遂行能力の向上

複雑かつ高度化する行政課題に柔軟に対応できる職員や専門的能力を有する職員を育成するため、職員研修の充実や他の地方公共団体との交流事業を行うとともに、職員による自主的な政策研究等を奨励し、職員の公務遂行能力の向上を図ります。

##### 7-2-3 柔軟な組織体制の構築

地方分権の推進や特色あるまちづくり推進などによって生じる、新たな行政課題に迅速に対応できる組織体制を構築します。

基本事業	主要事務事業
適正な人事管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>客観的な人事評価制度の導入</li> <li>職員配置の適正化と定員管理の適正運用</li> </ul>
職員の公務遂行能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修の活用</li> <li>他の地方公共団体との交流事業</li> <li>政策等独自研究グループ活動の奨励</li> </ul>
柔軟な組織体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>部局横断的な組織の連携強化</li> <li>プロジェクトチームの効果的な活用</li> </ul>



※行政評価 行政活動を評価し、その結果を計画策定、行財政改革、予算編成等に活用する仕組み。

※三位一体の改革 国と地方公共団体に関係する行財政システムに関する3つの改革（国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の一体的な見直し）。

### 施策 7-3 地域情報化の推進

#### 【現状と課題】

IT（情報通信技術）の飛躍的な革新を背景に、産業経済のみならず家庭生活に至るまで急速に高度情報化の波が押し寄せてきています。国では平成18年1月に「IT新改革戦略」を決定し、「国・地方自治体に対する申請・届出等の手続きにおけるオンライン利用率为平成22年度までに50%以上とする。」ことを目標として掲げ、その取組みを強力に進めています。

しかしながら、本町の町民生活に直結する町の行政サービスにおける電子化がまだ不十分であることやサービスの利用者である町民に活用方法等の理解が十分に行き渡っていないことなどから、町民がその利便性を実感できていないという課題があります。

このため、町民の※情報リテラシーの向上を図ることや、より使いやすい行政サービスのオンライン化に努めるなど、町の実情に合わせた地域情報化を進めることが必要となっています。

#### 【基本事業】

##### 7-3-1 電子自治体の推進

行政手続きが場所を問わずにオンラインで利用できるような基盤と制度を整備し、利便性に優れた行政サービスを推進します。

##### 7-3-2 情報リテラシーの向上と促進

行政や民間電気通信事業者において整備された情報提供基盤を有効に活用するために、高齢者などのIT弱者に対して、コンピュータの操作能力だけでなく、情報ネットワークに接続して得られる情報の利活用を促進します。

基本事業	主要事務事業
電子自治体の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続きオンライン化推進事業</li> <li>地域イントラネット基盤施設運用事業</li> <li>住民情報システム等運用事業</li> <li>総合行政ネットワーク（LGWAN）管理事業</li> </ul>
情報リテラシーの向上と促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報講習会開催事業</li> </ul>



### 施策 7-4 広域連携の推進

#### 【現状と課題】

現在、廃棄物処理対策や広域的な医療体制の構築等、個々の自治体だけでは解決が容易ではない広域的な課題を多くの自治体が抱えています。

こうした課題を解決していくためには、自治体の枠を越えた関係市町村の広域的な連携を推進し、共通する諸課題に関係自治体と共同して取り組むことが必要となっています。

本町が参画している気仙沼・本吉地域広域行政事務組合においては、広域事業の推進とともに、国の指定を受けた特定地域経済活性化対策推進地域としての経済活性化策を着実に推進することが当面の課題となっています。

#### 【基本事業】

##### 7-4-1 広域的な連携への積極的対応

広域的な諸課題への対応策を関係自治体とともに検討していく、広域的な連携体制づくりを進めます。

##### 7-4-2 広域事業の推進

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合を中心とした構成市町と連携した事業を推進することによって、本地域の経済活性化に結びつけていきます。

基本事業	主要事務事業
広域的な連携への積極的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理広域化に対する関係市町の事務連絡会議における検討の推進</li> </ul>
広域事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域会議の充実</li> <li>気仙沼・本吉地域特定地域経済活性化対策事業の推進</li> </ul>

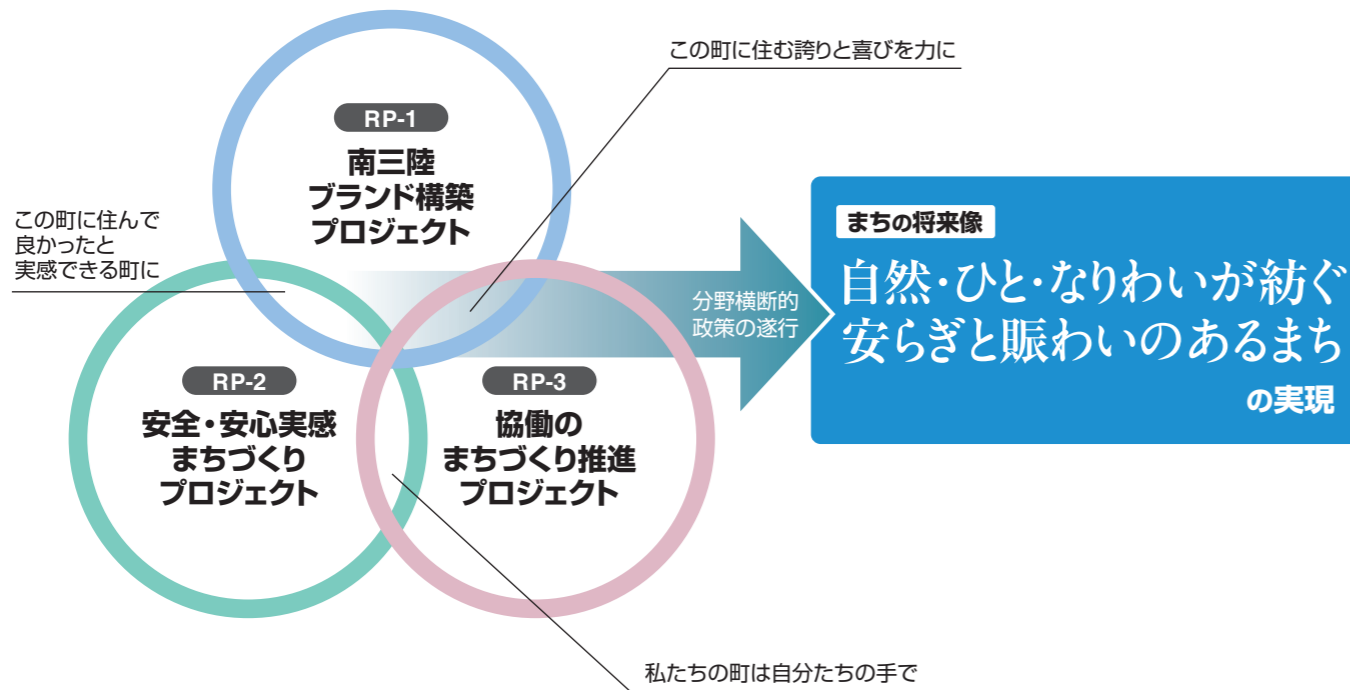


※情報リテラシー 情報活用能力（情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な資質）。



## 第2章 リーディングプロジェクト

まちの将来像「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」を実現するため、特に重要性和先導性を持つ分野横断的な政策として、次のプロジェクトを積極的に推進します。



### RP-1 南三陸ブランド構築プロジェクト

#### 【基本的な考え方】

南三陸町の豊かな自然環境は、私たちの暮らし、生業に密接な関係を持ちながら過去から現在まで受け継がれてきました。近時においては、中山間地における体験や志津川湾内でのダイビング事業が定着するなど、自然を相手にした新たな起業化も図られています。しかし、地域経済を一層活性化させるためには、産業間の連携力を強

なりわい化し、食を中心とした地域資源を有効的に活用することによって、派生する経済的恩恵をくまなく享受できるシステムの構築が求められています。そのためには南三陸町ならではのと呼ばれるブランドが必要であり、全国に展開できるものを創造するものです。

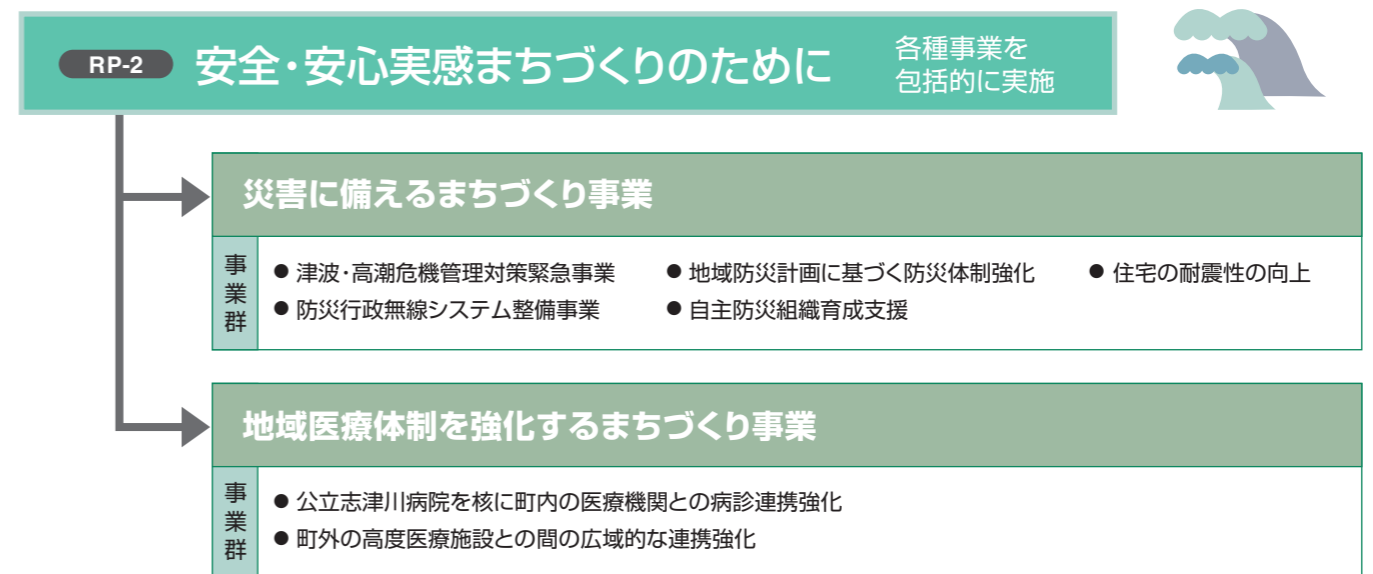


### RP-2 安全・安心実感まちづくりプロジェクト

#### 【基本的な考え方】

この町に住んで良かったと町民が実感できる要素のひとつが、暮らしの安全・安心に対する備えができています。特に、県沖地震に対する地域防災体制、医療に関わる社会基盤や仕組みを改善していくとともに、健康を害

したり、罹患した際の一次医療サービス提供の機会充実が求められます。このため、町民の暮らしの安全・安心に関連する各種事業を包括的に実施し、真に安全・安心を実感できるまちを創造するものです。



## RP-3 協働のまちづくり推進プロジェクト

### 【基本的な考え方】

地方分権社会として確固たる基盤を築くためには、行政だけではなく地域ぐるみで様々なパートナーシップを形成することが必要です。特に、まちづくりに参加したいと思う町民が主体的、自立的なまちづくり活動を活発に展開できるように、その受け皿となるボランティア組織や地域団体等が存分に活躍できるような環境整備を進めることが重要です。このため、リーディングプロジェクトをはじめとする本町のまちづくり全般に渡って多様な主体の間の信頼

関係をさらに高めていくという観点から、行政施策の企画・立案から実施の様々な段階において、町民参加の機会を積極的に設けていきます。

また、公共サービスを考えた場合、そのすべてを行政が担うよりも、むしろ町民自らが「公共」の領域に参加することが求められる時代がやって来ています。本町においても、町民満足度向上という観点から、まちづくり協働の担い手となる町民の活動を積極的に支援していきます。

## 第4編

# 資料編

### RP-3 協働のまちづくり推進のために

町民参加、  
町民活動の支援



#### パートナーシップ形成推進事業

- |     |                         |                  |                  |
|-----|-------------------------|------------------|------------------|
| 事業群 | ● 協働によるまちづくりに関する基本方針の策定 | ● 提案公募型協働事業      | ● パブリックコメント制度の導入 |
|     | ● ふるさとまちづくり・ひとづくり創出事業   | ● 町長出前トーク・職員出前講座 |                  |

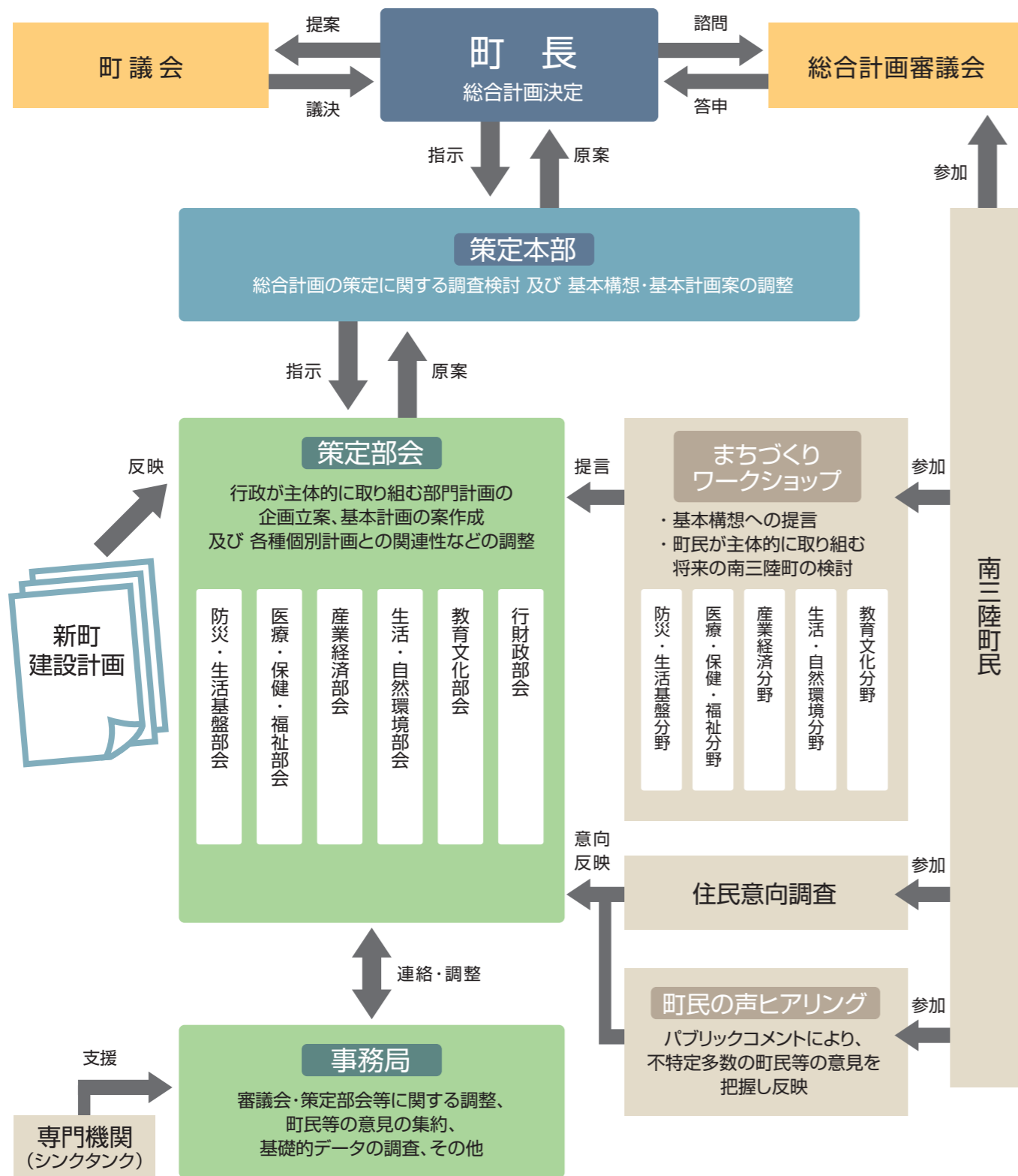
#### 地域コミュニティ向上事業

- |     |                   |             |
|-----|-------------------|-------------|
| 事業群 | ● 地域コミュニティ活動支援事業  | ● 地域学習講座の開催 |
|     | ● ボランティア・NPO活動の支援 |             |





# 1. 南三陸町 総合計画策定フローチャート [住民協働策定体制]



# 2. 南三陸町総合計画策定経過

年月日	事業等	備考
18年 2月20日	南三陸町総合計画策定方針について庁議報告	
3月29日	平成17年度第1回総合計画審議会	総合計画策定について外
4月 1日	南三陸町総合計画策定本部設置	要綱設置
〃	南三陸町まちづくりワークショップ設置	要綱設置 (委員公募4月20日まで)
5月 8日	第1回総合計画策定本部会議	策定スケジュール・住民意向調査の実施について外
5月11日	第1回まちづくりワークショップ	会議内容をホームページに掲載
5月16日～31日	南三陸町まちづくり住民意向調査実施	対象者2,000人
5月25日	第2回まちづくりワークショップ	会議内容をホームページに掲載
6月 1日	事務事業点検シート記入方法説明会	策定部会職員対象 (44人出席)
〃	第3回まちづくりワークショップ	会議内容をホームページに掲載
6月15日	南三陸町総合計画策定に関する講演会	策定部会職員対象 (35人参加) 講師：大村虔一氏 (財)宮城県地域振興センター
〃	第4回まちづくりワークショップ	会議内容をホームページに掲載
6月22日	第5回まちづくりワークショップ	会議内容をホームページに掲載
6月23日	第1回職員ワークショップ	策定部会職員対象 (30人参加)
7月 6日	第6回まちづくりワークショップ	会議内容をホームページに掲載
7月 7日	第2回職員ワークショップ	策定部会職員対象 (25人参加)
〃	第7回まちづくりワークショップ	会議内容をホームページに掲載
7月18日	まちづくり提言書の提出	提言書をホームページに掲載
7月25日	事務事業点検シートの検収	防災・生活基盤部会、行財政部会
7月26日	〃	医療・保健・福祉部会、生活・自然環境部会、産業経済部会、教育文化部会
8月21日	第2回総合計画策定本部会議	住民意向調査結果について外
8月29日	平成18年度第1回総合計画審議会	総合計画に関する諮問
〃	総合計画策定に関する町長ヒヤリング	町政運営上の課題等について
10月23日	総合計画策定部会長会議	基本構想素案に対する意見、基本計画原案作成作業の指示について外
11月 6日	第3回総合計画策定本部会議	基本構想素案の調整について
11月13日	平成18年度第2回総合計画審議会	基本構想素案について外
12月1日～20日	基本構想素案に関する意見の募集	寄せられた意見：2件
12月6日～13日	実施計画に関するヒヤリング	各課 (局・所・館・室)
1月23日	総合計画策定に関する特別委員会の設置	町議会
1月24日	第4回総合計画策定本部会議	基本計画素案の調整について外
1月25日	平成18年度第3回総合計画審議会	基本計画素案について外
1月29日～2月9日	基本計画素案に関する意見の募集	寄せられた意見：13件
2月 1日	総合計画 (基本構想) に関する答申	
2月 6日	南三陸町総合計画策定に関する特別委員会	基本構想説明
2月14日	第5回総合計画策定本部会議	リーディングプロジェクトについて外
2月15日	平成18年度第4回総合計画審議会	基本計画素案について
2月16日	総合計画 (基本計画) に関する答申	
2月20日	南三陸町総合計画策定に関する特別委員会	基本計画説明、基本構想・基本計画に対する質疑
2月26日	南三陸町総合計画策定に関する特別委員会	実施計画説明、基本構想・基本計画・実施計画に対する質疑
2月26日	庁議	基本構想案の決定
3月 7日	南三陸町総合計画策定に関する特別委員会	実施計画説明、基本構想・基本計画・実施計画に対する質疑
3月 8日	南三陸町総合計画策定に関する特別委員会	基本構想に対する総括的質疑
3月 8日	議決	
3月12日	基本構想・基本計画をそれぞれの意見公募手続きにより寄せられた意見の概要にあわせ、ホームページ等で公表	

## 南 三 陸 町

### 町 章



南三陸町の「南」と「三」をモチーフに未来の空へと羽ばたく鳥、美しい里山の自然、未来を創造する新しい波を表現。中央のオレンジ色の円形は、新町の未来を照らす太陽と、町民の新町にかかる情熱を表現しています。

### 位 置

東経 141°27'01"  
北緯 38°40'29"

### 役場所在地

〒986-0792 宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入77

### 面 積

163.74平方キロメートル

### 気象状況

年平均気温11.1℃、年間降水量1249.8ミリメートル  
〔1996～2005年の10年間の平均〕

### 町 花

**【ツツジ】** かざり気なく素朴に咲き誇るツツジは、いたるところに自生し、みんなに親しまれています。当町では、特に田束山のツツジが華やかで、毎年5月に開催される「田束山つつじまつり」には多くの行楽客が訪れます。

### 町 木

**【タブノキ】** 暖かい地方の海沿いに多い常緑の高木で、当町の海岸部のいたるところに自生しています。特に湾内に浮かぶ椿島は群生の北限地として植物学上極めて価値が高く、椿島暖地性植物群落として国の天然記念物に指定されています。

### 町 鳥

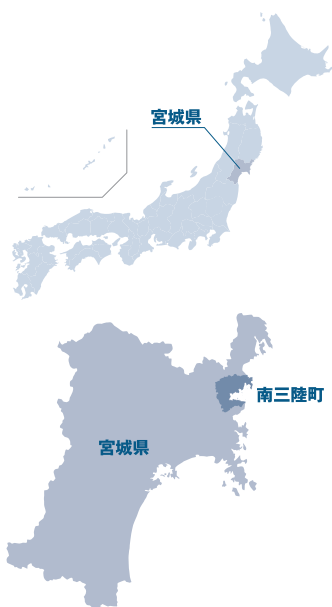
**【イヌワシ】** 国の天然記念物に指定されている絶滅危惧種ですが、当町の豊かな自然環境の中で生息している希少な鳥です。

### 海の生物

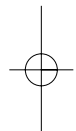
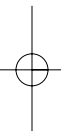
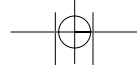
**【マダコ】** 志津川湾の住人で、当町自慢の海の生き物。さまざまなイベント・交流などでの展開が期待できる産業の活性化を象徴するユニークなシンボルです。

### イメージカラー

**【スカイブルー】** 発展、希望、爽やかさ、やすらぎ、そして南三陸の空と海を象徴しています。







## 南三陸町総合計画 2007～2016

平成19年6月発行  
発行／宮城県南三陸町  
〒986-0792宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入77  
TEL：0226-46-2600 FAX：0226-46-5348  
<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>  
E-mail:office@town.minamisanriku.miyagi.jp  
企画／南三陸町企画課  
制作／凸版印刷株式会社 東北事業部

